

令和8年度第2回岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会

日 時 令和8年8月21日（金）

午後2時00分～

場 所 生涯学習センター 研修室1

1 あいさつ

2 議 題

【報告事項】

（1）第9期事業計画の進捗状況について（資料1-1～3）

（2）介護支援専門員ヒアリング調査のまとめについて（資料2）

（3）岩倉市の高齢者を取り巻く現状について（資料3）

【協議事項】

（1）第10期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(骨子案)について
（資料4）

3 その他

第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画進捗状況確認シート

資料 1 - 1

目標 1 ずっといられる居場所のあるまちづくり

1 地域包括ケアシステムの充実

第9期計画における施策・事業		C. 令和6～8年度の実績（見込み）（具体的に行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A：名 称	B：内 容		
(1) 地域共生社会の理念の普及	＜第9期の取組＞ 超高齢社会の到来にあたって、介護保険制度をはじめとする社会保障制度を将来的に持続可能なものとして維持継続していくためには、「自助」を前提としつつも、地域における支え合いや協働のしくみを通じた「互助」を作り出すことが大切になってきています。 「地域共生社会」とは、「公助」を社会のセーフティネットとして機能させながら、ともに支え合うという「共助」の精神を浸透させ、「互助力」を高めていく社会を意味しています。 こうした考え方を、多くの人に理解してもらい、地域をより豊かなものにしていくことに努めています。 今後も、保健・医療・福祉・介護などの専門職と住民とがともに活動する機会を創出し、地域ぐるみで課題解決を図る体制を構築していきます。 さらに、岩倉市地域福祉計画において推進している包括的相談支援体制とも連携し、複合的な地域の福祉課題に対応できるように、体制の充実に努めます。	＜福祉課＞ ・令和6年度は令和7年2月16日に「つなぐ・つながる・つなげる 地域づくり」をテーマに中京大学准教授の中田雅美氏を講師として地域つながり講演会を開催し、62人が参加しました。 ・令和7年度は令和8年2月8日に「つなぐ・つながる・つなげる先に」をテーマに中京大学准教授の中田雅美氏を講師として地域つながり講演会を開催し、33人が参加しました。 ・令和8年度は令和9年3月13日に地域福祉推進フォーラムを開催予定です。	＜福祉課＞ 第3期岩倉市地域福祉計画に基づき、地域共生社会の重要性を全ての市民に啓発していきます。
		＜長寿介護課＞ ・シルバーリハビリ体操指導士会にて、理学療法士に住民指導士の養成を依頼し、これまで97人の指導士を養成してきました。 ・認知症サポーター養成講座にて、介護職に講師を依頼しました。講師は認知症サポーターにもなり、ともに活動しています。 ・市民を対象に認知症への理解と地域での支え合いを目的に、「認知症勉強会及び声掛け訓練」を実施しました。 これらにより、高齢者への介護予防の推進や認知症の人への関わり方など、地域で支え合う体制の構築に努めました。	＜長寿介護課＞ 今後も機会を捉えて、専門職と住民がともに活動する機会を創出していきます。 総合相談支援体制との連携方法を研究し、体制の充実に努めます。
(2) 重層的支援体制の構築	＜第9期の取組＞ 8050問題、ヤングケアラー、ひきこもり等の多様で複合的な課題や制度の狭間の問題を抱える人を包括的に受け止め、必要な支援につなげるため、2024年度（令和6年度）から、市と関係機関等が連携し専門職による相談対応ができる包括的相談支援体制を構築します。 また、対応に関わる関係者間の連携の円滑化を図るため、2021年度（令和3年度）から実施している「断らない相談情報共有会議」の機能を発展させるかたちで、多機関協働の体制を整備します。 さらに、専門的・継続的に相談や地域づくり、参加支援等を実施するため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置や既存の生活支援コーディネーター等の役割の整理について検討を進めます。	＜福祉課＞ ・令和6年4月より重層的支援体制整備事業を開始し、包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチを通じた継続的支援事業、多機関協働事業を推進しています。 ・多機関協働事業 ▶断らない相談支援会議 令和6年度7回、令和7年度1回 ▶重層的支援会議 令和6年度2回、令和7年度3回 ▶顔の見える連携交流会 令和6年度4回、令和7年度4回 ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）については配置せずに、「包括的相談支援事業」、「参加支援事業」、「アウトリーチを通じた継続的支援事業」と一体的に実施するために、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉事務所の三者が協力し、連携して取り組んでいます。	＜福祉課＞ 社会的孤立者等への「参加支援」において、既存の福祉サービスに該当しない人の「居場所」や「就労体験の場」が不足していることが課題である。今後は地域の既存活動を柔軟に活用し、誰もが役割を持てるインフォーマルな居場所づくりを進める必要があります。

(3) 地域包括支援センターの機能強化	<第9期の取組> 地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法第115条の45）とされています。言い換えれば、地域包括ケアシステムを実現するための中心的役割を果たすための機関といえます。 今後も、地域包括支援センターを地域包括ケアシステムの中心に位置づけ、各種関係団体の連携を強化することにより、本市における地域包括ケアシステムの充実を図ります。 また、重層的支援体制整備事業においても重要な役割を担うため、今まで以上に専門性や判断力・機動力が求められる事例にも対応できるよう、さらなる体制の充実に努めます。	岩倉市の地域包括ケアシステムを実現する中心的な機関として、高齢者の生活を支援しました。 ・総合相談 令和6年度 1,779件 令和7年度 2,010件 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員としても地域で活発に活動し、認知症高齢者が地域で生活し続けられるよう努めました。	<長寿介護課> 地域包括ケアシステムの中核を担うとともに、重層的支援体制整備事業においても重要な役割が求められます。 今まで以上に専門性や判断力・機動力が求められる事例にも対応できるよう、さらなる体制の充実に努めます。
(4) 地域ケア会議の充実	地域包括支援センターにおいて、介護サービス提供事業者、地域包括支援センター職員、市職員など関係機関の連携により、高齢者及びその家族などに対し、個別に支援する方法などを検討しています。 <第9期の取組> 地域ケア会議のより一層の充実を図るとともに、困難事例地域ケア会議も実施し、地域課題の把握を行います。 また、政策提言につながるような体制の充実に努めます。	<長寿介護課> ・地域ケア会議 令和6年度 3回 令和7年度 4回 自立支援型地域ケア会議を実施しました。また、令和7年度には困難ケース型地域ケア会議も実施しました。個々の事例から地域課題を抽出して整理を行いました。が、政策への提言には至りませんでした。	<長寿介護課> 引き続き困難事例地域ケア会議も実施し、地域課題の把握を行います。 政策提言につながるような体制の充実に努めます。
(5) 在宅医療・介護連携の充実	多職種の協働による在宅医療と介護の連携を推進するために、在宅医療・介護連携推進ネットワーク会議を設置しています。2018年度（平成30年度）からは、在宅医療・介護サポートセンターを岩倉市医師会へ委託し、在宅医療と介護の一層の連携強化を図りました。 また、医療と介護を必要とする高齢者に対し、在宅医療と介護を一体的に提供するために、在宅医療・介護連携ネットワークシステム「岩倉のんぼりネット」を活用し、地域の医療・介護関係者間の連携と情報共有の支援を図っています。 さらに、人生の最終段階において、本人の意思決定を基本とした上で適切な医療・介護サービス等が提供されるよう、医療機関や介護サービス提供事業所等と連携し、自身が望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」の普及を図るためACP普及プロジェクト委員会を開催しています。 <第9期の取組> 在宅医療・介護連携の推進により、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、引き続き、岩倉市在宅医療・介護サポートセンターの充実を図り、多職種の顔の見える関係づくりと連携強化に努めます。 また、岩倉のんぼりネットの利用を促進し、情報共有の支援を図ることで、多職種の連携を推進するとともに、介護支援専門員等との連携のもと、必要な人が必要なサービスを利用し、在宅で暮らし続けられるよう研究していきます。 さらに、医療機関や介護サービス提供事業所等と連携し、専門職や市民へACPの普及に努めます。 加えて、在宅で介護を受けている高齢者の入退院時に、医療機関と介護支援専門員が連携することにより、入院中の医療や退院後の介護が最適かつ円滑に行われるように、入退院支援に取り組みます。	<長寿介護課> ・岩倉市在宅医療・介護サポートセンターを岩倉市医師会に委託し、協働することで、多職種の顔の見える関係づくり及び連携強化に努めました。 ・岩倉市在宅医療・介護連携推進ネットワーク会議 令和6年度 2回 令和7年度 2回 ・岩倉のんぼりネットの利用登録者 令和6年度 111施設186人 令和7年度 113施設186人 ・ACP普及プロジェクト委員会 令和6年度 3回（エンディングノート（第3版）の作成、医療・介護の出張セミナーの開催（認知症すごろく・人生会議すごろくを使用した啓発活動）、市民公開講座の開催） 令和7年度 3回（医療・介護の出張セミナーを計6回開催（認知症すごろく・人生会議すごろくを使用した啓発活動）、市民公開講座の開催）	<長寿介護課> 岩倉市在宅医療・介護サポートセンターと協働することで、引き続き多職種の顔の見える関係づくり及び連携強化に努めます。 岩倉のんぼりネットの利用を促進し、情報共有の支援を図ることで、多職種の連携を推進します。 医療機関や介護サービス提供事業所等と連携し、専門職や市民へACPの普及に努めます。

(6) 地域共生社会をめざした包括的な庁内体制等の整備	地域包括ケアシステムは、保健・医療・福祉・介護に関わる多職種の連携はもとより、広く市民の日常生活に関わる多くの部門に関係する取組です。また、多様で複合的な地域の福祉課題を適切に解決するためにはさらに包括的な支援体制の整備が求められています。 こうした背景のもと、地域課題の共有化を図るために、本計画と整合性のある岩倉市地域福祉計画等と連動し、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者自立支援等の専門職による連携を強化しています。 また、日常的に相談や協力が活発に行われる「いわくらあんしんねっと」の構築をめざし、専門職と地域福祉協力者団体との「顔の見える連携」交流会を開催しています。 さらに、長寿介護課と福祉課による共同事務局において庁内連携会議を実施するなど、庁内の横断的なプロジェクトを推進し、庁内の関係部署が情報共有を行うことで、問題や課題の解決に努めています。 ＜第9期の取組＞ 岩倉市地域福祉計画等と整合性を図り、引き続き、庁内関係部署との連携を強化して、地域共生社会をめざした総合相談支援体制の構築を検討していきます。	＜福祉課＞ 地域福祉推進に関する情報共有や連携強化のため、庁内連携会議を開催しており、部署や分野の垣根を越えた横断的な情報共有ができ、包括的な支援体制が推進されている。また、専門職同士の顔の見える連携を図るため、顔の見える連携交流会を実施しました。 ・庁内連携会議 令和6年度1回、令和7年度1回 ・顔の見える連携交流会 令和6年度4回、令和7年度4回	＜福祉課＞ 交流会に未参加の事業者との関係構築が課題である。今後は開催手法等を検討して多くの事業者の参加を促すとともに、重層的支援体制整備事業と連動して事業者との交流を深め、制度の狭間にある課題に対応可能な包括的支援体制を構築します。並行して、庁内連携会議を通じた庁内ネットワークの強化も継続します。
		＜長寿介護課＞ 地域福祉計画と連動し、顔の見える連携交流会への協力、福祉課と共同事務局として、断らない相談検討会を実施する等、庁内の横断的なプロジェクトを推進することで、関連する部署の当事者意識を醸成することに努めました。	＜長寿介護課＞ 地域福祉計画と連携し、地域共生社会を目指した断らない相談体制の構築を福祉課と引き続き検討していきます。

2 高齢者への生活支援の充実

第9期計画における施策・事業		C. 令和6～8年度の実績（予定）（具体的に行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A：名 称	B：内 容		
(1) 高齢者の生活支援			
① 生活支援型給食サービス事業	介護予防・日常生活支援サービス事業対象者以外で、食事を作ることが困難なひとり暮らし高齢者等に対し、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、食生活の改善、健康保持及び安否確認を行っています。 2023年（令和5年）10月現在、4事業者と委託契約をしており、利用者は希望する事業者を選択できます。 ▶対 象 者：ひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者世帯等 ▶実施機関：市 <第9期の取組> 自立支援の観点から、サービス提供にあたってはアセスメントを的確に行います。また、より効果的に実施できるよう提供体制を検討していきます。	<長寿介護課> ・実績 令和6年度 77人（年度末人数）、21,703食 令和7年度 81人（年度末人数）、22,001食 ・現在は2事業者と契約しています。 ひとり暮らし高齢者等の見守り、食生活の改善及び健康保持に努めることができました。	<長寿介護課> 高齢者の増加により、利用者が増える見込まれます。自立支援の観点から、サービス提供にあたってはアセスメントを的確に行い、より効果的に実施できるよう提供体制を検討していきます。 また、物価高騰等により給食業者の撤退や縮小が進んでおり、新規事業者の確保に苦慮しています。
② 緊急通報システム設置事業	ひとり暮らし高齢者等の急病等に対処するため、緊急通報システムを設置して、日常生活上の不安を軽減し、緊急の事態に備えます。 通報や相談の内容を、親族や関係機関等へ適切に連絡し対応するとともに、月1回の安否確認（伺い電話）の連絡を行っています。 ▶対 象 者：ひとり暮らし高齢者、70歳以上の高齢者世帯等 ▶実施機関：市 <第9期の取組> ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、心身に不安を抱える高齢者も増加していることから、日常生活の安全確保と不安解消のため、緊急通報システムの設置を促進します。 また、固定電話回線以外の方式を検討します。	<長寿介護課> ・実績 令和6年度 74人（年度末人数） 令和7年度 63人（年度末人数） ・令和6年度より、固定電話を有しない高齢者向けに本人の有する携帯電話を用いた緊急通報システムの利用方法を追加しました。 ひとり暮らし高齢者等が安全・安心な在宅生活を送ることができるよう、見守り体制を整備しました。	<長寿介護課> 現在の緊急通報システムの利用に当たっては、課税世帯の者に対して、設置時に利用者負担金を徴収しているものの、受益者負担の観点から、負担金の徴収方法について検討する必要があります。また、利用者が減少傾向のため他の民間の見守りサービス導入も検討する必要があります。
③ 訪問理美容サービス事業	理髪店等に行くことが困難な在宅の高齢者に対し、理容師又は美容師が自宅を訪問し、理美容サービスを行っており、2か月に1枚サービス券を支給しています。 ▶対 象 者：要介護4又は要介護5と認定された高齢者等 ▶実施機関：市 <第9期の取組> 外出が困難な重度の要介護高齢者の生活の質の向上をめざし、継続して実施します。	<長寿介護課> ・実績 令和6年度 22人 75回 令和7年度 22人 60回 ※令和7年度から、サービス券1枚あたり4,200円から4,300円に改正をしました。 外出が困難な在宅での高齢者への生活の質の向上を図ることができました。	<長寿介護課> 物価高騰等による支給額の見直しを定期的に検討する必要があります。
④ 寝具丸洗・乾燥事業	ひとり暮らし高齢者等の保健衛生等の向上のため、寝具の丸洗乾燥（年1回）、乾燥のみ（年2回）を実施しています。 ▶対 象 者：ひとり暮らし高齢者等 ▶実施機関：市 <第9期の取組> サービスの効果を検証しつつ、継続して実施します。	<長寿介護課> ・実績 令和6年度 20人 36回 令和7年度 18人 34回 ひとり暮らし高齢者等の保健衛生等の向上を図ることができました。	<長寿介護課> 乾燥のみの利用が4割程度であるため、事業の見直しについて検討する必要があります。

⑤ 高齢者日常生活用具給付等事業	ひとり暮らし高齢者の生活支援のため、電磁調理器を給付しています。 2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）の利用実績はありません。 ▶対象者：ひとり暮らし高齢者 ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ ひとり暮らし高齢者の生活支援のために有用な給付種目等について研究しつつ、事業のあり方を検討します。	＜長寿介護課＞ ・実績 令和6年度 実績なし 令和7年度 1件 ひとり暮らし高齢者の生活支援を図ることができました。	＜長寿介護課＞ 認知症の初期段階の在宅支援として電磁調理器を利用する制度ですが、利用者が少ないため、事業の見直しについて検討する必要があります。
(2) やむを得ない事由がある高齢者への支援	虐待等やむを得ない事由がある高齢者を一時的に施設に入所させ保護するなどして、高齢者の安全な生活の確保に努めています。 ＜第9期の取組＞ 利用実績はわずかですが、事業の趣旨から必要な支援であるため、継続して実施します。	＜長寿介護課＞ ・実績 令和6年度 実績なし 令和7年度 3人 高齢者の安全な生活環境を確保することができました。	＜長寿介護課＞ 利用実績はわずかですが、必要なサービスであるため、継続して実施していきます。
(3) 介護者への支援			
① 紙おむつ支給事業	重度の要介護状態にある高齢者を在宅で介護している人に、紙おむつ支給券を支給しています。 ▶対象者：要介護4又は要介護5と認定された高齢者を在宅で介護している人（市民税非課税世帯） ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 在宅での介護を支援するため、今後も継続して実施します。	＜長寿介護課＞ ・実績 令和6年度 10人 令和7年度 12人 ※令和7年度からは、対象者にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の利用者を加えました。 在宅で高齢者を介護している人に、介護負担の軽減を図ることができました。	＜長寿介護課＞ 介護者の負担を減らすため、今後も継続して事業の周知に努めます。
② 在宅ねたきり老人等介護者手当支給事業	市が認定したねたきり高齢者等を、在宅で3か月以上介護している人に介護者手当を支給しています。 ▶対象者：ねたきり高齢者（要介護4又は要介護5）又は認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅳ又はⅢ）を在宅で介護している人 ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 在宅での介護を支援するため、今後も継続して実施します。	＜長寿介護課＞ ・実績 令和6年度 56人 令和7年度 47人 在宅で高齢者を介護している人に、介護負担の軽減を図ることができました。	＜長寿介護課＞ 今後、在宅での介護者が増加することが予想され、対象者の増加が見込まれます。そのため、対象要件の見直しを検討する必要があります。
③ 高齢者見守り家族支援サービス事業	高齢者を在宅で介護している家族に、GPS端末機を貸し出し、高齢者が行方不明になった際の位置確認と保護につなげることで、家族の負担を軽減しています。 2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）の利用実績はありません。 ▶対象者：要支援・要介護の認定を受けた高齢者等を在宅で介護している人 ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 行方不明になった高齢者の早期発見・保護につなげるとともに、家族の介護負担を軽減するために、継続して実施します。なお、より効果的な事業のあり方を研究します。	＜長寿介護課＞ ・実績 令和6年度 3人 令和7年度 3人 行方不明になる恐れのある高齢者の家族に対し、介護負担の軽減を図ることができました。	＜長寿介護課＞ 今後、行方不明になる可能性のある高齢者が増加すると予想されるため、より事業の周知に努めます。

3 見守りネットワークと支え合いの体制づくりの取組

第9期計画における施策・事業		C. 令和6～8年度の実績（予定）（具体的に行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A：名 称	B：内 容		
(1) ひとり暮らし・認知症高齢者等の把握及び見守り	支援が必要な高齢者を早期に発見し、継続的な見守りや適切な支援を行うため、地域包括支援センターが、個別訪問等により、家族状況、健康状態、社会参加、隣近所や友人関係などの聞き取り調査を行い、地域で孤立したり問題を抱えたりしている、ひとり暮らし高齢者等を把握し、適切な支援につなげています。 また、ひとり暮らしや支援が必要な高齢者が、日常生活の孤独感を解消し、安心感を得られるようにするため、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会をはじめ各種団体による地域ぐるみの見守り活動を行っています。 さらに、「認知症勉強会及び声かけ訓練」を開催しており、2021年度(令和3年度)は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催できませんでしたが、2022年度(令和4年度)はさくらの家で開催し15人の参加がありました。 ▶対 象 者：ひとり暮らし高齢者等 ▶実施機関：市、地域包括支援センター、各住民組織 ＜第9期の取組＞ 高齢者が家庭で抱える問題も複雑化しています。実態把握を引き続き行くとともに、地域共生社会を見据え、対象の見直しについて研究します。 また、地域の見守りについては、民生委員・児童委員や地域包括支援センター、各住民組織等と連携し、地域ごとの特徴に合わせた見守り活動を展開していきます。	＜長寿介護課＞ ・ひとり暮らし老人認定者数 令和6年度 665名（年度末人数） 令和7年度 658名（年度末人数） ・地域包括支援センターによる実態把握数 令和6年度 ひとり暮らし高齢者 249件 ひとり暮らし未認定高齢者 27件 高齢者世帯 198件 令和7年度 ひとり暮らし高齢者 204件 ひとり暮らし未認定高齢者 0件 高齢者世帯 111件 ・認知症勉強会及び声掛け訓練 令和6年度 16人 場所：防災コミュニティセンター 令和7年度 40人 場所：ふれあいセンター 生活実態の把握に努め、支援が必要な高齢者を早期に発見し、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう支援することができました。	＜長寿介護課＞ 8050問題などが深刻化することで、高齢者が家庭で抱える問題も複雑化しています。実態把握の対象をひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯に限るのか、地域共生社会を見据えて対象を見直すか、時代に即した事業となるよう研究していきます。
(2) 事業者等と連携した見守り事業	市内の新聞配達店、郵便局、金融機関、生活協同組合等と協定を結び、配達等の業務を通じて、高齢者等の見守りを行う事業を実施しています。高齢者宅で異変を察知した場合、市に通報してもらうほか、緊急時には警察や消防等にも通報してもらうことで、より効果的に安否確認や見守りができます。 2022年度（令和4年度）末において、協定を締結しているのは30事業所です。 ▶対 象 者：高齢者等 ▶実施機関：市、事業所 ＜第9期の取組＞ 今後も、他の事業者にも協力を呼びかけ、より多くの事業所と連携した見守りを推進していきます。	＜長寿介護課＞ 令和3年度以降、見守り協定を新たに締結した事業者はありません。 令和7年度末において30事業所と協定を締結しています。 見守り協定を締結した事業所の協力のもと、より効果的に安否確認及び見守りを行うことができました。	＜長寿介護課＞ 見守りの目を増やすため、様々な業種と見守り協定を締結するように努めます。
(3) 高齢者等救命ボタン事業	ひとり暮らし高齢者等や障がい、病気等で特に健康状態に不安を抱える人のうち希望者を対象に高齢者等救命ボタンを配付しています。緊急連絡先やかかりつけ病院、治療中の病気などを書き込んだ救命カードを筒型容器（救命ボタン）に入れて冷蔵庫に保管することで、急病や事故など緊急時に駆けつけた救急隊員などが冷蔵庫から取り出し、救命カードを基に受入先の病院に情報提供を行うことで、自宅での安心した生活につながっています。 ▶対 象 者：ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯、障がい・病気等で特に健康状態に不安を抱える人 ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 今後も、事業の周知を行い、利用の促進を図ります。また、救命カードの記載内容を利用者が随時更新するよう周知していきます。	＜長寿介護課＞ ・実績 令和6年度 158人 令和7年度 106人 急病などの緊急時でも、救命カードの情報を基に救急隊員が必要な情報を得ることができました。	＜長寿介護課＞ 継続して実施していきます。 救命カードの記載内容は、利用者に随時更新を促す必要があります。

(4) 認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業	行方不明になった認知症高齢者等を早期発見するため、岩倉市商工会を通じて認知症地域見守り支援協力事業者を募集し登録を行っています。 2019年度（令和元年度）からは、認知症高齢者等が行方不明となった場合に備えて、あらかじめ市に登録しておくことで、早期発見、事故の防止につなげる認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業を開始しました。この事業には、市が契約者となり個人賠償責任保険へ加入することで、事故等により家族等が損害賠償責任を負った場合に備える内容も含まれており、高齢者の安全と介護者や家族への支援の充実を図りました。 ▶対象者：認知症高齢者等 ▶実施機関：市、地域包括支援センター、警察、市内事業所等 ＜第9期の取組＞ 高齢者の安全と家族の安心を確保するため、認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業の周知を図るとともに、引き続き、認知症地域見守り支援協力事業者の拡大に努めます。	＜長寿介護課＞ ・実績 認知症高齢者等個人賠償責任保険年度末加入者数 令和6年度 82人 令和7年度 83人 高齢者の安全と介護者や家族への支援の充実を図ることができました。	＜長寿介護課＞ 認知症高齢者等が行方不明になった際に早期発見するため、認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業の周知を図るとともに、認知症地域見守り支援協力事業者の拡大に努めます。
(5) 住民活動等の充実			
① ボランティアセンターの充実に向けた支援	社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している団体は、2022年度（令和4年度）末現在で31団体、個人登録は20人です。 社会福祉協議会がボランティア講座を開催し、ボランティアの発掘と育成を進めています。 ＜第9期の取組＞ ボランティアに関する需要と供給を円滑に結びつけるため、社会福祉協議会のボランティアセンターの周知を図ります。また、地域に潜在するボランティアをしたい市民や団体といった地域資源の把握に努め、ボランティアニーズのマッチングが効果的にできるよう研究していきます。	＜社会福祉協議会＞ 令和6年度 ・講座：3講座（62人） ・団体登録：29団体 ・個人登録：12人 ・ボランティア相談・登録・あっせん等 20件 ・社協広報紙にて、ボランティアセンターの事業計画、登録団体の活動紹介、講座の案内等の周知を図りました。 令和7年度 ・講座：3講座（54人） ・団体登録：27団体 ・個人登録：14人 ・ボランティア相談・登録・あっせん等 10件 ・社協広報紙にて、ボランティアセンターの事業計画、登録団体の活動紹介、講座の案内等の周知を図りました。	＜社会福祉協議会＞ 高齢者が主メンバーの団体の解散が相次いだ。少子高齢社会、定年延長など働き手の高齢化にどのように対応していくか検討が必要です。 社協広報紙、ホームページ等による周知を図ります。
② いきいき介護サポーター制度（介護支援ボランティア事業）	高齢者が介護保険施設等でのボランティア活動を通じて社会参加し、“役立ち感”を実感することは、自身の介護予防とボランティア活動へのきっかけづくりとして有効です。 いきいき介護サポーター制度は、ボランティア活動に対して、ポイントを付与し、そのポイントを現金に還元するものです。活動を通してボランティア精神を高めるとともに、高齢者がボランティア活動に携わるきっかけとなっています。 ＜第9期の取組＞ いきいき介護サポーターの活動が活性化するよう、活動場所を介護保険施設等だけでなく、幅広く活躍できるように研究していきます。 また、生活支援コーディネーターと連携し、地域や住民のニーズを細かく把握することで、よりニーズに沿った制度となるよう研究していきます。 さらに、高齢者がボランティア活動に携わるきっかけづくりを推進し、効果的な介護予防の取組とするため、登録者や受入れ機関等に対する調査研究に取り組みます。	＜長寿介護課＞ ・実績 年度未登録者 令和6年度 23人 ※コロナ禍の影響もあり、いきいき介護サポーターや受入れ介護事業所の意向なども踏まえ、令和6年度をもって廃止しました。	—

4 居住環境の確保

第9期計画における施策・事業		C. 令和6～8年度の実績（予定）（具体的に行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A：名 称	B：内 容		
(1) 住みやすい住宅への改善			
① 高齢者住宅改善費助成事業	居住環境を改善するため、住宅の改善に要する工事費用の一部を助成します。工事費用の支払いは業者への受領委任払いもできます。 ▶対 象 者：65歳以上の要支援・要介護認定者等（所得制限あり） ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 在宅介護の可能性を高める環境を整えるため、継続して実施していきます。	＜長寿介護課＞ ・実績 令和6年度 4人 令和7年度 5人 在宅で介護している高齢者の生活環境の整備を図ることができました。	＜長寿介護課＞ 要介護・要支援認定者については、介護保険が優先であり、簡易な改修は介護保険制度で完結します。
② リフォームヘルパー派遣事業	高齢者住宅改善費助成事業等の実施にあたり、保健・医療・福祉・介護及び建築関係職種の専門職でチームを構成し、高齢者等の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況を踏まえ相談や助言を行っています。 ▶対 象 者：65歳以上の要支援・要介護認定者等 ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 利用実績はわずかですが、事業の趣旨から必要なサービスであるため、継続して実施します。	＜長寿介護課＞ 高齢者住宅改善費助成事業、身体障がい者住宅改善費助成事業実施要綱の前提として、要綱に規定しています。 ・実績 令和6年度 4件 令和7年度 6件 高齢者等の身体状況などにより、その人に適した生活環境の充実を図るため、相談や助言を行うことができました。	＜長寿介護課＞ 要介護・要支援認定者については、介護保険が優先であり、簡易な改修は介護保険制度で完結します。
③ 高齢者等賃貸住宅住み替え助成事業	高齢者等が、一定の要件を満たした賃貸住宅へ住み替えをする場合に、引越しにかかる費用の一部を助成します。 2021年度（令和3年度）に1件の利用がありました。 ▶対 象 者：高齢者等 ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 制度の周知に努めるとともに、より効果的な事業のあり方を研究します。	＜長寿介護課＞ ・実績 令和6年度 7件 令和7年度 4件 高齢者等の安定した居住環境の確保の支援を行うことができました。	＜長寿介護課＞ 在宅の高齢者が増加することが予想されるため、今後も事業の周知に努めます。
④ 不動産担保型生活資金貸付制度	高齢者が居住する住宅や土地などの不動産を担保にして、生活費の貸し付けを受け、利用者の死亡時に担保不動産を処分し返済する制度です。 2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）は利用実績がありません。 ▶対 象 者：居住用不動産を有し、低所得である65歳以上の高齢者世帯 ▶実施機関：愛知県社会福祉協議会（受付等事務委託先：岩倉市社会福祉協議会） ＜第9期の取組＞ 利用実績はありませんが、高齢者世帯の経済的自立と安定した生活を支援するために有効なサービスであるため、制度の周知を図り利用を促進します。	＜社会福祉協議会＞ 令和6年度、令和7年度とも実績なし。 貸付相談なし	＜長寿介護課＞ 高齢者世帯などの経済的自立と生活保全のために必要な制度であるため情報提供に努めていきます。

(2) 居住施設の支援			
① 高齢者に配慮した住宅等の充実	日常生活や介護に不安を抱くひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等が施設入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者の生活を支援するサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームが求められおり、市内においても整備が進んでいます。こうした住宅を市民が適切に利用できるよう、介護保険サービス事業者マップに掲載し情報提供を行っています。 また、市内には、公営住宅等として、市営大山寺住宅、県営住宅及び岩倉団地（UR）が整備されており、募集案内を窓口に設置し情報提供を行っています。 ＜第9期の取組＞ サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームを必要とする人が適切に利用できるよう、引き続き情報提供に努めます。 公営住宅等については、今後、市営大山寺住宅、県営住宅、岩倉団地（UR）の募集案内の情報提供とともに、市営大山寺住宅の1階入居者の退去時にあわせて、手すり設置などのバリアフリー化に努めます。	＜都市整備課＞ 市営大山寺住宅や県営住宅、岩倉団地（UR）の募集案内を窓口に設置し情報提供を行いました。 ＜長寿介護課＞ サービス付き高齢者向け住宅が2か所（58室）、有料老人ホームが3か所（69室）整備されています。 介護保険サービス事業者マップに記載し、情報提供に努めました。	＜都市整備課＞ 今後は、市営大山寺住宅、県営住宅、岩倉団地（UR）の募集案内の情報提供とともに、市営大山寺住宅の入居者退去時にあわせて、手すり設置などのバリアフリー化に努めます。 ＜長寿介護課＞ サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームを必要とする人が適切に利用できるよう、引き続き情報提供に努めます。
② ケアハウス情報提供	市内には定員30人のケアハウスが1か所、社会福祉法人により運営されています。市民が適切に利用できるよう、介護保険サービス事業者マップに掲載し情報提供を行っています。 ＜第9期の取組＞ ひとり暮らし高齢者・高齢夫婦世帯の増加などに伴い、ケアハウスへの入所ニーズは増加が予想されることから、入所状況の把握や情報提供に努めます。	＜長寿介護課＞ 定員30人のケアハウスが1か所、社会福祉法人により運営されています。 介護保険サービス事業者マップに記載し、情報提供に努めました。	＜長寿介護課＞ ひとり暮らし高齢者・高齢夫婦世帯の増加などに伴い、ケアハウスへの入所ニーズは増加が予想されることから、入所状況の把握や情報提供に努めます。
③ 養護老人ホーム	家庭環境上の理由及び経済的な理由から自宅での生活が困難な高齢者のために、入所措置によるサービスを提供します。 2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）の利用実績はありません。 ▶対象者：心身又は家庭環境及び経済的な理由により、自宅での生活が困難な高齢者 ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 特別な事由により自宅で生活が困難な高齢者に対し、養護老人ホーム入所判定委員会の判定に基づき適正な入所措置を行っています。	＜長寿介護課＞ 実績なし	＜長寿介護課＞ 必要な人に迅速に対応できる制度の在り方の研究と体制の整備が必要があります。

5 住み良いまちづくりの推進

第9期計画における施策・事業		C. 令和6～8年度の実績（予定）（具体的に行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A：名 称	B：内 容		
(1) まちのユニバーサルデザイン化			
① 公共施設・道路等の安全性の確保	本市では、高齢者等が利用しやすいよう歩道の凸凹解消や岩倉駅地下連絡道中出口の手すり改良、駅周辺の段差解消・視覚障がい者の通行に支障となる車止めの撤去等を行ってきました。 庁舎敷地内の自転車の迷惑駐輪を防ぐために、看板やブランターを設置するとともに、職員による定期的な巡視により、迷惑駐輪を減少させ、来庁者の安全な歩行空間の確保に努めてきました。 ＜第9期の取組＞ 今後も、高齢者をはじめ誰もが移動において、安全性・利便性・快適性が得られるように道路等の維持管理に努めます。 また、公共施設の改修・更新等の際には、ユニバーサルデザイン化の推進により、誰もが安心して利用できる公共施設の整備に努めます。さらに、庁舎をはじめとした全ての公共施設については、経年変化に伴う劣化による破損等の兆候がないか注視し、必要に応じて改修していきます。	＜行政課＞ 庁舎周辺における自転車の迷惑駐輪を防止するため、看板やブランターを設置するとともに、職員による定期的な巡視を実施し、迷惑駐輪の抑制及び来庁者の安全な歩行空間の確保に努めました。 また、庁舎の維持管理に当たっては、高齢者をはじめ、誰もが安全に利用できる環境の確保を意識しながら、施設や設備の劣化状況等の把握に努めました。令和7年度には耐用年数が経過した直流電源装置整流器盤の取替修繕を、令和8年度には高圧引込ケーブルの取替修繕及び火災時に自動で閉扉される防火扉のドアクローザー取替修繕を実施するなど、平時及び非常時における市庁舎の安全性を確保するため、適切な修繕・更新等を行いました。	＜行政課＞ 庁舎の竣工から25年が経過し、経年変化に伴う劣化による破損等の兆候がないか注視し、必要に応じて改修を実施していきます。 また、引き続き、令和4年度に改定した「公共施設等総合管理計画」のユニバーサルデザイン化の実施方針を基に、施設の改修や更新等をする際には、すべての人が安心して利用できる、ユニバーサルデザインの導入を推進します。
		＜維持管理課＞ 岩倉駅南地下連絡道の北側出入口について、スロープが経年劣化の影響により、車椅子利用者やベビーカーを押して通行される方、高齢者の方々にとって支障となる段差が生じておりました。修繕にあたり『いわくらユニバーサルデザイン研究会』に意見を仰ぎ、現場検証も重ねた上で修繕計画を策定いたしました。具体的には、スロープの勾配をより緩やかに改善し、併せて誘導用ブロック（点字ブロック）の適切な再配置と補修を行いました。今回の整備により、誰もが安全かつ快適に通行できる環境を整えることができました。今後も、すべての市民が安心して移動できる都市環境の実現に向け、継続的に取り組んでまいります。	＜維持管理課＞ 定期的な劣化点検の強化と、不具合が発見された際の迅速に対応できる体制の構築が必要です。

② 人にやさしい公園整備	高齢者が、健康づくりや交流の場として利用する都市公園について、順次バリアフリー化を進めており、トイレが設置されている17園全てに多目的トイレを整備しています。また、劣化した公園のベンチ等の更新も随時行っています。さらに、作業員による施設の日常パトロールにより公園内を恒常的にきれいな状態に保つようになっています。 <第9期の取組> 高齢者をはじめ誰もが安心して利用できるように公園施設の維持管理に努めます。	<維持管理課> 公共施設管理作業員による施設の日常パトロールにより公園内を恒常的にきれいな状態に保つことができています。 <R6公園施設修繕実績> (樋先公園) トイレ灯修繕 2基 (中央公園) トイレ灯修繕 1基 (長瀬公園) トイレ便器詰り解消 1基 (珊瑚公園) 多目的トイレ扉修繕 1基 (下り松公園) トイレ灯修繕 1基 (天神公園) トイレ灯修繕 2基 (辻田公園) トイレ洗浄ハンドル修繕 1基 木製ブリッジ(階段) 踏板取替修繕 1基 (天王公園) 木製ベンチ座板取替修繕 1基 <R7公園施設修繕実績> (天王公園) テーブルセットベンチ座板取替修繕 1基、トイレ灯修繕 1基 (長瀬公園) 自閉式横水栓取替修繕 1基、トイレ灯修繕 2基 (下り松公園) 多目的トイレ灯修繕 3基、ベンチ座板取替修繕 2基 (珊瑚公園) トイレ灯修繕 4基 (天神公園) 4基 (睦公園) トイレ灯修繕 2基	<維持管理課> 安心して利用できるように公園施設の維持管理に努めます。
③ ユニバーサルデザインの考え 方に基づくコミュニケーション支援	本市では、難聴の高齢者をはじめ聞こえづらさのある人に情報伝達ができるよう、必要に応じて市の行事に手話通訳・要約筆記を配置しています。 また、総合体育文化センターに骨伝導式の赤外線補聴システムを設置し、耳の聞こえにくい人が音声などを聞き取りやすくなるようイベント開催時に申し出があれば貸し出せるようにしています。 さらに、「誰にとっても使いやすい」をコンセプトとして市ホームページを運用するなど情報のバリアフリー化を進めています。 <第9期の取組> 高齢者をはじめ誰もがわかりやすいユニバーサルデザインの考え方にに基づき情報提供を行うよう努めます。また、イベント等における手話通訳、要約筆記の配置や、市の施設におけるコミュニケーションボードの設置など多様なコミュニケーション手段の促進を図ります。	<福祉課> 市主催のイベントに手話通訳者・要約筆記者を配置しました。手話通訳者設置件数 令和6年度13件、令和7年度10件。要約筆記者設置件数 令和6年度5件、令和7年度4件。 <生涯学習課> 令和6年度開催の文化講演会では手話通訳・要約筆記を配置した。また、骨伝導式の赤外線補聴システムを利用し、耳の聞こえにくい人が音声などを聞き取りやすくなるようイベント開催時に申し出があれば貸し出せるようにしました。	<福祉課> 引き続き、市主催のイベントに手話通訳者・要約筆記者を配置していきます。市の施設におけるコミュニケーションボードの設置については、これから各課と協力しながら、設置を推進します。 <生涯学習課> 引き続き、イベント等における手話通訳、要約筆記の配置や骨伝導式の赤外線補聴システムを設置し、高齢者が参加しやすいよう支援していきます。

(2) 安心・便利な外出支援の充実			
① 高齢者すこやかタクシー料金助成事業	高齢者の日常生活における活動を容易にするため、タクシー利用時の基本料金（迎車料金含む）を月2回分助成しています。また、65歳以上の介護認定要支援者等で、介護保険サービスでの通院等乗降介助を利用できない人には乗降助料金を併せて助成しています。 ▶対象者：85歳以上の高齢者、65歳以上で介護支援専門員等の意見書を添えて申請が認められた人 ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 高齢者の外出を支援し、社会参加を促進するため、継続して実施します。	＜長寿介護課＞ ・実績 申請者数 令和6年度 1,018人（うち乗降介助4人） 令和7年度 1,033人（うち乗降介助6人） 高齢者の日常生活の移動支援の充実に努めました。	＜長寿介護課＞ 対象者数は増加しており、今後も利用者が増加すると見込まれるため、継続して実施していきます。 現在の申請方法や配布方法の見直しを検討する必要があります。
② 高齢者等リフトタクシー料金助成事業	ねたきり高齢者等がリフト付きタクシーを利用する場合、5,000円を上限に利用料金の半額を月1回分助成しています。 ▶対象者：要介護4又は要介護5と認定された高齢者等 ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 重度の要介護者の通院等における移動の負担を軽減するため、継続して実施します。	＜長寿介護課＞ ・実績 申請者数 令和6年度 61人 令和7年度 59人 重度要介護者の移動支援の充実に努めました。	＜長寿介護課＞ 今後も利用者が増加すると見込まれ、重度の要介護者の通院等における移動の負担を支援できるよう、継続して実施していきます。
③ ふれ愛タクシー事業	高齢者をはじめ障がいのある人、妊婦等の外出・移動支援として、デマンド型乗合タクシーを2013年（平成25年）10月から2019年（令和元年）9月まで運行しました。2019年（令和元年）10月からは、民間タクシー車両を活用した予約制の「ふれ愛タクシー事業」を開始しました。 利用件数のうち65歳以上の割合が80%以上を占めており、高齢者等の外出支援の一助となっています。 ▶対象者：高齢者、障がい者、妊産婦、就学前児童、運転免許証返納者等 ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 利用者のニーズを把握するとともに、自家用車等を利用しない人の移動手段としてさらなる事業の周知に努めます。また、交通事業者にとって持続可能な公共交通の手段となるよう連携・調整を図ります。	＜協働安全課＞ 実績は以下のとおり。 登録者数・利用者数ともに増加しており、高齢者等の外出支援の一助となりました。令和8年度は、現在乗降車禁止としている岩倉駅付近の区域見直しに向けた実証実験を行い、その利用状況を踏まえ、今後の本格実施に向けて交通事業者と調整を進める予定です。 ■実績 ①登録者数 令和6年度 2,621人（うち65歳以上 2,057人） 令和7年度 2,671人（うち65歳以上 2,081人） ②利用件数 令和6年度 13,494件（うち65歳以上 11,364件） 令和7年度 14,457件（うち65歳以上 12,259件）	＜協働安全課＞ 引き続き、事業の周知を図るとともに、持続可能な公共交通の手段となるよう、交通事業者との連携・調整を図っていきます。
④ 高齢者運転免許証自主返納支援事業	高齢ドライバーによる交通事故を未然に防ぐため、加齢に伴う身体機能の低下等により運転に不安を感じている75歳以上の高齢者が運転免許証を自主返納した場合に、ふれ愛タクシーの400円チケットを10枚交付しています。 ▶対象者：75歳以上の高齢者、有効期限内のすべての運転免許証を自主返納し、30日以内の人 ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 高齢ドライバーによる交通事故の減少を目的とし、運転免許証を自主返納した高齢者の社会参加を促進するため、継続して実施します。また、江南警察署と連携し、運転免許証の自主返納に関する啓発や情報提供を行います。	＜協働安全課＞ 実績は以下のとおりになります。令和6年度から令和7年度にかけて交付者は増加傾向になります。令和8年度も引き続き支援を行います。 ■実績 支援者数（令和6年度70人、令和7年度75人）	＜協働安全課＞ 江南警察署と連携し、高齢者運転免許証自主返納支援を図ります。 自主返納事業は高齢者の交通安全のための事業であるため、継続して実施していきます。

⑤ 交通安全教室等の充実	高齢者の交通事故が増加しているため、江南警察署や老人クラブ連合会等と協力し、交通安全の教育や指導、交通安全啓発物品の配布を通じて、交通安全意識の高揚に努めています。 なお、人身事故の件数は、2020年（令和2年）は136件、2021年（令和3年）は120件と減少していましたが、2022年（令和4年）は、新型コロナウイルス感染症対策の行動制限等の影響により172件と増加に転じました。 今後も引き続き、内容を見直しながら、交通安全教室や啓発活動、交通ルールに関する情報提供などを通じて交通安全意識の向上に努めます。	<協働安全課> 高齢者の交通事故が増加しているため、江南警察署や老人クラブ連合会等と協力し、交通安全の教育や指導、交通安全啓発物品の配布を通じて、交通安全意識の高揚に努めています。 交通安全教室について、令和6年度は2,205人を対象に計22回の開催、令和7年度は2,346人を対象に計22回の開催を行いました。 啓発活動については、季節ごとに警察署や各種団体の協力のもと、交通安全啓発物品の配布などを行いました。	<協働安全課> 継続して続けていくことが重要ですので、今後も内容を見直しながら啓発活動を行います。
---------------------	--	---	---

6 安全・安心のまちづくりの推進

第9期計画における施策・事業		C. 令和6～8年度の実績（予定）（具体的に行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A：名 称	B：内 容		
(1) 防災・感染症対策の充実			
① 防火・防災意識の高揚や訓練等の実施	市内全域で組織されている28の自主防災会において、自主防災訓練など住民主体の取組が行われています。なお、小学校区単位で、合同訓練も行われています。 また、住宅用火災警報器を未設置の高齢者世帯には訪問し設置の指導を行っています。 さらに、各種防災訓練や各種イベントの際に、住宅用火災警報器の設置・維持についての広報活動を行っています。 ＜第9期の取組＞ 自主防災会と連携し、広報活動や訓練などを行い、高齢者をはじめ地域住民の防災意識の高揚に努めます。 また、高齢者世帯における住宅用火災警報器の設置状況の把握に努め、普及の促進を図ります。	<消防本部予防課> 各種の防災訓練やイベントの際に、住宅用火災警報器の設置・維持についての広報活動を行いました。また、民生委員と連携し、一人暮らし高齢者世帯の住宅用火災警報器の設置状況の把握に努めました。 <協働安全課> 令和6年度、令和7年度は市内19の地域で防災訓練・講話を行い、岩倉東小学校区、曾野小学校区、岩倉北小学校区、五条川小学校区での合同防災訓練を実施しました。（岩倉南小学校区は雨天のため中止）	<消防本部予防課> 高齢者世帯における住宅用火災警報器の設置率の向上及び設置状況把握に努め、普及の促進を図ります。 <協働安全課> 自主防災組織と連携し、広報活動や訓練などを行い、高齢者の防火・防災意識の高揚に努めます。
② 災害時の避難行動要支援者支援	災害時要配慮者支援体制マニュアルに基づき、地震などの災害の発生に備えて、避難行動要支援者名簿を作成しています。自主防災組織や民生委員・児童委員等と連携して、プライバシー保護に十分配慮しながら、ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者等の個別避難支援計画の作成を進めています。 作成した名簿は半年ごとに更新するとともに、災害に備えて平常時から個人情報を提供してもらえるよう対象者に同意書を送っています。 対 象 者：生活基盤が自宅にある人のうち①要介護認定3～5を受けている人、②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓・腎臓機能障害のみで該当する人は除く）、③療育手帳Aを所持する知的障がい者、④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する人で単身世帯の人、⑤市の生活支援を受けている難病患者、⑥①～⑤以外で、自ら避難することが困難で、登録を望む人、⑦①～⑥以外で自主防災組織が支援の必要を認めた人 実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 今後も、災害発生時における、避難行動要支援者の安否確認や救出方法、情報伝達や援助等の体制づくりを進めます。また、市内のすべての地域で個別避難支援計画の作成が進むよう働きかけます。	<福祉課> 自主防災会、民生委員の会合において、要支援者名簿について説明、協力依頼を行いました。また、2025年度市民活動団体支援講座(すみよいまちづくり講座)においても説明、協力依頼を行いました。	<福祉課> 個別避難計画の作成率が地区によって大きく差があるため、引き続き民生委員、区長等に要支援者名簿、個別避難計画についての説明、協力依頼を行っていく。また、障害者手帳交付時において、本人、家族に説明、案内を行っていく。
③ 事業所における災害対策の充実	地震や風水害など全国的な災害発生状況を踏まえ、災害時の備え等の重要性について、介護サービス提供事業所等と情報共有しながら対策を検討する必要があります。 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成依頼及び避難訓練の実施報告の提出依頼を出しています。2022年度（令和4年度）には、避難確保計画の作成講習会を開催し、年度末時点で72施設中62施設が避難確保計画を作成しています。 ＜第9期の取組＞ 介護サービス提供事業所等との連携のもと、避難訓練の実施や防災啓発活動、事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行います。また、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認及び河川の浸水想定区域に所在する要配慮者利用施設に洪水時の避難確保計画の作成を促します。 さらに、災害が発生した場合であっても、事業者が必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続計画（BCP）の作成、研修の実施、訓練の実施等について助言等の支援を行います。	<協働安全課> 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成依頼及び避難訓練の実施報告の提出依頼を行っています。令和4年度には、避難確保計画の作成講習会を開催し、令和7年度末時点で72施設中64施設が避難確保計画を作成しています。令和8年度も引き続き未作成施設への作成促進を行います。 <長寿介護課> 特別養護老人ホーム岩倉一期一会荘及び花むすびとともに業務継続計画（BCP）の作成及び訓練を実施しました。	<協働安全課> 避難確保計画の作成・訓練実施を啓発していきます。 <長寿介護課> 事業所の避難訓練等の機会を捉えて防災啓発活動やリスクの確認等を行います。災害の種類別に避難確保計画等の作成を促します。

④ 感染症対策	新型コロナウイルス感染症拡大は、介護現場においてサービスを利用する側・提供する側の双方に大きな影響を与えました。こうした教訓をもとに、感染症の拡大等への備え等の重要性について、介護サービス提供事業所等と共有しながら対策を推進する必要があります。 ＜第9期の取組＞ 介護サービス提供事業所等と連携のもと、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備等を検討します。また、感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を整備するとともに、事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。 さらに、感染症が発生した場合であっても、市内事業者が必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続計画（ＢＣＰ）の作成、研修の実施、訓練の実施等について助言等の支援を行います。	＜健康課＞ 高齢者の予防接種等の感染症予防について必要な情報を提供しました。 ＜長寿介護課＞ 訓練の実施や感染拡大防止策に係る通知等の周知啓発に努めました。 県や保健所と連携し、感染防護服・アルコール消毒液等の感染対策に必要な物資を事業所の不足状況に応じて配布しました。	＜健康課＞ 今後も速やかな予防接種等の情報提供をするなど感染症の拡大等への対策を検討していきます。 ＜長寿介護課＞ 新型コロナウイルス感染症については5類感染症へ位置づけが変更になったものの、重症化リスクは依然として存在するため、今後も感染状況を注視し、必要な対策を講じます。
⑤ 家具転倒防止器具等取付事業	地震等による家具の転倒防止のために、シルバー人材センター等に委託して家具転倒防止器具等の取付けを実施しています。 2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）の利用実績はありません。 ▶対象者：ひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者世帯等 ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 制度の周知に努めるとともに、より効果的な事業のあり方を研究します。	＜長寿介護課＞ ・実績 令和6年度 2件 令和7年度 3件 ※令和5年度から、シルバー人材センターではなく市内の業者に委託し事業を実施高齢者等の日常生活上の不安の軽減を図ることができました。	＜長寿介護課＞ 継続して周知をしていきます。
⑥ 木造住宅の無料耐震診断と耐震改修費等補助の実施	地震などの災害に備えて、地震に強い安全なまちづくりを進めるため、1981年（昭和56年）5月31日以前（旧建築基準）に建てられた木造住宅の無料耐震診断を実施しています。また、診断の結果、耐震基準に適合しないと判断された木造住宅の耐震改修工事、解体工事、シェルター設置工事に対して補助を実施しています。2021年度（令和3年度）と2022年度（令和4年度）の2か年の申請件数は、耐震診断が81件、耐震改修が2件、解体が26件でした。 なお、耐震化率は2022年度（令和4年度）末現在、91.0%となっており、2020年度（令和2年度）末（90.5%）から0.5%上昇しました。 ▶対象者：市民 ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 平常時における耐震化に向けた取組が重要であるため、今後も引き続き、市ホームページ、広報紙にて周知・啓発を行うとともに、重点地区を設定し戸別訪問による啓発活動を行います。	＜都市整備課＞ 耐震化率向上のため木造住宅の無料耐震診断や改修、解体に対する補助制度を周知するため職員による個別訪問や広報紙による啓発活動を実施しました。 申請件数は令和6、7年度の2か年で、耐震診断が計57件、耐震改修が計1件、解体が計25件でした。 また、耐震化率は令和4年度末91.0%から令和7年度末91.9%と0.9%上昇しました。	＜都市整備課＞ 引き続き、ホームページ、広報紙等にて周知・啓発を行うとともに、重点地区を決め戸別訪問を実施し、普及啓発に取り組みます。
⑦ 福祉避難所の整備	本市では、社会福祉法人や医療法人と福祉避難所の開設・運営に関する協定を結び、要配慮者が安心して利用できる福祉避難所を、2023年（令和5年）10月現在、12か所指定しています。 なお、2021年度（令和3年度）には、福祉避難所を開設した際に重要となる「受入体制」や「運営方法」の確認のため、拠点事業所と協議しながら「岩倉市福祉避難所等運営マニュアル」を作成し、2022年度（令和4年度）には改訂しました。 ＜第9期の取組＞ 今後も、活用できる公共施設や協力を得られる民間施設があれば福祉避難所として指定を検討していきます。 また、災害が発生したときに福祉避難所利用者が安心して生活できるよう、関係機関と意見交換をしながら体制の整備を進めていきます。	＜協働安全課＞ 令和3年度に福祉避難所の開設・運営マニュアルを作成し、令和4年度に改訂しています。 令和4年に新たに一期一会荘花むすびを福祉避難所として利用する協定を結び、市内の福祉避難所は12か所となりました。	＜協働安全課＞ 引き続き、マニュアルの改訂、福祉避難所の整備に努めていきます。

(2) 防犯対策の充実			
① 消費者被害の未然防止	消費者トラブルに巻きこまれる高齢者の増加を踏まえ、消費者被害を防ぐための講座を開催するなど、高齢者が消費者被害に遭わないように予防策に努めています。また、市役所 1 階に消費生活センターを設置し相談体制の強化を図っています。 毎年11月に開催する「みんなの消費生活フェア」では、高齢者に多く被害の見られる事例を紹介するポスターの掲示や出張消費生活相談窓口を開設し、消費生活問題に対する啓発を行っています。 2021年（令和3年）2月、既存の庁内連携会議を消費者安全確保地域協議会として位置付け、会議の中で、消費生活センターの周知、消費者被害の最新状況の共有を図りました。 ＜第9期の取組＞ 引き続き、消費生活相談窓口を周知するとともに、増加傾向にある被害例等がある場合については、市ホームページに掲載するとともに、関係各課や地域包括支援センターと連携しながら被害拡大に対する予防を行います。	＜商工農政課＞ ・11月に開催する「みんなの消費生活フェア」時、例年高齢者向けの出展を行う岩倉団地自治会渉外部のブース等にて、相談事例等を紹介するポスターの掲示やチラシの配布を行い、消費生活問題に対する啓発を行った。ブース内にて、相談受付も行いました。 （みんなの消費生活フェア来場者） 令和6年度：1,879人 令和7年度：2,030人 （団地会相談件数） 令和6年度：5件 令和7年度：8件 ＜協働安全課＞ 岩倉市内にて外国人住民が増加している傾向があり、外国人住民に対して消費生活センターの相談窓口が市内にあることを周知するため、相談できる内容や相談先の住所、電話番号などを表記したやさしい日本語版マグネットを1,000部作成しました。令和7年10月に市民窓口課などの窓口部署へ配置を依頼し、転入者や外国人住民に対して随時配布を行いました。	＜商工農政課＞ 引き続き高齢者の消費者被害を防ぐのための講座をはじめ、ポスターの掲示等、予防のための周知啓発活動を行います。 ＜協働安全課＞ 高齢者を狙った悪質商法や契約トラブルが多発しており、これらの増加傾向にある被害を防ぐため、引き続き消費生活相談窓口の周知や市HP上での注意喚起をおこない、必要に応じて高齢者向けのセミナーや講話等も実施していきます。
② 自主防犯活動の促進	江南警察署管内で発生した犯罪情報や不審者情報として「パトネットあいち」で情報提供があったもののうち、原則市内で発生したものについて、「ほっと情報メール」で配信を行っています。 また、江南警察署や自主防犯団体と協力し、防犯啓発活動に努めています。 犯罪発生件数は2020年（令和2年）は270件、2021年（令和3年）は247件と減少していましたが、2022年（令和4年）は、新型コロナウイルス感染症対策の行動制限等の影響により269件と増加に転じました。 ＜第9期の取組＞ 江南警察署やその他関係団体と連携し、今後も内容を見直しながら啓発活動を行い防犯意識の高揚を図るとともに、「ほっと情報メール」などを活用して防犯に関する情報の発信を行います。	＜協働安全課＞ 安全安心なまちづくりを推進するため、防犯、青少年健全育成など市民の安全に関する問題に対し、警察、子ども・高齢者、学校・地域を代表する団体で構成する防犯ネットワーク会議において情報の交換や共有化を図りました。 犯罪発生件数としたしましては、2024年（令和6年）は325件、2025年（令和7年）は380件と増加しました。今後はより一層、愛知県の四季の安全なまちづくり県民運動期間等を活用して、市民の防犯意識の向上に努めます。	＜協働安全課＞ 江南警察署とその他関係団体と連携し、今後も内容を見直しながら啓発活動を行います。

7 福祉教育の充実

第9期計画における施策・事業		C. 令和6～8年度の実績（予定）（具体的に行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A：名 称	B：内 容		
(1) 幼年期における高齢者との交流促進	核家族化が進み、子どもたちが日常生活において高齢者とふれあう機会が少なくなっています。 世代間交流を目的として、児童館で地域交流会を年に1回開催しています。また、保育園、認定こども園においても年に1回園児の祖父母を招待し交流会を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となり、2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）は、代わりに園児から祖父母に向けた手紙や贈り物を製作して渡す取組で交流を深めました。 さらに、多世代交流センターさくらの家において、2022年度（令和4年度）は、多世代交流で楽しめる催しとして、人形劇を開催するなど多世代交流に努めました。 ＜第9期の取組＞ 今後も、世代間交流を目的とした行事の充実に努めます。また、祖父母世代と孫世代の交流のみならず、祖父母世代と父母世代が交流し、子育てに関する知恵や経験を継承できる機会の創出に努めます。 さらに、地域に根差した多世代交流の機会を増やすため、地域の人が行事の企画段階から参加できるように検討していきます。	＜こども家庭課＞ 核家族化が進み、子どもたちが日常生活において高齢者とふれあう機会が少なくなっています。 老人クラブ連合会や民生委員等の地域団体と児童との多世代交流を目的とした「地域交流会」を各児童館で年1回開催し、全児童館で、229人の参加がありました。 クイズやゲーム、工作などを通して交流を深めることができました。 さらに、多世代交流センターさくらの家において、2022年度（令和4年度）は、多世代交流で楽しめる催しとして、人形劇を開催するなど多世代交流に努めました。	＜こども家庭課＞ 祖父母世代と孫世代の交流を行ってきたが、祖父母世代と父母世代が交流し、子育てに関する知恵や経験を継承できる機会を増やす方策について検討が必要です。
		＜長寿介護課＞ ・実績 令和6年度 多世代交流事業としてバレーンアート教室を実施し、24人の参加がありました。 令和7年度 多世代交流センターさくらの家では指定管理者制度を導入し、民間活力により紙芝居ライブ公演、ドローン体験など全7事業の多世代交流事業を実施し、246人の参加がありました。	＜長寿介護課＞ 家族、親族以外のところで地域に根差した多世代交流の機会を増やす方策について検討が必要です。 民間活力により、新たな視点による地域の人との多世代交流の機会を創出していきます。

(2) 小中学校における福祉教育の推進	小中学校では、学校の実情や地域の特性、子どもの発達段階に合わせ、関係団体と連携しながら福祉教育を行っています。 具体的には、社会福祉協議会と協力して、小中学校において高齢者疑似体験の科目をはじめとする体験型の福祉実践教室を開催しています。また、ユニバーサルデザイン研究会の協力のもと、ユニバーサルデザイン学習に取り組みました。さらに、いわくら認知症ケアアドバイザー会が各小学校において「認知症サポーター養成講座」を開き、認知症について正しい理解ができる機会を設けました。 老人クラブ等の地域住民の協力を得て、スクールガードに参加してもらい、防犯に努めるとともに子どもたちとの交流を図りました。 伝統文化の体験学習やキャリア学習では、地域へ出かけたり、地域の人を招いたりして、学校教育に高齢者の豊富な知識と経験を生かす場を設けました。 ＜第9期の取組＞ 子どもの頃から福祉意識を高めるために、今後も、地域と協力し、連携を図りながら、実践的な福祉教育を推進するとともに、地域の高齢者を生活科や総合的な学習の時間等の講師として招くなど、学校教育に高齢者の豊富な知識と経験を生かす場を設けることに努めます。 さらに、今後も各小学校で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識を広める機会を設けていきます。	＜社会福祉協議会＞ 令和6年度 - 福祉実践教室：児童生徒数787人、講師175人（市内全小中学校を福祉協力校に指定。手話、要約筆記、点字、音訳や高齢者疑似体験を科目として実施しました。高齢者疑似体験の講師は、高齢者施設職員） - 青少年等ボランティア体験学習：中学生5人の参加があり、市内福祉施設3か所（岩倉一期一会荘、るどんの泉、みのりの里）でボランティア体験学習を実施しました。 - 支会活動では、「昔遊び体験」、「しめ縄づくり」、「三世代交流会」など地域の高齢者との交流を図る事業を実施しました。 令和7年度 - 福祉実践教室：児童生徒数756人、講師179人（市内全小中学校を福祉協力校に指定。手話、要約筆記、点字、音訳や高齢者疑似体験を科目として実施しました。高齢者疑似体験の講師は、高齢者施設職員） - 青少年等ボランティア体験学習：中学生10人、高校生2人の参加があり、市内福祉施設3か所（岩倉一期一会荘、るどんの泉、みのりの里）の施設でボランティア体験学習を実施しました。	＜社会福祉協議会＞ 高齢福祉、障害福祉（身体障害）に関する講座内容が多く、必要に応じて柔軟な講座内容について検討します。
		＜学校教育課＞ - 社会福祉協議会と協力して、小中学校において福祉実践教室を開催しました。 - ユニバーサルデザイン研究会の協力の下、ユニバーサルデザイン学習に取り組みました。 - 小学校において、認知症ケアアドバイザーによる「認知症サポーター養成講座」を開き、認知症について正しい理解ができる機会を設けました。 - 老人クラブ等の地域住民の協力を得て、スクールガード（岩倉南小学校においては「ほっとパトロール隊」）に参加していただき、防犯に努めるとともに子どもたちとの交流を図りました。 - 伝統文化の体験的学習やキャリア学習では、地域へ出かけたり、地域の人を招いたりして、学校教育に高齢者の優れた能力を生かす場を設けました。	＜学校教育課＞ 継続して実施していきます。
		＜長寿介護課＞ 認知症サポーター養成講座 令和6年度 2小学校 169名 令和7年度 3小学校 270名 認知症の人への関わり方など、子どもの頃から地域で支え合う意識の向上に努めました。	＜長寿介護課＞ 今後も各小学校で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症について正しい理解ができる機会を設けていきます。

1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

第9期計画における施策・事業		C. 令和6～8年度の実績（予定）（具体的にを行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A：名 称	B：内 容		
(1) 介護予防ケアマネジメント	利用者の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じ、できる限り高齢者自身が自分でできることは、自分で行うということを基本としています（自立支援）。そのために、介護予防・生活支援サービスその他の適切な事業が包括的・効率的に提供されるよう地域包括支援センターにおいて専門的な視点から援助を行っています。 ＜第9期の取組＞ 自立支援を基本とし、必要な人が必要なサービスを利用できるよう、引き続き地域包括支援センターにおいて実施します。	＜長寿介護課＞ 介護予防ケアマネジメント計画作成数の実績 令和6年度 1,684件 令和7年度 1,510件	＜長寿介護課＞ 自立支援を基本とし、必要な人が必要なサービスを利用できるよう、引き続き地域包括支援センターにおいて実施します。
(2) 協議体の設置及び生活支援コーディネーター	介護予防・生活支援サービスの体制整備にあたっては、市町村が中心となって、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、シルバー人材センター、地縁組織、民間企業などの多様な主体によるサービス提供体制を構築し、高齢者を含め地域の支え合いの体制づくりを推進していく必要があります。 本市では、こうした多様な主体による多様な取組を円滑にしていくための協議体として、生活支援推進ネットワーク会議を設置し、サービス提供主体等の情報共有や連携強化を行っています。 また、介護予防・生活支援サービスの体制整備を円滑に推進していくために、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置しています。生活支援コーディネーターは、社会福祉協議会に委託し、住民主体による活動の実施に向けた支援を行うとともに、地域の課題を収集し必要とされるサービス提供体制の構築に努めています。 生活支援体制整備事業として市内のサロンを紹介するパンフレットを作成しました。サロンの補助金についても周知に努め、新たなサロンの立ち上げ及び運営補助金の活用につながっています。 ＜第9期の取組＞ 多様な主体による地域の支え合いの体制づくりを推進するとともに、地域における住民主体による活動を支援します。また、地域資源の情報収集と情報発信にとどまらず、把握した資源の活用にも努めます。 本市に合った第2層協議体の運営のあり方について検討を進めます。	＜長寿介護課＞ ・実績 生活支援推進ネットワーク会議 令和6年度 1回 令和7年度 1回 高齢者交流サロン活動費補助金交付実績 令和6年度 6件 152,828円 令和7年度 4件 94,694円 地域住民主体による活動の支援に努めることができました。	＜長寿介護課＞ 地域資源の情報収集と情報発信にとどまらず、把握した資源の活用が求められています。 現状の第1層と第2層を兼ねた形ではなく、日常生活圏域ごとに第2層の生活支援コーディネーターと協議体を設置できるように研究していく必要があります。 また、補助団体数が減少しているため、要因を把握し、団体が補助金を活用しやすい運用方法を検討していきます。

(3) 介護予防・生活支援サービスの充実			
① 訪問型サービス	介護予防・生活支援サービス事業の対象者に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供しています。 ＜第9期の取組＞ 利用者ニーズの把握に努めるとともに、住民主体によるサービスである訪問型サービスBについては、利用を促進するため、担い手の育成も含め、サービスの趣旨や内容の周知に努めます。	＜長寿介護課＞ 訪問型サービスの利用実績 ・介護予防訪問介護相当サービス - 令和6年度 1,639件 - 令和7年度 1,639件 ・訪問型サービスA - 令和6年度 14件 - 令和7年度 12件 ・訪問型サービスB - 令和6年度 0件 - 令和7年度 0件	＜長寿介護課＞ 介護予防訪問介護相当サービスや訪問型サービスAについては現状を維持しつつ、利用者の自立に向けたサービス内容となるよう研究していく必要があります。 訪問サービスBについては利用者とサービス提供者のマッチングが課題となっています。
		＜長寿介護課＞ 訪問型サービスの利用実績 ・介護予防訪問介護相当サービス - 令和6年度 1,639件 - 令和7年度 1,639件 ・訪問型サービスA - 令和6年度 14件 - 令和7年度 12件 ・訪問型サービスB - 令和6年度 0件 - 令和7年度 0件	＜長寿介護課＞ 介護予防訪問介護相当サービスや訪問型サービスAについては現状を維持しつつ、利用者の自立に向けたサービス内容となるよう研究していく必要があります。 訪問サービスBについては利用者とサービス提供者のマッチングが課題となっています。

② 通所型サービス	介護予防・生活支援サービス事業の対象者に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供しています。 ＜第9期の取組＞ 利用者ニーズの把握に努めるとともに、通所型サービスB及び通所型サービスCについては、サービスの趣旨や内容の周知に努めます。	＜長寿介護課＞ 通所型サービスの利用実績等 ・介護予防通所介護相当サービス 令和6年度 1,434件 令和7年度 1,364件 ・通所型サービスA 令和6年度 562件 令和7年度 606件 ・通所型サービスB 令和6年度 3,587人 令和7年度 3,727人 ・通所型サービスC 令和6年度 1人（11回） 令和7年度 1人（12回）	＜長寿介護課＞ 介護予防通所介護相当サービスや通所型サービスAについては現状を維持しつつ、利用者の自立に向けたサービス内容となるよう研究していく必要があります。 補助団体数が減少しているため、要因を把握し、団体が補助金を活用しやすい運用方法を検討します。
③ 生活支援型給食サービス事業（その他の生活支援サービス）	食事を作ることが困難なひとり暮らし高齢者等に対し、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、食生活の改善、健康保持及び安否確認を行う生活支援型給食サービス事業を総合事業として実施しています。 2023年（令和5年）10月現在、4事業者と委託契約をしており、利用者は希望する事業者を選択できます。 ＜第9期の取組＞ 自立支援の観点から、サービス提供にあたってはアセスメントを的確に行います。また、より効果的に実施できるよう、提供体制を検討していきます。	＜長寿介護課＞ ・実績 令和6年度 54人（年度末人数）、17,384食 令和7年度 57人（年度末人数）、16,250食 ・令和3年10月から利用者が給食業者を選択できるように改めたとともに、利用者の自己負担分の徴収については委託事業者が徴収する方式としました。現在は2事業者と委託契約しています。 ひとり暮らし高齢者等の見守り、食生活の改善及び健康保持に努めることができました。	＜長寿介護課＞ 高齢者の増加により、利用者が増える見込まれます。また、物価高騰等により配食業者の撤退や縮小が進んでおり、新規事業者の確保が課題となっています。 自立支援の観点から、サービス提供にあたってはアセスメントを的確に行います。また、より効果的に実施できるよう提供体制を検討していきます。

2 フレイル（虚弱）対策の充実

第9期計画における施策・事業		C. 令和6～8年度の実績（予定）（具体的に行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A：名 称	B：内 容		
(1) 介護予防事業			
① スクエアステップを活用した介護予防事業	認知機能の向上、転倒予防等に効果のある運動であるスクエアステップの普及をめざし、「スクエアステップ講座」を実施しています。また、講座の受講者を中心とした自主サークル活動も立ち上がり、活動を支援しています。 ＜第9期の取組＞ 長寿化の進展による要支援・要介護認定者の増加を抑制する効果的な手法として、今後もスクエアステップの活用による認知機能の向上や運動器の機能向上をめざした介護予防事業を実施していきます。	＜長寿介護課＞ ・実績 令和6年度 33回 756人 令和7年度 33回 785人 高齢者の介護予防やフレイル対策の取組みを実施することができました。	＜長寿介護課＞ 高齢者人口が増加するとともに、要支援者や要介護者も増加すると見込まれます。そのためにも、認知機能の向上や転倒予防となるスクエアステップを推進していきます。
② シルバーリハビリ体操を活用した介護予防事業	2019年度(令和元年度)から、シルバーリハビリ体操を教える指導士の養成を開始し、指導士が中心となり地域での普及に努めています。シルバーリハビリ体操（シルリハ体操）は立つ、座る、歩くなど日常生活に必要な筋肉を鍛え、関節全体をやわらかくする効果があり、特別な器具を使用せず、「いつでも」「どこでも」「ひとりでも」できる体操であり、フレイル（虚弱）対策としての効果が期待されます。 ＜第9期の取組＞ シルバーリハビリ体操をフレイル（虚弱）対策の中心的な取組として位置づけ、シルバーリハビリ体操指導士を積極的に養成するとともに、その指導士と一緒に、あらゆる機会を活用してシルバーリハビリ体操の普及を図っていきます。 シルバーリハビリ体操に参加しやすい環境を整えられるよう、指導士の養成や教室開催場所の拡大に努めます。	＜健康課＞ シルリハ体操教室の実施回数を増やしたことにより、市民が参加しやすくなりました。シルバーリハビリ体操指導士の養成者数は、10人前後で推移していますが、高齢などの理由で引退する指導士がいるため今後も養成に取り組む必要があります。2026(令和8)年度も継続して、指導士養成講座の開催と体操教室を実施しています。シルリハ体操介護予防教室を市民プラザとさくらの家の2会場で2回1コースで開催し、参加者にシルリハ体操を体験してもらい、修了後、シルリハ体操教室の参加につながるよう体操教室の日程表を配布しました。令和7年度に名称を「若返りサポート教室」に変更して実施しました。令和8年度も若返りサポート教室としてさくらの家、市民プラザで各会場2回実施予定です。 ①シルバーリハビリ体操指導士の養成講座 2024(令和6)年度12人 2025(令和7)年度8人 ②シルリハ体操教室 2024(令和6)年度 135回 3,233人 うち、指導士会主催の体操教室 7会場 65回 2,041人、 指導士派遣の教室 15回 401人 指導士派遣で定期開催 6会場 55回 791人 2025(令和7)年度 154回 3,347人 うち、指導士会主催の体操教室 7会場 82回 2,402人、 指導士派遣の教室 22回 416人、 指導士派遣で定期開催 6会場 50回 556人 ③シルリハ体操介護予防教室 2024(令和6)年度 ひざこしフレイル予防教室 4回 56人 2025(令和7)年度 若返りサポート教室 4回 67人	＜健康課＞ ・シルバーリハビリ体操に参加しやすい環境を整えられるよう、教室開催場所の拡大に努めます。 ・シルバーリハビリ体操指導士の増加に向けて、指導士養成講座の受講者の増加に向け取り組みます。

③ 多世代交流センターさくらの家における介護予防事業	高齢者等の憩いの場である多世代交流センターさくらの家では、高齢者の生きがいづくりや介護予防などの事業を活発に開催しています。 2021年（令和３年）10月からシルバーリハビリ体操指導士主催の体操教室を毎月定期開催しています。 <第９期の取組> 今後も高齢者が楽しみながら参加できる介護予防事業を継続的に実施していきます。 シルバーリハビリ体操指導士主催の体操教室は開催回数を増やし充実を図ります。	<健康課> 令和６年10月から月１回のシルリハ体操指導士主催の体操教室を毎月２回に増やしました。令和７年度にさくらの家で実施するシルリハ体操介護予防教室ひざこしフレイル予防教室を若返りサポート教室に名称を変更し、実施しました。令和８年度は引き続き、シルリハ体操指導士主催の体操教室に加え、若返りサポート教室さくらの家コースを７月に実施していく予定です。 2024(令和６)年度 シルリハ体操教室 計18回、542人 ひざこしフレイル予防教室 ２回 30人 2025(令和７)年度 シルリハ体操教室 計23回 633人 若返りサポート教室 ２回 22人 <長寿介護課> ・実績 介護予防事業 令和６年度 36回 837人 令和７年度 36回 871人 多世代交流センターさくらの家は令和７年度から指定管理者制度を導入し、30回458人の介護予防事業を実施しました。 シルバーリハビリ体操 令和６年度 18回 542人 令和７年度 23回 633人 高齢者の生きがいづくりや介護予防の活動の充実を図ることができました。	<健康課> シルリハ体操教室の実施回数を増やしたことにより、市民は参加しやすくなっている。会場は定期的な予約が入っていることが多く、介護予防教室の実施時間帯・曜日は偏る傾向にあるが、調整をして様々な人が参加しやすいよう工夫していきます。
④ 地域包括支援センターによる介護予防教室	地域包括支援センターでは体操やお話し会などの多様な企画を実施しています。 <第９期の取組> 市内に多くの介護予防を目的とした教室があるため、今後、地域包括支援センターの活動としては、教室という形式ではなく、介護予防講演会の開催などを通じて介護予防の重要性などの周知啓発に努めています。	<長寿介護課> ・実績 介護予防教室 令和６年度 13回 243人 令和７年度 ７回 202人 令和７年度末現在、地域のサロン等へ出向いて実施 介護予防講演会 令和６年度 １回 38人 令和７年度 １回 20人 介護予防の重要性等を広く高齢者等に周知啓発することができました。	<長寿介護課> 市内に多くの介護予防を目的とした体操教室があるため、介護予防教室の在り方を検討する必要があります。

(2) 高齢者の健康づくり事業	保健センターでは、高齢者の健康・体力の維持を目的として、健康づくりや認知症予防に取り組むとともに、市民の自主的な活動を支援しています。 ウォーキング推進事業については、2021年度（令和3年度）から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集団でのウォーキングを中止しました。 2022年度（令和4年度）からウォーキングコース記録表といわくら健康マイレージのチャレンジシートを配布して、各自で楽しくウォーキングに取り組めるようにしました。 ＜第9期の取組＞ 今後も高齢者の健康・体力の維持を目的として、健康づくりや認知症予防に取り組むとともに、市民の主体的な活動の支援に努めます。	<健康課> （ウォーキング推進事業について） 集団での教室を再開し、令和6年度にスマートウォーキング教室を2回コースを2クール開催しました。令和7年度はボールウォーキング体験教室とウォーキング講座を開催し、正しい歩き方について啓発するとともに各自で楽しんでウォーキングに取り組めるようウォーキングコース表といわくら健康マイレージのチャレンジシートを配布しました。2026(令和8)年度も継続して、実施する予定です。 ①ウォーキング事業参加者 2024（令和6）年度 4回 27人 2025（令和7）年度 2回 30人 ②ウォーキングコース記録表配布数 2024（令和6）年度 6人 2025（令和7）年度 15人 ③いわくら健康マイレージ事業のまいか配布数 2024（令和6）年度 113人 2025（令和7）年度 147人	<健康課> 今後も高齢者の健康・体力の維持を目的として、健康づくりに取り組みます。
------------------------	--	--	---

3 疾病の予防・重度化予防の充実（保健事業との一体的な推進）

第9期計画における施策・事業		C. 令和6～8年度の実績（予定）（具体的に行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A：名 称	B：内 容		
(1) 国民健康保険等にかかる保健事業			
① 特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳から74歳を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とその予備群を見つけ、生活習慣病を予防するための特定健康診査・特定保健指導を実施しています。また、75歳以上の人は、後期高齢者医療広域連合が市町村へ委託して健康診査を実施しています。 特定健康診査の受診率向上を図るため、2020年度（令和2年度）から、人工知能技術を用いた特定健康診査及び医療の受診状況の分析により、効率的かつ効果的な受診勧奨を行っています。2021年度（令和3年度）から予約制とし、待ち時間の縮小や混雑緩和のための受診環境整備を行いました。また、2022年度（令和4年度）からインターネットによる申込環境を整備しました。 特定保健指導については、健診後、血糖値や血圧が高い人に対して、保健師及び管理栄養士が電話及び窓口において保健指導を実施しています。さらに市民窓口課と健康課が連携し、2019年度（令和元年度）から、特定保健指導の集中実施期間を設け、特定保健指導利用率の向上に努めています。 人間ドック費用助成事業の利用促進のため、2020年度（令和2年度）には対象医療機関を12か所とし、受診しやすい環境整備に努めています。 《国民健康保険 特定健康診査・特定保健指導》 ▶対 象 者：40～74歳の国民健康保険被保険者 ▶実施機関：岩倉市国民健康保険 《後期高齢者医療 健康診査》 ▶対 象 者：後期高齢者医療被保険者 ▶実施機関：後期高齢者医療広域連合が市へ委託して実施 ＜第9期の取組＞ 引き続き、受診率向上のため周知啓発を行うとともに、受診結果を踏まえた生活習慣病予防の支援に努めます。 なお、2022年度（令和4年度）から開始した高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、健康課、長寿介護課、市民窓口課及び関係機関が連携し、効率的かつ効果的な実施に向けて取り組みます。	<健康課> （特定保健指導について） 市民窓口課と健康課が連携し、特定保健指導集中週間を作り、令和7年度は健康測定会と同時開催し、特定保健指導利用者数を向上させる取り組みを実施しました。 特定保健指導の初回指導実施者数 2024（令和6）年度 22人 2025（令和7）年度 33人	<健康課> （特定保健指導について） 特定健康診査、健康診査受診率が県平均より低く、特定保健指導の利用率も伸び悩んでいます。引き続き、市民窓口課と連携し、健診受診率と特定保健指導利用率の向上を図る取り組みを実施するとともに、健診未受診者に健康情報を発信し、生活習慣病予防の意識向上を図る取組を継続します。
			<市民窓口課> [特定健康診査（国民健康保険加入者）・特定保健指導・健康診査（後期高齢者医療加入者）] 特定健康診査・後期高齢者健康診査では、外国人支援員の健診会場への派遣による「外国人重点日」の設定や、市内医療機関の協力による受診勧奨（チラシの配布・ポスターの掲示）を行った。また、令和8年度からは、人間ドックのみに実施していた受診勧奨通知の送付を特定健康診査・後期高齢者健康診査にも拡大するとともに、健診対象者の来訪が多い市内医療機関や公共施設（さくらの家）でも受診申込ができるようにした。 人間ドック費用助成事業では、健診未受診者に年3回人間ドックの受診勧奨通知を送付している。 また、令和3年度から後期高齢者も基本のAコースのみ助成対象としている。 特定保健指導では、特定健康結果通知への特定保健指導利用券同封や、人間ドック費用助成申請時における健康相談員による初回面談の実施、通常の特定保健指導に加え、からだの測定および参加賞の付加価値を付けた特定保健指導プレミアムコースの実施など、利用率の向上に取り組んでいる。

		[特定健康診査受診者数] 対象者 ※受診者 令和6年度：6,079人 1,962人 令和7年度：5,729人 1,874人 ※受診者には人間ドック、脳ドック受診者を含む [健康診査受診者数] 対象者 ※受診者 令和6年度：6,981人 1,831人 令和7年度：7,178人 1,974人 ※受診者には人間ドック、脳ドック受診者を含む [特定保健指導利用者数] 対象者 受診者 令和6年度：252人 77人 令和7年度：265人 76人	
② 脳ドック等検診	脳梗塞などの脳血管障害やその他の危険因子を早期に発見し、それらの発症や進行の防止を図るため、脳ドック、脳検査を実施しています。国民健康保険加入者及び後期高齢者医療加入者に対し、保険税（料）通知書の送付時に、脳ドック等検査費用助成制度のチラシを同封し周知を図っています。 ▶対象者：国民健康保険被保険者（35歳以上）、後期高齢者医療被保険者 ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 今後も、受診を希望する人が、適切に検診が受けられるよう事業の周知を図ります。	＜市民窓口課＞ 4月号の広報と同時配布する「けん診ガイド」に脳ドック等検査費用助成制度を掲載し、周知を図っています。脳検査、脳ドックともに市の助成額は13,000円。 国保受診者 後期受診者 令和6年度：56人 48人 令和7年度：70人 44人	＜市民窓口課＞ 今後も適切に検診が受けられるよう事業の周知に努めます。
(2) 各種保健事業			
① 健康手帳の交付	健康に対する知識の普及とともに、健康診査の結果を記録し、市民自らの健康管理に役立てるために交付しています。 保健センターの事業実施時に交付し、健康診査や健康相談時に記載し、健康手帳の活用促進に努めています。 ▶対象者：40歳以上の人 ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 今後も健康に対する知識の普及とともに、健康診査の結果を記録し、市民自らの健康管理に役立てるために交付します。 また、保健センターの事業実施時に交付し、健康診査や健康相談時に記載し、健康手帳の活用促進に努めていきます。	＜健康課＞ 健康に対する知識の普及とともに、健康診査の結果を記録し、市民自らの健康管理に役立てるために交付しています。 健康増進事業実施要領の一部改正により、平成29年4月から全国的に紙による手帳の交付が終了し、厚生労働省のホームページからダウンロードしていただく方法に変更されました。 当市も健康手帳をダウンロード方法について市ホームページで周知しており、令和8年度中に紙による手帳の発行を終了する予定です。 ダウンロードが難しい人のために健康チェックの日に冊子「健康相談の記録」を配布し、血圧等の記録を記載し、健康管理を支援しています。 「健康相談の記録」の配布状況 2024（令和6）年度発行数 44冊 2025（令和7）年度発行数 55冊	＜健康課＞ 健康に対する知識の普及とともに、健康診査の結果を記録し、市民自らの健康管理に役立てるために健康手帳のダウンロード方法について周知します。 また、ダウンロードが難しい高齢者のための保健センターの健康チェックの日に「健康相談の記録」と配布し、市民自ら健康管理ができるよう支援します。

② ヤング健診(健康診査)	生活習慣病の早期予防に努めるために、20～39歳の人及び40歳以上の医療保険未加入者を対象に、健康診査を実施しています。 2018年度（平成30年度）から、健診日4日間のうち2日間レディースセット検診を同日実施し、受診しやすい体制の整備に努めています。 ▶対 象 者：20～39歳の人及び40歳以上の医療保険未加入者 ▶実施機関：市<第9期の取組> ヤング健診について、引き続き、広く周知啓発するとともに、受診後の結果を生かし、生活習慣病の予防に努め、自分自身で健康管理に取り組めるよう支援していきます。また、若い頃から健康管理できるよう、土日健診や他の検診と同時に受診できるなど、今後も受診しやすい環境整備を検討します。	<健康課> [健康診査受診者数] ・40歳以上の生活保護受給者等 令和6年度 28人 令和7年度 14人 ・20～39歳の希望者 令和6年度 137人 令和7年度 101人 平成30年度から、健診日4日間のうち2日間レディースセット検診を同日実施し、受診しやすい体制の整備に努めました。	<健康課> ・引き続き、広く周知啓発するとともに受診後の結果を生かし、生活習慣病の予防に努め、自分自身で健康管理に取り組めるよう支援していきます。 ・若い頃から健康管理できるよう、土日健診や他の検診と同時に受診できるなど、今後も受診しやすい環境を整える必要があります。																																										
③ がん検診	三大生活習慣病の一つであるがんを早期発見するための各種がん検診、ねたきりの原因となる骨折予防を図るための骨粗しょう症検診を実施しています。また、2018年度（平成30年度）からレディースセット検診の種類を3種類に増やし、受診しやすい体制の整備に努めています。 ▶対 象 者：胃がん（X線）・大腸がんは30歳以上、胃がん（内視鏡）は50歳以上、肺がんは40歳以上、乳がん（エコー）は30歳以上の女性、乳がん（マンモグラフィ）は40歳以上の女性、子宮頸がんは20歳以上の女性、前立腺がんは50歳以上の男性、骨粗しょう症検診は18歳以上の女性 ▶実施機関：市 <第9期の取組> 今後も、がん検診の必要性の周知や受診勧奨、がん予防啓発に取り組みます。また、受診者の利便性に配慮して効率よく受診できるよう体制を整備していきます。	<健康課> [各検診受診者数（人）] <table><thead><tr><th></th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>胃がん（X線）</td><td>407</td><td>380</td></tr><tr><td>胃がん（内視鏡）</td><td>43</td><td>51</td></tr><tr><td>大腸がん</td><td>651</td><td>684</td></tr><tr><td>乳がん（超音波）</td><td>515</td><td>520</td></tr><tr><td>乳がん（マンモ）</td><td>478</td><td>549</td></tr><tr><td>子宮頸がん</td><td>559</td><td>569</td></tr><tr><td>肺がん（X線）</td><td>1160</td><td>1390</td></tr><tr><td>肺がん（喀痰）</td><td>39</td><td>31</td></tr><tr><td>前立腺がん</td><td>200</td><td>193</td></tr><tr><td>骨粗しょう症</td><td>540</td><td>536</td></tr></tbody></table> ※新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（乳がん・子宮頸がん）対象者は含まず。 [新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業受診者（人）] <table><thead><tr><th></th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>乳がん</td><td>64</td><td>71</td></tr><tr><td>子宮頸がん</td><td>32</td><td>23</td></tr></tbody></table> ・平成30年度からレディースセット検診の種類を3種類に増やし、受診しやすい体制の整備に努めました。 ※レディースセット検診 ・スペシャルセット（胃がん（X線）、乳がん（超音波）、子宮頸がん、骨粗しょう症） ・エコーセット（乳がん（超音波）、子宮頸がん、骨粗しょう症） ・マンモセット（乳がん（マンモ）、子宮頸がん、骨粗しょう症）		令和6年度	令和7年度	胃がん（X線）	407	380	胃がん（内視鏡）	43	51	大腸がん	651	684	乳がん（超音波）	515	520	乳がん（マンモ）	478	549	子宮頸がん	559	569	肺がん（X線）	1160	1390	肺がん（喀痰）	39	31	前立腺がん	200	193	骨粗しょう症	540	536		令和6年度	令和7年度	乳がん	64	71	子宮頸がん	32	23	<健康課> 個別検診の受診者数は少ない状況であり、今後も周知・啓発方法や費用等を研究し、取り組む必要がある。また、集団検診については、セット検診など、同時に受診できる検診日を増やし、受診者の利便性を配慮して効率よく受診できるよう体制を整備する必要があります。
	令和6年度	令和7年度																																											
胃がん（X線）	407	380																																											
胃がん（内視鏡）	43	51																																											
大腸がん	651	684																																											
乳がん（超音波）	515	520																																											
乳がん（マンモ）	478	549																																											
子宮頸がん	559	569																																											
肺がん（X線）	1160	1390																																											
肺がん（喀痰）	39	31																																											
前立腺がん	200	193																																											
骨粗しょう症	540	536																																											
	令和6年度	令和7年度																																											
乳がん	64	71																																											
子宮頸がん	32	23																																											

④ 歯科健康診査	口腔内や歯の健康を維持し食べる楽しみが持てるよう、歯の喪失を防ぐために成人歯科健康診査及び高齢期の入り口である65歳時に介護予防の観点から節目歯科健康診査を実施していましたが、2018年度（平成30年度）からは、誰もが生涯を通じて口腔機能や歯の健康を保つことができるよう、歯周病や口腔機能低下の予防啓発に努めるとともに、健診項目の充実や節目の年に市内医療機関での個別健診としました。さらに、節目の年に、2020年度（令和2年度）からは20歳、2021年度（令和3年度）からは80歳を加え、誰もが生涯を通じて歯の健康を保つことができるように努めました。また、糖尿病予備群に対して、歯科健康診査を実施しています。 《節目歯科健康診査》 ▶対象者：20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・65歳・70歳・76歳・80歳の人 ▶実施機関：市 《糖尿病予防歯科健康診査》 ▶対象者：特定健康診査及び人間ドック受診結果でHbA1cが受診勧奨及び特定保健指導対象者のうちHbA1cが保健指導に該当する人 ▶実施機関：市 <第9期の取組> 節目歯科健康診査の受診率向上をめざすとともに、引き続き、口腔機能や歯の健康を保つことができるよう歯周病や口腔機能低下の予防啓発に努めます。	<健康課> 2026(令和8)年度からは、節目歯科健康診査の対象年齢を25.35歳を追加し、対象者を拡大。また、口腔機能・歯科健康診査の対象年齢を65・70・76・80歳に拡大し、誰もが生涯を通じて口腔機能や歯の健康を保つことができるよう、歯周病や口腔機能低下の予防啓発及び、歯周病や口腔機能低下の早期発見・早期治療のため市内歯科医療機関で歯科健康診査を実施しました。また、糖尿病予備群に対しても、歯科健康診査を実施しています。 ①節目歯科健康診査 ■対象者：20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・50歳・60歳 ■受診者数（受診率） 2024（令和6）年度 411人（10.2%） 2025（令和7）年度 421人（10.4%） ②口腔機能・歯科健康診査 ■対象者：65歳・70歳・76歳・80歳 ■受診者数（受診率） 2024（令和6）年度 113人（10.0%） 2025（令和7）年度 115人（11.5%） ②糖尿病予防歯科健康診査 ■対象者：特定健康診査でHbA1cが受診勧奨及び特定保健指導対象者のうちHbA1cが保健指導に該当する人 ■受診者数（受診率） 2024（令和6）年度 66人（21.4%） 2025（令和7）年度 55人（18.0%）	<健康課> 節目歯科健康診査の受診率が低いことが課題である。引き続き、口腔機能や歯の健康を保つことができるよう歯周病の予防啓発に努めます。また、口腔機能低下の予防啓発を進めるとともに 口腔機能・歯科健康診査の受診率向上を目指します。
⑤ 生活習慣病予防事業	健康診査や骨粗しょう症検診などの結果を基に、生活習慣病予防の健康講座を開催しています。 若い世代への健康情報発信の機会として、ヤング健診時に体力チェックと運動指導、乳がんの自己検診法指導を行いました。また、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防に関する講演会、栄養教室、運動教室等を開催するとともに、継続的な生活習慣病予防に取り組むために、愛知県が開発したアプリ「あいち健康プラス」を導入して、いわくら健康マイレージ事業を実施しています。 ▶対象者：市民 ▶実施機関：市 <第9期の取組> 今後も、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病を予防するため、きめ細かい個別指導や健康教室の充実を図ります。また、教室等に参加した後も、継続して生活習慣の改善に取り組めるよう支援していきます。	<健康課> 健康診査や骨粗しょう症検診などの結果を基に、生活習慣病予防の健康講座を開催しました。 若い世代への健康情報発信の機会として、ヤング健診時に体力チェックと運動指導、乳がんの自己検診法指導を行いました。 また、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病予防に関する講演会、栄養教室、運動教室等を開催するとともに、継続的な生活習慣病予防に取り組むために、愛知県が開発したアプリ「あいち健康プラス」を導入して、いわくら健康マイレージ事業を実施しました。 ①生活習慣病予防事業 延参加者数 2024（令和6）年度 774人 2025（令和7）年度 1,019人 ②いわくら健康マイレージ事業 「まいか」発行数 2024（令和6）年度 113人 2025（令和7）年度 147人	<健康課> 今後も、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病を予防するため、きめ細かい個別指導や健康教室の充実を図ります。また、教室等に参加した後も、継続して生活習慣の改善に取り組めるよう支援していきます。

⑥ 健康相談	日常的な健康管理に役立てられるよう保健センターでは「健康チェックの日」を設け、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士が健康相談を実施しました。また、健診結果を基に栄養や運動などの生活習慣改善指導のほか、随時、電話相談・面接相談を実施しています。 ▶対 象 者：市民 ▶実施機関：市 ＜第 9 期の取組＞ 相談事業の周知を図るとともに、相談内容により、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士の専門職員が相談にあたり、総合的に相談を受けられる体制を継続していきます。	＜健康課＞ 日常的な健康管理に役立てられるよう保健センターでは「健康チェックの日」を設け、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士が健康相談を実施しました。また、健診結果を基に栄養や運動などの生活習慣改善指導のほか、随時、電話相談・面接相談を実施しました。令和 7 年 7 月から「健康チェックの日」に高齢者を対象に予約制の簡易聴力検査を実施し、利用者の増加につながりました。 ①健康相談 2024(令和 6)年度 197人 2025(令和 7)年度 282人 うち簡易聴力検査 68人 ②電話相談（随時） 2024(令和 6)年度 57人 2025(令和 7)年度 39人 ③面接相談（随時） 2024(令和 6)年度 16人 2025(令和 7)年度 19人	＜健康課＞ 相談事業の周知を図るとともに、相談内容により、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士の専門職員が相談にあたり、総合的に相談を受けられる体制を継続していきます。
---------------	--	--	---

4 生涯学習・生涯スポーツの充実

第9期計画における施策・事業		C. 令和6～8年度の実績（予定）（具体的に行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A：名 称	B：内 容		
(1) 生涯学習の取組			
① 生涯学習講座の充実	本市では、生涯学習センターを拠点に生涯学習講座を開催しています。2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）ともに101講座を開催しました。高齢者向けの講座については、各年度とも4講座を開催し、そのすべてで定員を超える申込みがありました。 ▶対 象 者：市民 ▶実施機関：市、指定管理者 ＜第9期の取組＞ 今後も、高齢者の生涯学習に対するニーズを把握して魅力的な生涯学習講座の企画・実施に努めます。	＜生涯学習課＞ 生涯学習センターを拠点に生涯学習講座を開催しました。令和6年度及び令和7年度ともに101講座を開催しました。高齢者向けの講座については、各年度とも4講座を開催し、そのすべてで定員を超える申込みがありました。	＜生涯学習課＞ 高齢者向けの講座は非常に人気が高く、毎回定員を超える申し込みがあります。引き続き高齢者が生きがいをもって、健康で安心した生活が送れるよう講座を通して支援していきます。
② 生涯学習環境の充実	本市では、生涯学習センター、図書館などの施設が生涯学習の場として利用されています。図書館では、大活字本の収集に努めました。また、音訳図書や点字図書を図書館に所蔵し、視覚による表現の認識に障がいのある人も本の世界を楽しめる環境を提供しました。 ▶対 象 者：市民 ▶実施機関：市、指定管理者 ＜第9期の取組＞ 市内にある既存の生涯学習施設については、高齢者を含めた多様な学習ニーズに対応した施設・設備の充実や運営方法を検討し、施設の有効活用を図ります。特に、図書館については、今後も、大活字本や音訳図書、点字図書を備え、高齢者に配慮した蔵書の充実を図ります。	＜生涯学習課＞ 生涯学習センター、図書館などの施設が生涯学習の場として利用されています。図書館では、大活字本の収集に努めました。また、音訳図書や点字図書を図書館に所蔵し、視覚による表現の認識に障がいのある人も本の世界を楽しめる環境を提供しました。	＜生涯学習課＞ 今後も、大活字本や音訳図書、点字図書を備え、高齢者に配慮した蔵書の充実に努めます。
③ 「農」をテーマとした健康づくり・生きがい活動の展開	生きがい活動や健康づくり、レクリエーション活動の一環として、身近な地域で野菜づくりや園芸等ができるよう、本市では市民農園や農業体験塾、稲づくり農業体験を実施しています。市民農園、農業体験塾、稲づくり農業体験について広報紙及び市ホームページに掲載することにより、利用の促進に努めています。 ▶対 象 者：市民 ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 今後も、引き続き、市民農園、農業体験塾、稲づくり農業体験について積極的にPRを行い、利用の促進に努めていきます。また、市民農園については、高齢者がより利用しやすくなるように、設備の充実に努めます。	＜商工農政課＞ ・実績 市民農園（163区画） 令和6年度（161区画利用）、令和7年度（162区画利用） 農業体験塾 令和6年度（会員44名）、令和7年度（会員41名） 稲づくり農業体験 令和6年度（18組67名）、令和7年度（16組61名） 稲づくり農業体験は、農業委員の協力によりイベント内容を充実させています。 ・身近でできる屋外活動としての農業体験への興味の高まりを受け、利用希望者が増加しています。	＜商工農政課＞ ・農業体験塾については、会員が増加する一方で講師が1名となっているので、新しい講師の確保が課題となっています。 ・市民農園については、高齢者がより利用しやすくなるように、設備の充実に努めます。

(2) 生涯スポーツの取組			
① 生涯スポーツ教室等の充実	本市では、生涯スポーツの振興を図るため、岩倉スポーツクラブに委託しカローリングやミニテニス等のニュースポーツ教室のほか、カローリング大会、歩こう会などを開催しています。また、スポーツ協会に委託し、グラウンドゴルフ大会を年2回、バウンドテニスやインディアカなど生涯スポーツが楽しめるスポーツレクリエーション祭を年1回開催しています。 総合体育文化センターでは、指定管理者により、高齢者が気軽に参加できる教室を、年間を通じて開催しています。 ▶対 象 者：市民 ▶実施機関：市、指定管理者、スポーツ協会、岩倉スポーツクラブ ＜第9期の取組＞ 今後も、スポーツ協会、スポーツ推進委員、岩倉スポーツクラブ等と連携し、子どもから高齢者まで誰でも気軽に参加できる教室やイベント、大会開催の支援に努めます。なお、各スポーツ教室やイベントにおいて、参加者数が減少しているため、参加者の意見を随時把握し、内容の見直しを検討します。	＜生涯学習課＞ 総合体育文化センター指定管理者により高齢者でも気軽に参加できる教室を年間を通じて開催しています。岩倉スポーツクラブではカローリングやミニテニスなどのニュースポーツの教室のほか、カローリング大会、歩こう会などを開催しました。また、岩倉市スポーツ協会に委託し、グラウンドゴルフ大会を年2回、インディアカやビーチボールバレーなど生涯スポーツを楽しめるスポーツレクリエーション祭を年1回開催しました。	＜生涯学習課＞ 参加者数が減少している教室があり、新規参加者を獲得するための取り組みが必要です。参加者の意見を随時把握し内容を見直す必要があります。
② スポーツによる若い年代からの健康づくりの取組	多世代交流の促進を図るため、スポーツ推進委員と連携し、ポッチャ体験会を定期的に開催したほか、スポーツ推進委員、スポーツ協会等と協力し各種イベントを開催しています。 総合体育文化センターでは、指定管理者により、若い世代から参加できるスポーツ教室を開催しています。 ▶対 象 者：市民 ▶実施機関：市、指定管理者、スポーツ協会、岩倉スポーツクラブ ＜第9期の取組＞ 若い世代から高齢者まで生涯にわたってスポーツに親しめるような環境づくりに努めるとともに、多世代交流の促進に繋がる教室やイベント等を開催していきます。	＜生涯学習課＞ 多世代交流の促進を図るため、スポーツ推進委員と連携し、ポッチャ体験会を定期的に開催したほか、スポーツ推進委員、スポーツ協会等と協力し各種イベントを開催しました。 総合体育文化センターでは、指定管理者により、若い世代から参加できるスポーツ教室を開催しました。	＜生涯学習課＞ 若い世代を呼び込む方法として、親子や友達と一緒に参加しやすいイベントや教室を考える必要があります。また、多世代交流を図ることができる市民体育祭の種目も時代に合わせて見直す必要があります。

5 多様な社会活動等への参加支援

第9期計画における施策・事業		C. 令和6～8年度の実績（予定）（具体的に行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A：名 称	B：内 容		
(1) 高齢者の活躍の場や社会参加機会の充実			
① サロン等への支援	家に閉じこもり、孤立しがちな高齢者等が、仲間や地域の人々との交流の中で生きがいを持って生活していくことを目的としてふれあい・いきいきサロン事業を実施しています。社会福祉協議会が中心となり市内を7つの小地域に区分（社会福祉協議会支会）して実施しています。 また、老人クラブや地域住民の有志などが主体となり、公会堂や集会所などを利用した高齢者のサロンが実施されています。2017年度（平成29年度）から通いの場としての住民主体のサロンの立ち上げや活動のための補助金を交付し、支援しています。 ▶対 象 者：高齢者等 ▶実施機関：市、社会福祉協議会 ＜第9期の取組＞ 高齢者の身近な「通いの場」として地域でのサロンの開催を支援し、孤立しがちな高齢者が地域とのつながりや身近な人々との交流する機会の確保に努めます。	＜社会福祉協議会＞ 地域のつながりや居場所づくりを目的とする支会事業 令和6年度：7支会で実施 令和7年度：7支会で実施 令和8年度：7支会で実施予定 高齢者サロン（多世代対象を含む）（概ね月1回以上の開催を定義とした場合） 令和6年度：16件 令和7年度：16件 新規1件、解散1件（参加者減） 令和8年度：15件 休止1件（開催場所の取り壊し）※令和8年6月22日現在 ＜長寿介護課＞ ・高齢者交流サロン活動費補助金交付実績 令和6年度 6件 152,828円 令和7年度 4件 94,694円 地域住民主体による活動の支援に努めることができました。 ※令和6年3月31日をもって「ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱」は廃止し、岩倉市社会福祉協議会支会助成金交付要綱にて『地域のつながりや居場所づくりを目的とする支会事業』と定めているため、ふれあい・いきいきサロン『事業』はありません。	＜社会福祉協議会＞ ・多様なサロン活動の状況把握と地域資源の調査に努めます。 ・高齢者世帯・単身世帯の増加を見据え、地域を支え合う意識の醸成、つながりや交流の重要性に関する住民へのアプローチについて検討します。 ＜長寿介護課＞ 高齢者の身近な通いの場として地域でのサロンの開催を支援していき、孤立しがちな高齢者が地域とのつながりや身近な人々との交流する機会の確保に努めます。また、補助団体数が減少しているため、要因を把握し、団体が補助金を活用しやすい運用方法を検討していきます。
② 老人憩の家・多世代交流センター運営事業	南部老人憩の家と多世代交流センターさくらの家は、高齢者等が日常的に集う交流の場として活用されています。高齢者の教養の向上、レクリエーション、趣味活動など各種行事を実施し、高齢者の生きがいづくりの場を提供し、健康増進を図っています。また、多世代交流センターさくらの家では多世代交流を目的とした取組を推進しています。 南部老人憩の家の運営については、老人クラブ連合会に委託しています。 ▶対 象 者：60歳以上の市民（多世代交流センターさくらの家は小学生以下の子どもと同行の保護者を含む） ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 南部老人憩の家の運営を通して、高齢者の生きがい及び健康づくりを推進するとともに、多世代交流センターさくらの家を多世代交流の場として活用を図ります。	＜長寿介護課＞ ・実績（延べ人数） 南部老人憩の家 令和6年度 13,050人 令和7年度 13,173人 多世代交流センターさくらの家 令和6年度 21,097人 令和7年度 21,549人 令和7年度から指定管理者制度を導入し、民間活力を生かして施設の充実を図りました。	＜長寿介護課＞ 南部老人憩の家は経年劣化により設備の老朽化が見受けられるため、今後の方針について公共施設再配置計画等に基づき検討が必要な時期にあります。 多世代交流センターさくらの家についても多世代交流の場として活用を図ります。

③ 老人クラブ連合会助成事業	老人クラブ連合会の活動は、健康・友愛・奉仕を柱に各種事業を展開しています。高齢者の生きがいがづくりや健康づくり、社会参加などを目的としていることから、老人クラブ連合会助成事業として支援しています。 ▶対 象 者：老人クラブ連合会会員 ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 老人クラブの会員拡大のため、広報紙等による周知・啓発等を行うとともに、活動の支援に努めます。 また、敬老週間における多世代交流センターさくらの家・南部老人憩の家での多世代交流事業や、ふれあい歩け歩け大会を委託し、魅力ある事業の創出と、役員の後進の育成などの支援に努めます。	＜長寿介護課＞ ・実績 会員数 令和6年度 2,293人 令和7年度 2,086人 高齢者の生きがいがづくり、健康づくり、社会参加などに寄与しました。	＜長寿介護課＞ 多世代交流センターさくらの家・南部老人憩の家での多世代交流事業や歩け歩け大会、南部老人憩の家の運営を委託していますが、会員数が減少する中、魅力ある事業の創出と、役員の後進の育成が課題となっています。
④ 節目年齢を契機とした社会参加の促進	80歳以上の人を対象とした敬老事業など社会参加を促す事業を実施しています。 また、定年を迎えた年代が、家に閉じこもることなく、地域デビューをするきっかけづくりとして、当年度に65歳になる人を対象に、イベントと交流会を内容とした「65歳の集い」を実施しています。 ▶対 象 者：当年度中に 65歳になる市民 ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 社会参加を促す機会として敬老事業などを実施していきます。65歳の集いについては、従来、地域活動の主軸を担っていたこの年代が、ライフスタイルや価値観の多様化等により、地域とのつながりが希薄になってきているため、地域とのつながりをつくるきっかけとして継続して実施していきます。	＜協働安全課＞ 65歳の市民を対象として、今後の新しい生きがいを発見したり、市内の同年代の人と知り合い地域の繋がりを作っていただくことを目的として開催しました。 【令和6年度】7月21日（日）36名、健康教室、ワークショップ「私たちのまち」 【令和7年度】7月24日（日）47名、健康教室、ワークショップ「かたりば岩倉再発見（いわくらカード）」 【令和8年度】実施なし	＜協働安全課＞ 事業は令和7年度をもって終了しましたが、今後も市民活動支援センターを中心として、地域デビューにつながる機会の創出を図っていきます。
		＜長寿介護課＞ ・実績 敬老会 令和6年度 551人 令和7年度 508人 高齢者の社会参加に繋がる事業を実施することができました。	＜長寿介護課＞ 引き続き敬老事業など社会参加を促す事業を実施します。

(2) 高齢者の就業機会等の支援	シルバー人材センターでは、60歳以上の市民を対象に長年培った職業的経験や技能を生かすことのできる仕事を提供し、高齢者の社会参加の促進、生きがい就労への支援を行っています。 高齢者の就業は、社会参加と健康保持に有効であるため、シルバー人材センターの活動を支援していきます。また、高齢者が長年培ってきた知識や経験を生かし働けるよう、犬山公共職業安定所と連携し、市ホームページへの掲載等を行うことにより、高齢者雇用の情報提供に努めています。 ▶対 象 者：60歳以上の市民 ▶実施機関：シルバー人材センター ＜第9期の取組＞ 高齢者の就業を通じた社会参加と健康保持のため、シルバー人材センターを引き続き支援します。なお、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの担い手として協力を要請していきます。 高齢者の就業については、犬山公共職業安定所等とも連携しながら高齢者雇用の情報提供に努めています。	＜商工農政課＞ 犬山公共職業安定所の情報を、市HPへの掲載、窓口へのチラシ設置等により、高齢者雇用の情報提供に努めました。また、令和6年度に犬山市、江南市、大口町、扶桑町と共催で、令和7年度は江南市と共催で、就職フェアを開催し、60歳以上の市民の方にも合同企業説明会等で、雇用の機会を創出しました。 また、愛知県の生涯現役事業を活用し、45歳以上を対象に就職支援の出張相談会を実施しました。 （就職支援の出張相談会） 令和6年度：5人 令和7年度：5人	＜商工農政課＞ 引き続き犬山公共職業安定所等と連携しながら高齢者雇用の情報提供や就職支援に努めています。
		＜長寿介護課＞ ・実績 会員数 令和6年度 292人 令和7年度 307人 補助金の交付額 令和6年度 12,314,000円 令和7年度 13,432,527円 高齢者の社会参加の促進や生きがい就労への支援を図ることができました。	＜長寿介護課＞ 再雇用や定年延長などが進み、入会時の年齢が上がっています。体調面から退会者数も増えており、今後、会員数が減少していく恐れがあります。生活支援サービスの担い手の不足もあり、継続的なサービス提供が困難です。時代にあった新たな事業の工夫や支援が必要な状況です。

1 自立支援・重度化防止への取組と目標

第9期計画における施策・事業		C. 令和6～8年度の実績（予定）（具体的にに行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A：名 称	B：内 容		
① 事業量を表すアウトプット指標	<第9期の指標> 本市における第9期計画の高齢者の地域における自立した日常生活の支援、介護予防又は重度化防止の取組とその目標は、計画の継続性を考慮し、第8期計画を継承します。 ○訪問型サービスB（住民参加によるサービス）利用者数 ○通所型サービスB（住民主体による支援）利用者数 ●実施箇所数（高齢者サロンの立ち上げ・運営） ○スクエアステップを活用した介護予防事業延利用者数 ○シルバーリハビリ体操指導士数（養成者数） ○いきいき介護サポーター実登録者数	<健康課> シルバーリハビリ体操指導士の養成講座 参加者数 2024(令和6)年度12人 2025(令和7)年度8人 シルバーリハビリ体操指導士数 97人（令和7年度）	<健康課> ・シルバーリハビリ体操指導士の増加に向けて、指導士養成講座の受講者の増加に向け取り組みます。
		<長寿介護課> ・実績 訪問型サービスB 実績なし 通所型サービスB 令和6年度 6か所 3,587人 令和7年度 4か所 3,727人 スクエアステップ 令和6年度 33回 756人 令和7年度 33回 785人 シルバーリハビリ体操指導士数（養成者数） 令和6年度 12人 令和7年度 8人 地域住民主体による活動の支援に努めることができました。	<長寿介護課> 住民主体によるサービスである訪問型サービスBの利用実績がないため、サービス提供体制を研究して行く必要があります。 補助団体数が減少しているため、要因を把握し、団体が補助金を活用しやすい運用方法を検討する必要があります。
② 事業の成果を表すアウトカム指標	<第9期の指標> 本市における第9期計画の高齢者の地域における自立した日常生活の支援、介護予防又は重度化防止の取組とその目標のアウトカム指標は、アウトプット指標と同様に、計画の継続性を考慮し、第8期計画の指標を継承します。 ○75歳以上の要介護3～5認定率〔要介護3～5の認定者数÷75歳以上の第1号被保険者数×100〕	<長寿介護課> 75歳以上の要介護3～5認定率 （令和6年10月1日現在） $532人 \div 7,036人 \times 100 = 7.56\%$ （令和7年10月1日現在） $547人 \div 7,189人 \times 100 = 7.61\%$ （要介護3～5の認定者数÷75歳以上の人口×100）	<長寿介護課> 介護予防を重点的に実施することで、引き続き、高齢者の自立支援をめざしていきます。

2～3〔略〕

4 介護保険事業の円滑な運営（(1)・(2)〔略〕）

第9期計画における施策・事業		C. 令和6～8年度の実績（予定）（具体的に行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A：名 称	B：内 容		
(3) 介護給付適正化事業	介護保険財政の健全化と質の高いサービスを利用者に提供するため、介護給付適正化事業を実施します。主要3事業とされている、「認定調査状況のチェック」「ケアプランチェック」「縦覧点検・医療情報との突合」を実施します。 ① 認定調査状況のチェック 要介護認定申請に係る認定調査の内容について、委託した認定調査についても市職員がすべてチェックします。 ② ケアプランチェック ■介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、国のマニュアルに基づきチェックします。 ■住宅改修実態調査 改修工事を行う受給者宅の実態確認、工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施工状況をチェックします。 ■福祉用具購入・貸与調査 福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等についてチェックします。 ③ 縦覧点検・医療情報との突合 ■縦覧点検 国保連合会から提供される帳票を活用し、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を毎月チェックし、疑義のある場合は事業所に確認します。 ■医療情報との突合 国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部署との連携のもと、国保連合会から提供される帳票を活用し、医療情報と介護保険の給付情報を突合し、疑義のある場合は事業所に確認します。	<長寿介護課> ① 認定調査状況のチェック 令和6年度 市職員がすべてチェックしました 令和7年度 市職員がすべてチェックしました ② ケアプランチェック ■ケアプランチェック 令和6年度 11事業所122件 令和7年度 12事業所144件 ■住宅改修実態調査 令和6年度 全件書類確認に加え、訪問調査を4件行いました 令和7年度 全件書類確認に加え、訪問調査を4件行いました ■福祉用具購入・貸与調査 令和6年度 全件書類確認を行いました 令和7年度 全件書類確認に加え、訪問調査を1件行いました ③ 縦覧点検・医療情報との突合 ■縦覧点検 令和6年度 実施率100% 令和7年度 実施率100% ■医療情報との突合 令和6年度 実施率100% 令和7年度 実施率100%	<長寿介護課> 愛知県介護給付適正化計画との整合性を図りながら、より効果的な実施方法を研究していきます。
(4) 介護相談員派遣事業	介護相談員を市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所及び通所介護サービス事業所へ派遣し、利用者や家族の相談を受け、疑問、不満及び不安の解消を図るとともに、サービス事業者の質の向上を図ります。	<長寿介護課> 令和6年度 34件 （特養8件、小多機8件、GH12件、通所6件） 令和7年度 43件 （特養8件、老健3件、小多機8件、GH16件、通所4件）	<長寿介護課> 事業所の運営状況の把握や高齢者のケアのため、引き続き、派遣事業を進めていきます。

(5) リハビリテーション提供体制の充実	要介護（支援）者へのリハビリテーション提供は、心身機能の向上のみならず、活動能力の向上や社会参加の可能性を高めることにバランスよく働きかけることが重要であり、自立支援に向けてリハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制を整える必要があります。 本市の介護保険サービスにおけるリハビリテーション専門職の現状について、認定者 1 万人あたりの専門職員数でみると、理学療法士は全国及び愛知県に比べ大幅に上回っていますが、作業療法士は少ないのが現状です。 また、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び介護老人保健施設の利用率は、通所リハビリテーションと介護老人保健施設は全国及び愛知県を上回っていますが、訪問リハビリテーションは低い率となっています。 ＜第 9 期の取組＞ 本市におけるリハビリテーション提供の現状を踏まえ、要介護（支援）者が、本人の状況に応じて、必要なリハビリテーションが受けられるよう、提供体制の充実に努めます。	＜長寿介護課＞ リハビリテーション提供状況の確認に努めました。	＜長寿介護課＞ 作業療法士や言語聴覚士、訪問リハビリテーションの必要性について研究していきます。
-----------------------------	--	---	--

5 認知症施策の充実

第9期計画における施策・事業		C. 令和6～8年度の実績（予定）（具体的に行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A：名 称	B：内 容		
(1) 認知症ケアパスの普及と認知症に関する啓発	認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民の認知症に関する理解が重要です。本市では、「認知症とともにあゆむ道しるべ」として、認知症ケアパスを作成しています。認知症ケアパスとは、認知症を発症したときから、生活する上で様々な支障が出てくる中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すものです。 ＜第9期の取組＞ 認知症ケアパスの普及に努めるとともに、認知症高齢者等見守りＳＯＳネットワーク事業などの周知を図っていきます。また、認知症に対する正しい知識の普及に向け、認知症勉強会及び声かけ訓練などを開催していきます。	＜長寿介護課＞ 令和3年3月作成をした認知症ケアパスを、令和7年2月に内容の見直しを行い、改訂しました。 これにより適切なサポートへ早期に繋ぐことができるよう、支援体制を可視化し、介護不安の軽減と見通しを持った生活の支援を図ることができました。	＜長寿介護課＞ 認知症ケアパスの普及を継続して行っていきます。
(2) 認知症サポーターの養成	市民ボランティアである、いわくら認知症ケアアドバイザー会が中心となり、地域や学校、職場において寸劇、紙芝居を織り交ぜながら認知症サポーター養成講座を開催しています。2022年度（令和4年度）末現在、市内では8,796人のサポーターが養成されました。 ＜第9期の取組＞ 認知症に対する正しい知識と理解を広めるため、継続して認知症サポーター養成講座を開き、認知症サポーターを養成していきます。 また、認知症サポーターが地域の見守り支援の担い手として活躍できるよう、認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組みである「チームオレンジ」の効果的な展開について研究していきます。	＜長寿介護課＞ ・認知症サポーター養成者数 令和6年度 5回 197人 令和7年度 5回 298人 令和7年度末認知症サポーター数 9,632人 認知症の人への関わり方など、地域で支え合う体制の構築に努めました。	＜長寿介護課＞ 会員の高齢化に伴い、団体の持続可能性を維持することが課題となっており、活動内容の見直し及び新しい会員を確保する必要があります。
(3) 認知症高齢者の居場所づくり	認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの一環として、いわくら認知症ケアアドバイザー会が主催する認知症カフェは、暖かい家庭的な空間で、認知症の人やその家族、地域の人などが集い、気楽に会話ができる雰囲気の中、参加者の不安を解消する「癒し」の場、介護経験者による介護相談や認知症に対する理解の促進などにも有効な場となっています。 ＜第9期の取組＞ 認知症カフェが、誰もが気軽に集まり、交流できる居場所として定着していくよう、関係機関と連携し周知啓発や運営上の支援を行っていきます。 さらに、認知症の人の意向を把握し、施策の企画・立案、評価へ本人の視点が反映されるよう、認知症の人同士が語り合う「本人ミーティング」の実施を検討します。	＜長寿介護課＞ ・実績 みんなのお家ケアドカフェ 令和6年度 24回 703人 令和7年度 24回 620人 認知症の人と介護者の負担軽減に寄与することができました。	＜長寿介護課＞ 今後、認知症の人が増えるとケアドカフェのような気軽に集えるところが必要となるため、様々なイベントに参加でき、周知できるよう支援をしていく必要があります。

(4) 認知症初期集中支援チームの充実	認知症高齢者とその家族が安心して地域で暮らすことができるように、地域住民、行政及び関係機関の協働による支援体制を構築する必要があります。 市内2か所の地域包括支援センターにそれぞれ1チーム設置した認知症初期集中支援チームにおいて、適切な医療サービス又は介護サービスに結びついていない認知症の人やその家族に対する早期診断、早期対応に向けた支援を行います。 ＜第9期の取組＞ 引き続き、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、地域において自立した生活が送れるよう必要な医療・介護サービスへつなげていきます。 また、認知症サポート医の養成により、医療面から認知症へのアプローチを進めていきます。 さらに、認知症初期集中支援チームの認知度を高めるため、その役割、活動内容の周知に努めます。	＜長寿介護課＞ ・実績 令和6年度 相談件数 33件 チーム員会議数 20回 終結件数 7件 令和7年度 相談件数 19件 チーム員会議数 19回 終結件数 8件 認知症高齢者と介護者が安心して生活できるよう専門職による支援体制を構築し、早期の対応に向けた支援を行うことができました。	＜長寿介護課＞ 認知症の人やその家族が安心して暮らすことができるよう支援を充実させていく必要があります。 認知症初期集中支援チームの認知度が低いため周知に努めます。 関係機関と連携して支援するための個人情報の共有に関する同意書の取得率を上げていく必要があります。
(5) 認知症地域支援推進員の充実	医療機関・介護サービス提供事業所や地域の支援機関のネットワーク構築の役割を担う認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに1人配置しています。 ＜第9期の取組＞ 引き続き、認知症地域支援推進員を中心に、認知症の人や、その家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、適切な支援を検討するとともに、関係機関の連携調整等の支援を行います。 また、認知症地域支援推進員の役割、活動内容の周知に努めます。	＜長寿介護課＞ 令和6年度 認知症ケアアドバイザー会定例会や認知症初期集中支援チーム全体会、認知症勉強会及び声掛け訓練、近隣市町村の認知症地域支援推進員等の情報交換会に出席 令和7年度 認知症ケアアドバイザー会定例会や認知症初期集中支援チーム全体会、認知症勉強会及び声掛け訓練に出席 上記のとおり出席し、関係機関の連携調整を行いました。	＜長寿介護課＞ 認知症の人やその家族が安心して暮らすことができるよう、認知症地域支援推進員を中心とした支援体制をより充実させていく必要があります。 認知症地域支援推進員の認知度が低いため周知に努めます。
(6) 認知症地域支援推進ネットワーク会議を中心としたネットワークの構築	認知症の人とその家族を地域の中で組織的に支援するため、認知症地域支援推進ネットワーク会議を設置しています。 ＜第9期の取組＞ 引き続き、認知症地域支援推進ネットワーク会議において、認知症の人とその家族を地域で支援していくために関係機関の連携を強化し、情報交換及びネットワークの構築を図ります。	＜長寿介護課＞ ・実績 認知症地域支援推進ネットワーク会議開催数 令和6年度 1回 令和7年度 1回 情報交換やネットワークの構築を図ることができました。	＜長寿介護課＞ 引き続き、認知症の人とその家族を地域で支援していくために関係機関の連携をより強化し、情報交換及びネットワークの構築を図ります。

(7) 若年性認知症の人に対する支援の充実	若年性認知症の人は、仕事や生活において高齢者と異なる課題や負担があり、本人や家族の状況に合わせた、地域ぐるみのきめ細かな支援が必要です。 愛知県や「認知症の人と家族の会」のリーフレットを窓口等に設置し、若年性認知症支援に関する周知啓発を行っています。 また、障がい者施策として、障がいにより一般就労が困難である人に、就労系の障がい福祉サービスの支給を行い、就労への支援を行っています。さらに、2023年度（令和5年度）には、障がいに関する専門相談機関である基幹相談支援センターを設置し、相談支援に関する機能強化を図りました。 ＜第9期の取組＞ 若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら適切な支援を受けられるよう、引き続き、若年性認知症支援に関する周知啓発を行っていきます。 また、その社会参加を支援するために、関係機関等と連携を強化し、障がい福祉サービスの就労系サービスの利用を促進するとともに、地域活動等に参加しやすい環境を整えていきます。	＜福祉課＞ 基幹相談支援センターで障害福祉サービスの利用、就労や地域活動への参加に関することなど総合的、専門的な相談支援を実施しました。 尾張北部障害者就業・生活支援センターようわと連携し、一般就労を希望する人への支援を行いました。また、障がいにより一般就労が困難である人には、就労系の障害福祉サービスの支給を行い、社会参加の機会の確保を支援しました。	＜福祉課＞ 引き続き、障がいのある方へ障がい福祉サービスを提供し、社会活動、地域活動への参加支援を図ります。
		＜長寿介護課＞ 愛知県や認知症の人と家族の会のリーフレットを窓口等に設置し、若年性認知症支援に関する周知啓発を行った。	＜長寿介護課＞ 引き続き周知啓発を行っていきます。
(8) 運動を活用した認知症予防の推進	認知症予防のためには、体を動かしながら筋力の強化や機能維持を図ると同時に脳の働きを活性化させるトレーニングが有効とされており、「スクエアステップ講座」を実施し、スクエアステップの普及を積極的に進めています。 ＜第9期の取組＞ 引き続き、スクエアステップを認知症予防の取組として位置づけ、地域における普及を推進していきます。 また、閉じこもりが認知症のリスクを高めることから、外出頻度の低い高齢者の社会参加を促す取組を推進していきます。	＜長寿介護課＞ ・実績 令和6年度 33回 756人 令和7年度 33回 785人 令和7年度末現在、総合体育文化センター（8月を除き月2回）及び市民プラザ（8月を除き月1回）で開催 高齢者の介護予防やフレイル対策の取組を実施することができました。	＜長寿介護課＞ 高齢者人口が増加するとともに、要支援者や要介護者も増加すると見込まれるため、認知機能の向上や転倒予防となるスクエアステップを推進していきます。

6 高齢者の権利擁護・虐待防止

第9期計画における施策・事業		C. 令和6～8年度の実績（予定）（具体的に行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A：名 称	B：内 容		
(1) 権利擁護事業の推進			
① 権利擁護支援センターとの連携強化	判断能力が不十分な認知症の人や虐待を受けている高齢者などの権利擁護体制を構築するため、2018年度（平成30年度）に、小牧市、大口町、扶桑町及び本市（以下、「尾張北部区域」といいます。）で共同して特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センターを設置しました。 2022年（令和4年）3月に、尾張北部区域で、「（岩倉市）成年後見制度利用促進計画」を策定しました。計画に定める施策を推進するため、2022年度（令和4年度）に尾張北部権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会を設置し、計画の進捗管理や地域、福祉、司法、医療の連携強化を図りました。 また、2023年度（令和5年度）には市民後見人養成研修を尾張北部区域の2市2町で共同して開催しました。 ＜第9期の取組＞ 判断能力に不安のある高齢者等が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、引き続き、尾張北部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度に関する相談、成年後見制度の利用支援、権利擁護に関わる人材の育成など、権利擁護に関する各種事業を推進します。	＜福祉課＞ 岩倉市成年後見制度利用促進計画に定める施策の推進のため、尾張北部権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会を平成30年度に設置し、計画の進捗管理や地域、福祉、司法、医療の連携強化を図りました。 令和5・6年度に第1期市民後見人養成研修を2市2町共同で開催し、33人（岩倉市10人）が研修過程を修了し、市民後見候補者名簿に登録されました。また、令和7・8年度で開催中の第2期研修にも21人（岩倉市3人）が受講しています。また、令和6・7年度に12人（岩倉市4人）市民後見候補者が、市民後見人に選任され、活動を始めています。	＜福祉課＞ 引き続き尾張北部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度に関する相談、成年後見制度の利用支援、権利擁護に関わる人材の育成等に努めるとともに、令和9年4月施行予定の社会福祉法等の改正に伴う身寄りのない高齢者等や判断能力が不十分な人への対応について準備を進めます。
② 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度は、「自己決定の尊重」「本人の保護」の理念に基づき、判断能力が十分でない高齢者などに代わって、家庭裁判所が選任した法定後見人や任意後見制度に基づく任意後見人などが、不動産・預貯金などの財産の管理や、介護・施設入所などの契約行為を行うことで、高齢者の権利擁護を図り、地域で安心して暮らすことを目的としています。 本市では、市長が行う審判請求、成年後見人等の報酬にかかる費用に対して必要に応じて助成しています。 また、尾張北部権利擁護支援センターとの連携で月に1回巡回相談を行っています。 ▶対象者：支援が必要な高齢者等 ▶実施機関：市 ＜第9期の取組＞ 今後、認知症高齢者の増加、親族間における人間関係の希薄化などから、権利擁護を必要とする様々なケースが現れ、成年後見制度の利用者は増加すると予想されます。尾張北部権利擁護支援センターとの連携のもと、制度の周知・啓発に努めます。	＜福祉課＞ 実績 市長申し立て 令和6年度 1件 令和7年度 1件 成年後見人等の報酬助成 令和6年度 2件 令和7年度 3件 ＜長寿介護課＞ ・実績 市長申し立て 令和6年度 7件 令和7年度 10件 成年後見人等の報酬助成 令和6年度 3件 令和7年度 8件 高齢者の権利擁護を図ることができました。	＜福祉課＞ 引き続き尾張北部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度に関する相談、成年後見制度の利用支援等に努め、必要な人には成年後見制度の市長申立を行います。 ＜長寿介護課＞ 認知症高齢者の増加、親族間における人間関係の希薄化により成年後見制度の利用者は増加すると見込まれるため、制度の周知・啓発に努めます。

③ 日常生活自立支援事業	個人が尊厳を持って、地域の中で自立した生活を送るためには、自らの意思と責任で財産を活用し、必要なときに必要な生活支援サービスを受けることが基本です。判断能力に不安のある認知症高齢者等の自立した生活を支援するため、社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助や生活支援員が日常的な金銭管理を行っています。 ▶対象者：支援が必要な高齢者等 ▶実施機関：愛知県社会福祉協議会（委託先：岩倉市社会福祉協議会） ＜第9期の取組＞ 判断能力に不安のある認知症高齢者等が、地域で自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会との連携を強化しながら、制度のさらなる周知と利用促進を図ります。	＜社会福祉協議会＞ 令和6年度 ・認知症高齢者の利用件数：6件 解約件数：5件（死去3名、入所1名、成年後見1名） 新規契約 0件 ・社協広報紙にて事業の周知を図りました。 令和7年度 ・認知症高齢者の契約件数：5件 解約件数：1件（死去1名） 新規契約 0件 ・周知と利用促進 地域包括支援センターと連携し、支援の必要な高齢者の相談対応をしています。	＜社会福祉協議会＞ 令和10年度から「身寄りのいない高齢者支援」が開始されます。入所・入院の支援、死後事務など専門性の高い支援となるため人件費、人員配置が課題です。
(2) 高齢者虐待防止の推進	本市では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を設置し、虐待防止に取り組んでいます。 2022年度（令和4年度）は、虐待が疑われる通報が13件あり、そのうち5件を虐待と判断しました。 ＜第9期の取組＞ ① 予防と発見 高齢者虐待と疑われるときは、相談・通報してもらえるよう市民の関心を高めるため、高齢者虐待防止の啓発や高齢者虐待相談窓口等の周知をするとともに、居宅介護支援事業所など関係機関に対して、虐待の早期発見、通報についての周知・啓発に努めます。 ② 早期対応と支援 虐待や虐待の兆候が発見された場合、早期に相談や救済支援が行えるよう、地域包括支援センターをはじめ関係機関との連携体制の強化に努めます。 ③ 介入と緊急対応 虐待の状況が深刻で、このまま放置できないと判断した場合は、引き続き、関係機関と連携・協議し、高齢者緊急一時保護事業などを利用し、緊急に保護する等の対応をしていきます。	＜長寿介護課＞ ・実績 相談実績（虐待通報） 令和6年度 14件（認定11件） 令和7年度 15件（認定10件） 高齢者虐待防止ネットワーク会議 令和6年度 0回 令和7年度 1回 高齢者虐待防止コアメンバー会議 令和6年度 16回 令和7年度 20回 高齢者緊急一時保護事業 令和6年度 実績なし 令和7年度 3件 法律に基づき高齢者の虐待対応を行い、緊急時には保護するなど、関係機関と協議し、適切に対応できました。	＜長寿介護課＞ 問題が複雑化し、対応に困窮するケースが増加しています。 関係機関と連携して迅速に対応する体制を構築していく必要があります。

7 福祉・介護人材の確保・定着の支援			
第9期計画における施策・事業		C. 令和6～8年度の実績（予定）（具体的に行った施策、成果等）	D. 課題と今後の方向性
A：名 称	B：内 容		
(1) 福祉・介護の仕事の魅力の「見える化」	福祉・介護の仕事の現場について、本来の仕事の魅力が正しく認識されていない状況があります。愛知県や愛知県社会福祉協議会と連携して、情報を広報紙や市ホームページに掲載することで、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力が正しく認識されるよう努めました。 また、「二十歳のつどい」において福祉・介護の仕事に関するチラシを配布しました。 ＜第9期の取組＞ 引き続き、広報紙や市ホームページをはじめ、市の関わるイベントなど様々な機会を活用して、福祉・介護の仕事の魅力を小・中・高校生などの若者にも通じるようなPRを行います。	＜長寿介護課＞ 愛知県や愛知県社会福祉協議会と連携し、情報を広報紙や市ホームページに掲載することで、福祉・介護の仕事の魅力の「見える化」に努めました。 また、「二十歳のつどい」の機会に福祉・介護の仕事の魅力に関するチラシを配布しました。	＜長寿介護課＞ 引き続き、福祉・介護の仕事の魅力のPRに努めていきます。
(2) 事業者との連携強化	介護の現場を担う人材の不足は、多くの介護サービス提供事業者が抱える重大な問題であり、その解決については、関係機関の連携のもと社会全体で考えていかなければなりません。 第8期計画期間においては、地域密着型サービス集団指導会の際に、介護職員人材確保対策について意見交換を行いました。また、岩倉市介護支援専門員研修を開催し、主任介護支援専門員更新要件の研修とすることで、主任介護支援専門員の確保に努めました。 さらに、市内介護サービス事業所に介護人材確保・定着に係るアンケートを実施し、事業者のニーズを把握するとともに、ICTやロボットを活用した業務の効率化についての情報提供に努めました。 ＜第9期の取組＞ 引き続き、市内の介護サービス提供事業者との連携を強化し、本市における介護サービスの質の維持向上を図るため、情報共有を行うとともに、アンケート結果も踏まえ、介護サービス提供事業者と意見交換をしながら、研修・勉強会の開催など人材の確保の視点で取組を検討します。 また、ICTやロボットを活用した業務の効率化を推進し、介護職員の負担を軽減することで、サービスの質の向上、離職防止を図ります。	＜長寿介護課＞ 地域密着型サービス集団指導会の際に意見交換を行いました。 岩倉市介護支援専門員研修を開催し、主任介護支援専門員更新要件の研修とすることで、主任介護支援専門員の確保に努めました。 ICTやロボットを活用した業務の効率化についての情報提供に努めました。	＜長寿介護課＞ 介護サービスの質の維持向上を図るため、引き続き、事業者との連携強化に努めていきます。
(3) アクティブシニアの参加促進	本市では、認知症サポーターの養成に力を入れてきました。その結果、多くの人が研修を受け、認知症サポーターとなっています。また、市民ボランティアである、いわくら認知症ケアアドバイザー会が継続的に活動しています。 さらに、2019年度（令和2年度）からは、高齢者自身が地域でフレイル（虚弱）対策の担い手として活動できるようシルバーリハビリ体操指導士の養成を進めています。 加えて、高齢者の就労支援として、犬山公共職業安定所の高齢者雇用に関する情報を、市ホームページへの掲載やチラシの設置等により提供しています。 ＜第9期の取組＞ 引き続き、本市在住のシニアの人たちに、認知症サポーターやシルバーリハビリ体操指導士の養成講座など介護に関わってもらうための講座・研修を企画し、在宅や施設で活動できる力を養ってもらい、介護現場への多様な参加を促していきます。 また、犬山公共職業安定所等との連携を図るとともに、福祉・介護の仕事の持つ魅力を体験できる機会の創出について研究するなど、できる限り多くのアクティブシニアが福祉や介護の担い手として活躍できる体制を整えていきます。	＜長寿介護課＞ ・実績 認知症サポーター養成者数 令和6年度 5回 197人 令和7年度 5回 298人 令和7年度末認知症サポーター数 9,632人 シルバーリハビリ体操指導士養成者数 令和6年度 12人 令和7年度 8人 高齢者への介護予防の推進や認知症の人への関わり方など、地域で支え合う体制の構築に努めました。	＜長寿介護課＞ アクティブシニアが福祉や介護の担い手として活躍できるよう認知症サポーター及びシルバーリハビリ体操指導士の養成を継続していきます。

(4) 小・中・高校生の介護現場における体験交流の機会の創出	「介護」とは、ひとがひとの生活を支えるきわめて人間的な行為です。多世代で暮らすことが少なくなっ た今日、意図的にこのような関わりの機会を作っていくことも必要であり、介護現場は人間的な行為を学 ぶ場となります。このような体験が、未来の福祉・介護人材へとつながっていくものと考えられます。 第8期計画期間においては、小学校で、認知症ケアアドバイザーによる「認知症サポーター養成講座」を 開催し、認知症について正しい理解ができる機会を設けました。また、キャリア学習では、地域へ出かけ たり、地域の人を招いたりして、学校教育に高齢者の優れた能力を生かす場を設けました。 ＜第9期の取組＞ 次の時代を担う小・中・高校生が、「介護」の魅力や意義を正しく理解できるよう、引き続き、介護の現 場において介護の体験や高齢者との交流をする機会の充実を図ります。 また、具体的な「介護」の魅力を伝える方法について、様々な部署・機関が既に実施している内容も含め 研究していきます。	＜学校教育課＞ ・小学校において、認知症ケアアドバイザーによる「認知症サポーター養成講座」を開き、認知症について正しい理解ができる機会を設けました。 ・キャリア学習では、地域へ出かけたり、地域の人を招いたりして、学校教育に高齢者の優れた能力を生かす場を設けました。	＜学校教育課＞ 継続して実施していく。
		＜長寿介護課＞ 庁内及び社会福祉協議会が実施している事業について情報収集を行いました。	＜長寿介護課＞ 関係機関の実施内容を取りま とめ、より効果的な福祉教育 となるような実施方法を研究 していきます。

『第 10 期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画』の策定に向けた

介護支援専門員ヒアリング調査のまとめ

(回答者数：24 名 複数可)



目 次

1. 業務について	
Q1 (業務の中で負担を感じていること)	2
2. 在宅生活を支えるために	
Q1 (高齢者の在宅生活を支えるために必要な支援・サービス)	3
Q2 (どのような支援があれば、在宅介護の継続が可能だったか)	4
Q3 (人生会議に携わったことがあるか)	5
Q4 (岩倉市において自宅で安心して最期を迎えられるための条件)	6
Q5 (主な介護者がヤングケアラーであるケースはあるか)	7
3. 認知症施策について	
Q1 (認知症の人や家族が望む暮らしについて)	7
4. 岩倉市の高齢者施策に対する意見	8

1. 業務について

Q1 業務の中で、どのようなことに負担感を感じますか。

【ケアマネジャーの負担感に関するご意見】

No.	主な意見の分類	具体的なご意見	意見数	割合
1	書類・記録の膨大さと煩雑さ	・ 必須書類が多すぎる、終わらない ・ 更新月が重なる際の会議日程調整や書類作成 ・ 経過記録の時間が取れない、紙やFAXが多い	22 件	34.3%
2	連絡調整の困難さ	・ 休日、夜間を問わない家族からの連絡 ・ 家族と連絡が取りにくい際の対応 ・ 身寄りのない方の緊急対応や、連絡がつかない調整	13 件	20.3%
3	業務過多と突発的事態	・ 総合相談など業務範囲の過大さ ・ 締め切りに追われる優先順位の変更 ・ 属人化（特定の仕事や業務のやり方を、限られた一人の担当者しか分からない状態）による休みづらさとバックアップの欠如	11 件	17.2%
4	ケアマネ本来業務外の負担	・ 何でもケアマネに相談される（何でも屋状態） ・ シャドーワークへの評価の低さ ・ 「ケアマネがやらなくてはいけない」とされる業務	6 件	9.4%
5	制度・研修の負担と手続き	・ ケアマネ更新研修の負担 ・ 制度改正時の運営規定や重要事項説明書の変更 ・ 非効率なローカルルール（特定の地域、場所、組織、団体、または特定の状況でのみ通用する独自のルール）の存在	6 件	9.4%
6	対応の難しさと拒否	・ 認知症による頻回な訪問や家族対応 ・ 本人・家族の拒否によるサービス不成立 ・ 耳が遠い方等との意思疎通の難しさ	6 件	9.4%

2. 在宅生活を支えるために

Q1 高齢者の在宅生活を支えるために、介護保険のサービスに限らず、どのような支援・サービスがあると良いと思われますか。

【在宅生活支援・サービスに関するご意見】

No.	主な意見の分類	具体的なご意見	意見数	割合
1	通院・外出・買い物の補助	・通院や買い物の送迎、付き添い ・タクシー予約の容易化、移動販売の充実 ・サロンや趣味の教室への送迎	15 件	30%
2	日常生活の細かな手助け	・ゴミ出しの戸別収集支援 ・配食・食材宅配サービスの拡充 ・介護保険外でのちょっとした手伝い	11 件	22%
3	家族の代替や危機対応	・身寄りのない方の緊急対応や入院手続きの代行 ・成年後見人が決まるまでのつなぎ支援 ・虐待ケースへの措置制度	8 件	16%
4	各種手続きのサポート	・マイナンバーや各種申請の在宅サポート ・書類の内容説明・代行入力 ・ICT・スマホを活用した見守りや操作支援	7 件	14%
5	社会的なつながりの維持	・認知症カフェや教室の開催と送迎 ・傾聴ボランティア ・地域の見守りや安否確認	6 件	12%
6	住環境等の整備	・ケアマネ・訪問サービス用の駐車場確保 ・生活困窮者の住宅支援 ・電気・ガス等の自動停止装置の普及	3 件	6%

Q2 担当された利用者で、在宅から施設・居住系サービスへ入所・入居となった直近のケースについて、どのような支援があれば、在宅介護の継続が可能だったと思いますか。

【在宅生活の継続に向けた支援・サービスに関するご意見】

No.	主な意見の分類	具体的なご意見	意見数	割合
1	夜間や早朝、頻回な介護・見守りの不足	・ 24 時間定期訪問や見守りの充実 ・ 深夜・早朝の訪問介護サービス ・ 頻回な訪問による排泄や食事介助	9 件	30%
2	介護者の負担軽減と心理的サポート	・ 家族の休息（レスパイト）の場の提供 ・ 介護者の気持ちの切り替え支援 ・ 家族の身体的・精神的負担の軽減	7 件	23.3%
3	緊急時のサービスアクセスの容易さ	・ 緊急時に柔軟にサービスへ繋げる仕組み ・ 契約・会議等の手続きの壁を取り除く ・ 介護保険外サービスの安価な利用	5 件	16.7%
4	医療行為や急変時の対応支援	・ 医療的ケア（吸痰等）対応可能なサービス ・ 発熱時の病院受診付き添い ・ 医療ニーズがある場合のショートステイ受入	5 件	16.7%
5	実務的な生活サポートの欠如	・ 自宅整理や荷物のまとめ、退院支援 ・ ゴミ出し等の細かな生活支援 ・ ケアマネによる実務負担（シャドーワーク）の補完	4 件	13.3%

Q3 これまでに担当した利用者の人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）に携わったことがありますか。また、今後、働きかけていく予定はありますか。

【人生会議（ACP）への取り組みに関するご意見】

No.	主な意見の分類	具体的なお意見	意見数	割合
1	意思決定の支援としての実績	・本人・家族の価値観や希望を共有し話し合った ・看取り希望のケースで医療職と共に実施 ・末期等の節目で意向を確認	5 件	22.7%
2	ACP と意識せず自然な対話で実施	・形式はとらないが、その都度思いや意向を聞いている ・退院時に家族で話し合うよう促している ・日々の関わりの中でアセスメントの一つとして活用	7 件	31.8%
3	必要性は認識・前向きな姿勢	・必要性を感じており、タイミングを見て働きかけたい ・情報の提供から始めていきたい ・時間をかけて働きかけていきたい気持ちはある	6 件	27.3%
4	役割分担や環境によるハードル	・医師・看護師主導が良く、ケアマネは補佐的 ・本人家族の理解不足、通常業務内での対応は困難 ・生活の立て直しが優先で、先の話は難しい	4 件	18.2%

Q4 岩倉市において、どのような条件がそろえば、利用者が自宅で安心して最期を迎えられると思いますか。

【自宅での看取り・終末期支援に関するご意見】

No.	主な意見の分類	具体的なお意見	意見数	割合
1	夜間・緊急時の体制強化	・24 時間 365 日対応の定期巡回・随時対応サービスの拡充 ・訪問介護の人材確保とサービス調整の柔軟化 ・急変時や突発的な状況への対応力強化	13 件	31.0%
2	介護者の負担軽減と心理的サポート	・家族の「最期まで看取りたい」という覚悟と理解の支援 ・介護者の精神的・身体的限界を防ぐ休息（レスパイト） ・家族が安心できる環境作りと働きかけ	9 件	21.4%
3	医療・介護のシームレスな連携	・医療・介護の切れ目ない連携と情報共有 ・早い段階からの ACP（人生会議）と意思確認 ・信頼関係に基づく多職種チームの協力体制	8 件	19.0%
4	地域の理解と生活環境	・認知症等に対する地域住民や若い世代の理解促進 ・安心して外出・生活できる環境（移動や住宅） ・「集いの場」の創出による孤立防止	6 件	14.3%
5	経済的支援とアクセスの改善	・低料金で利用可能な自費サービスの拡充 ・医療費負担への支援（末期前の段階等） ・些細なことでも相談できる窓口の設置	6 件	14.3%

Q5 担当している利用者で、主に介護しているのが、通学や仕事をしている子ども（ヤングケアラー）であるケースはありますか。

【ヤングケアラー・若年介護者の現状に関するご意見】

No.	主な意見の分類	具体的なご意見	意見数	割合
1	現在担当しているケースにはいない	・ いない	22 件	84.6%
2	仕事と介護の両立や身体的・精神的負担	・ 20 代の娘が夜間の排泄介助を行いながら仕事もしている ・ 30 代の家族が 2 人分の介護と仕事を両立している ・ ヤングケアラー（若年介護者）への柔軟な支援体制が必要	4 件	15.4%

3. 認知症施策について

Q1 担当された認知症の方やそのご家族が望む岩倉市での暮らしについて実際に話されたことなどで印象に残る言葉があれば、差し支えない範囲でお書きください。

【認知症施策・生活環境に関するご意見】

No.	主な意見の分類	具体的なご意見	意見数	割合
1	入所先の選択肢と待機状況	・ 特別養護老人ホームやグループホームの不足 ・ 施設入所希望者の待機、入居条件の厳しさ ・ 馴染みの地域で住み続けたいという願い	5 件	26.3%
2	介護の限界と経済的困窮	・ 老老介護の限界、自分自身が倒れることへの恐怖 ・ 「いつ解放されるのか」という精神的疲弊 ・ 経済困窮による生活・医療・介護利用の躊躇	5 件	26.3%
3	居場所の確保と孤立防止	・ コミュニティ活動への参加意欲（移動手段が壁） ・ 馴染みの場所（五条川等）での散歩継続 ・ 認知症への周囲の視線と地域理解の必要性	5 件	26.3%
4	困った時の支援窓口	・ 行政窓口の対応改善（親身な対応への要望） ・ 介護者への相談・傾聴場所の不足 ・ 認知症の正しい理解（周囲への啓発・学習）	4 件	21.1%

4. 岩倉市の高齢者施策に対する意見等

【岩倉市の高齢者施策に対する課題・要望に関するご意見】

No.	主な意見の分類	具体的なご意見	意見数	割合
1	業務負荷の軽減と迅速化	・ケアプラン提出義務の緩和（配食・緊急通報等） ・書類の統一化・簡略化 ・認定資料の即日交付・迅速な情報共有	10 件	32.2%
2	生活圏の物理的・サービスの不足	・配食サービスの選択肢拡大・利用条件の緩和 ・訪問時の駐車場確保対策 ・タクシー等の移動支援、住環境整備	9 件	29.0%
3	「制度の狭間」への対応	・生活保護手前層への介護・医療・経済支援 ・介護保険外サービスの安価な導入 ・経済的困窮時の支援	6 件	19.4%
4	窓口の質や会議のあり方	・地域ケア会議の質（事例検討会化への懸念） ・市役所窓口の対応改善 ・ケアマネ業務範囲の明確化（リーフレット作成）	6 件	19.4%

岩倉市の高齢者を取り巻く現状



目 次

1	人口の現状	2
2	世帯の現状	6
3	就業の状況	9
4	認知症の現状	10
5	要支援・要介護認定者の現状	13
6	介護保険給付費の現状	15

(注)：令和 7 年国勢調査の人口等基本集計は2026年（令和 8 年）8 月現在、未公表であるため、令和 2 年国勢調査の結果を最新データとして用いています。
なお、公表後は令和 7 年のデータを用いて分析し直し、該当部分を差し替えます（公表は2026年（令和 8 年）9 月予定）。

1 人口の現状

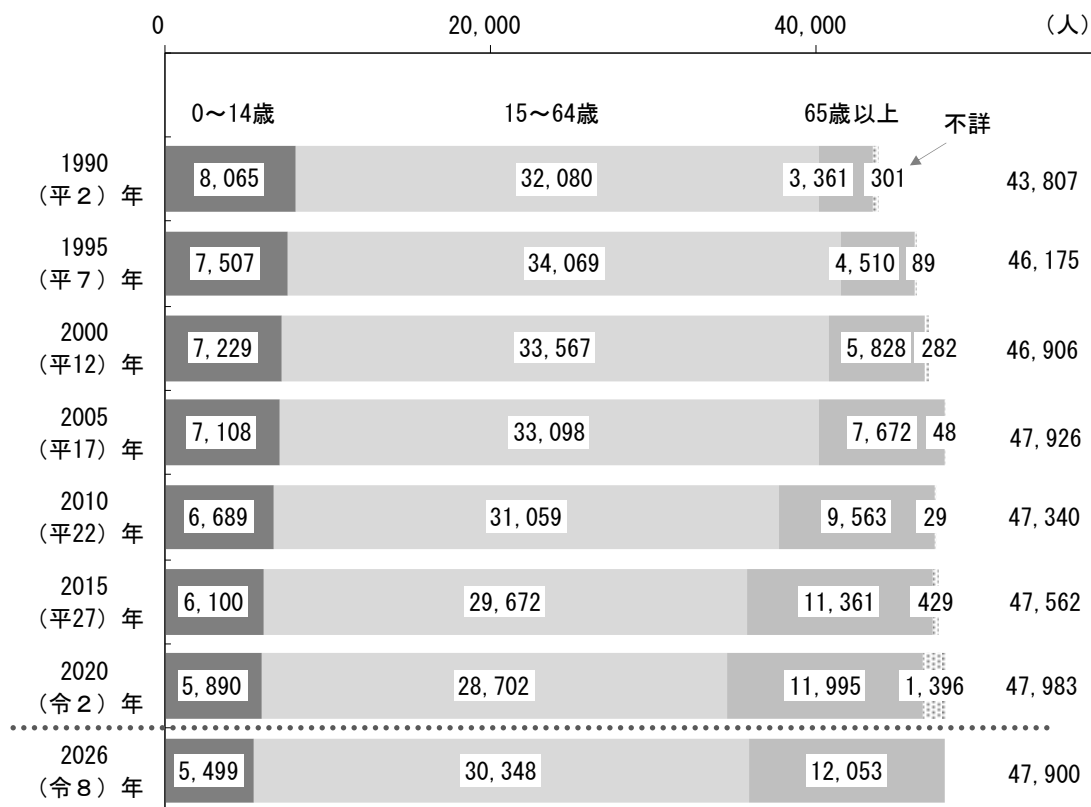
(1) 人口の推移

2026年（令和8年）7月1日現在、岩倉市の総人口は47,900人です。

国勢調査の結果で、1990年（平成2年）から2020年（令和2年）までの推移をみると、2005年（平成17年）までは右肩上がりに増加していましたが、それ以降は4万7千人台で横ばいに推移しています。

年齢区分別にみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向であるのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、1990年（平成2年）から2020年（令和2年）の30年間に8,634人増加し、約3.6倍になっています。同期間の総人口の増加が約1.1倍なので、いかに高齢者人口が増加しているかがわかります。

図表1 人口の推移



注：1990～2020年の総人口には年齢不詳が含まれます。

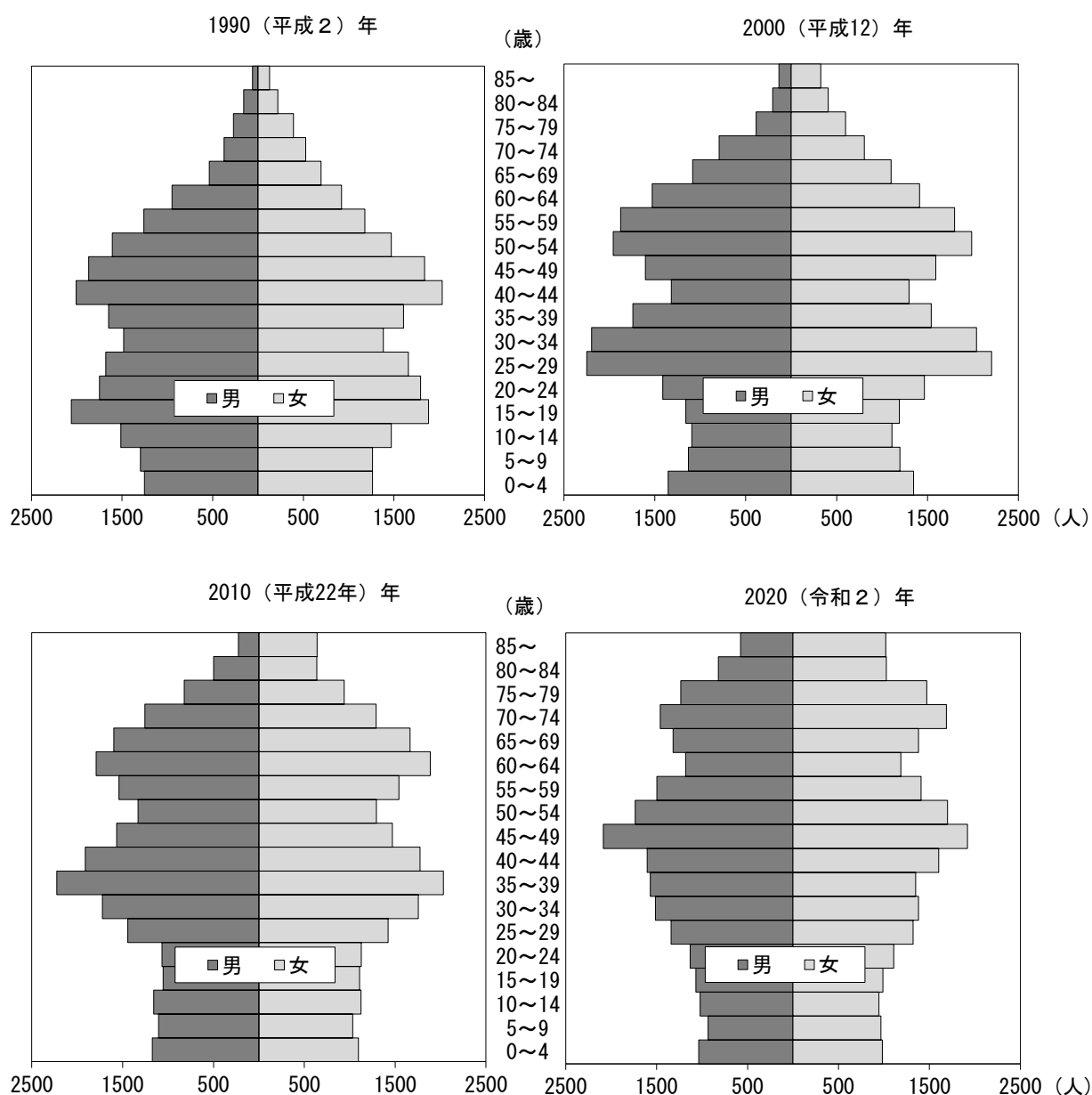
資料：1990～2020年は国勢調査、2026年は7月1日現在の住民基本台帳人口

(2) 人口ピラミッド

図表2は、1990年（平成2年）～2020年（令和2年）の岩倉市の男女別5歳年齢階級別人口（人口ピラミッド）の推移を10年ごとにみたものです。

団塊世代及びその子ども世代を含む年齢層の膨らみが上部に移動するとともに少子高齢化の進展により、底部に対し頭部が大きな不安定な形状に変わってきています。

図表2 人口ピラミッド



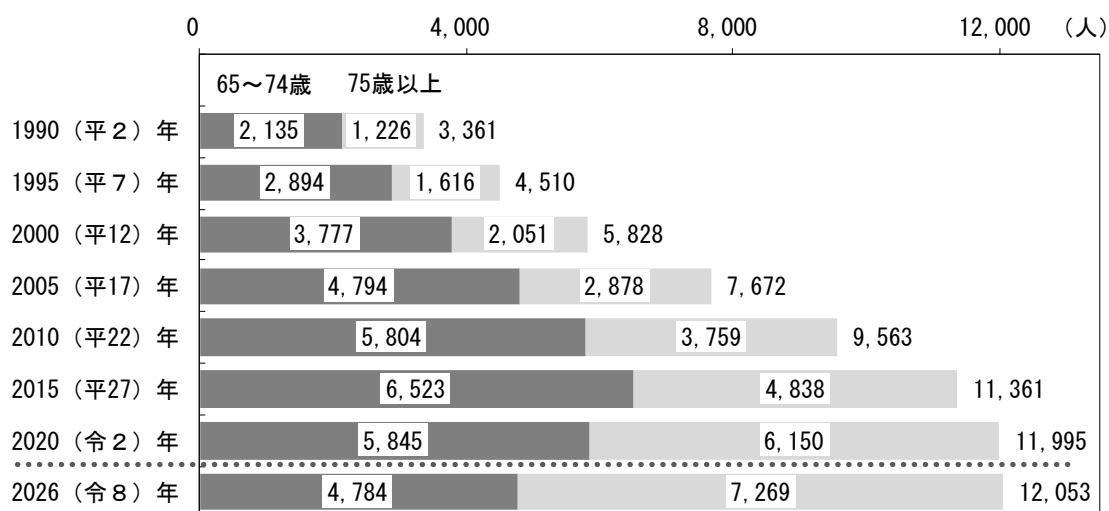
資料：国勢調査

(3) 高齢者人口の推移

岩倉市の高齢者人口（65歳以上人口）は2026年（令和8年）7月1日現在、12,053人で、65～74歳の前期高齢者は4,784人、75歳以上の後期高齢者は7,269人です。1990年（平成2年）から2020年（令和2年）の推移をみると、65～74歳が3,710人の増加で約2.7倍、75歳以上が4,924人の増加で約5倍と、特に介護リスクの高い75歳以上が著しく増加しています（図表3）。

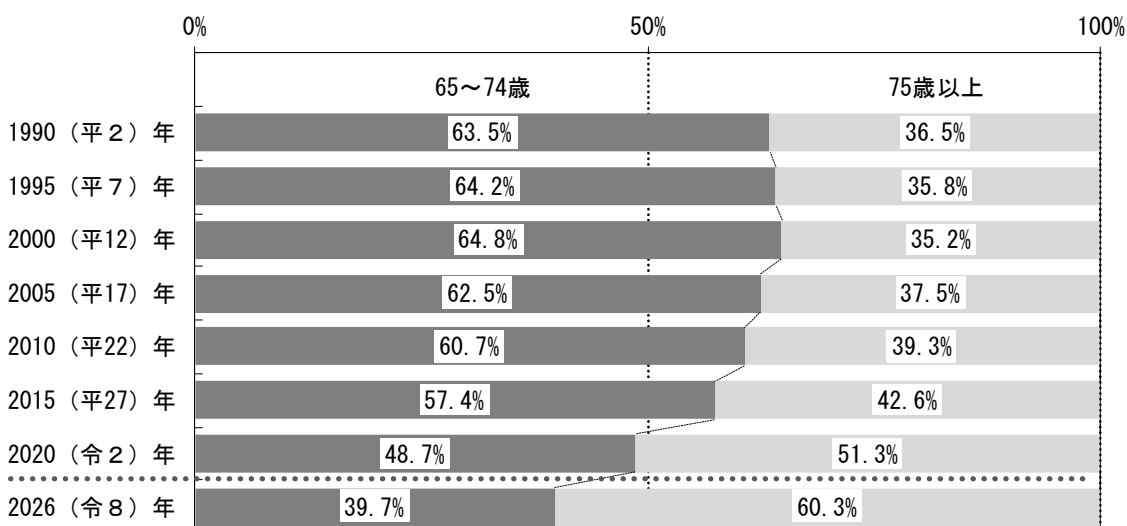
65～74歳人口と75歳以上人口の構成比率の推移をみると、長寿化の進展により、75歳以上の比率が上昇し、65～74歳の比率が低下する傾向にあり、2020年（令和2年）には75歳以上の比率が65～74歳の比率を上回っています（図表4）。

図表3 高齢者人口の推移



資料：1990～2020年は国勢調査、2026年は7月1日現在の住民基本台帳人口

図表4 65～74歳と75歳以上人口の構成比の推移



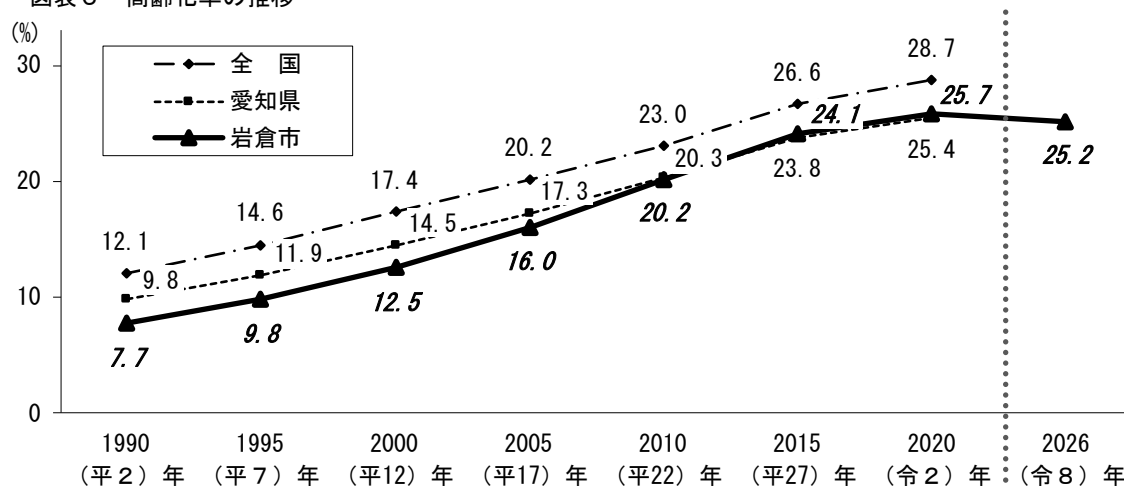
資料：1990～2020年は国勢調査、2026年は7月1日現在の住民基本台帳人口

(4) 高齢化率の推移

岩倉市の高齢化率は、2026年（令和8年）7月1日現在、25.2%です。国勢調査の結果で全国及び愛知県と比較すると、2020年（令和2年）の時点で、全国を3ポイント下回っている一方、県を0.3ポイント上回っています。1990年（平成2年）からの推移をみると、本市は、2005年（平成17年）までは県を1ポイント以上下回っていましたが、その後、急速に上昇し、2010年（平成22年）ではほぼ並び、2015年（平成27年）では逆転しました（図表5）。

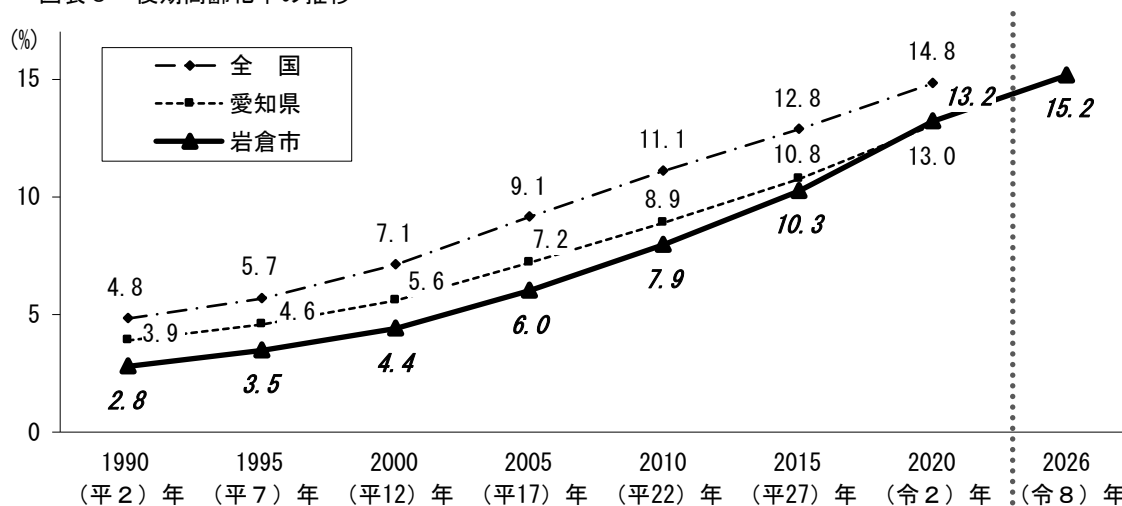
また、岩倉市の総人口に占める75歳以上人口の割合（後期高齢化率）は、2026年（令和8年）7月1日現在、15.2%です。2020年（令和2年）の時点では、全国を1.6ポイント下回っている一方、県を0.2ポイント上回っています。1990年（平成2年）からの推移をみると、2010年（平成22年）以降急速に上昇し、2020年（令和2年）では逆転しました（図表6）。

図表5 高齢化率の推移



資料：1990～2020年は国勢調査、2026年は7月1日現在の住民基本台帳人口

図表6 後期高齢化率の推移



資料：1990～2020年は国勢調査、2026年は7月1日現在の住民基本台帳人口

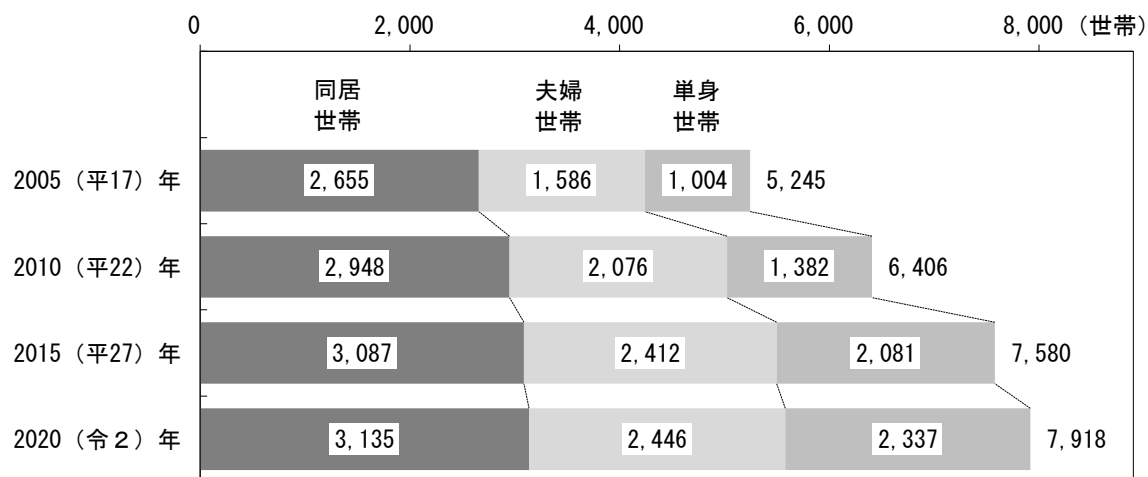
2 世帯の現状

(1) 高齢者のいる世帯の状況

岩倉市の高齢者のいる世帯は、2020年（令和2）年の国勢調査によると7,918世帯となっており、2005年（平成17）年から15年間で2,673世帯増加し約1.5倍になっています。世帯類型別にみると、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯）は860世帯増加し約1.5倍、高齢単身世帯は1,333世帯増加し約2.3倍になっています（図表7）。

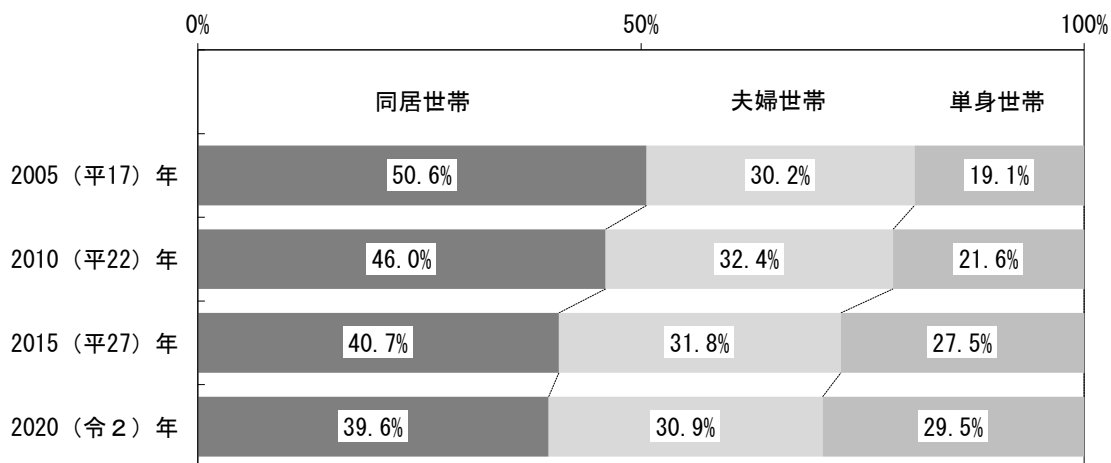
比率でみると、高齢単身世帯が上昇する一方、高齢者以外の家族との同居世帯は低下しています（図表8）。

図表7 高齢者のいる世帯の推移



資料：国勢調査

図表8 高齢者のいる世帯の類型割合の推移



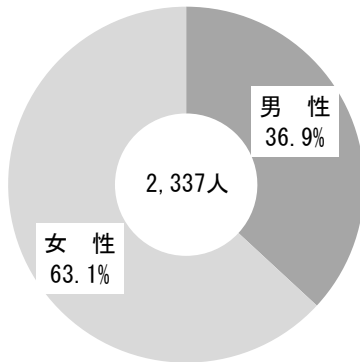
資料：国勢調査

(2) 高齢単身世帯

高齢単身世帯は女性が63.1%を占めています（図表9）。

年齢別にみると、70～74歳が23.6%と最も高い一方、75歳以上の合計は56.9%にのびります（図表10）。

図表9 高齢者単身世帯の性別



図表10 高齢単身世帯の性・年齢別

単位：人

区 分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
計	457	551	500	441	388	2,337
	19.6%	23.6%	21.4%	18.9%	16.6%	100.0%
男性	270	248	141	105	98	862
女性	187	303	359	336	290	1,475

資料：国勢調査（2020（令和2）年）

(3) 高齢夫婦世帯

高齢夫婦世帯を夫婦の年齢別にみると、夫婦ともに75歳未満の世帯が45.1%を占めていますが、夫婦ともに75歳以上の世帯が34.6%（846世帯）あります。

図表11 高齢夫婦世帯

単位：人

区 分		妻						計
		60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	
夫	65～69歳	188	251	34	4	2	–	479
	70～74歳	47	293	291	23	4	–	658
	75～79歳	9	48	350	217	20	3	647
	80～84歳	1	3	49	253	114	10	430
	85歳以上	–	1	2	30	120	79	232
	計	245	596	726	527	260	92	2,446

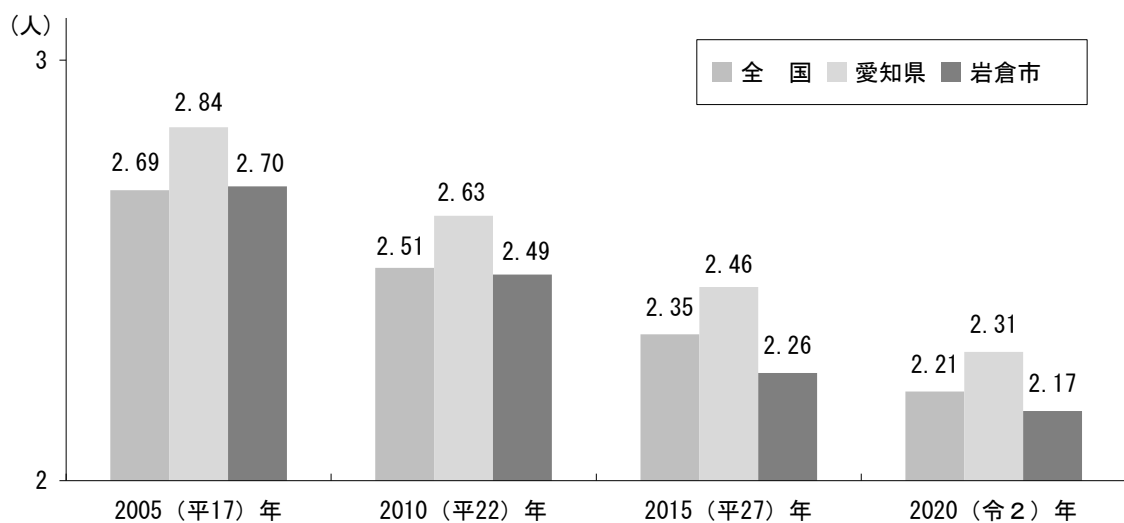
区 分		妻		計
		60～74歳	75歳以上	
夫	65～74歳	1,104 (45.1%)	33 (1.3%)	1,137 (46.5%)
	75歳以上	463 (18.9%)	846 (34.6%)	1,309 (53.5%)
	計	1,567 (64.1%)	879 (35.9%)	2,446 (100.0%)

資料：国勢調査（2020（令和2）年）

(4) 高齢者のいる世帯の平均世帯人員

岩倉市の高齢者のいる世帯の平均世帯人員は、2020年（令和2）年では2.17人となっており、全国及び愛知県を下回っています。2005年（平成17）年以降の推移をみると、世帯規模は縮小しており、高齢単身世帯の増加からわかるように、今後もこの傾向は続くことが予測され、家庭における介護力の低下は否めません。

図表12 高齢者のいる世帯の平均世帯人員の推移

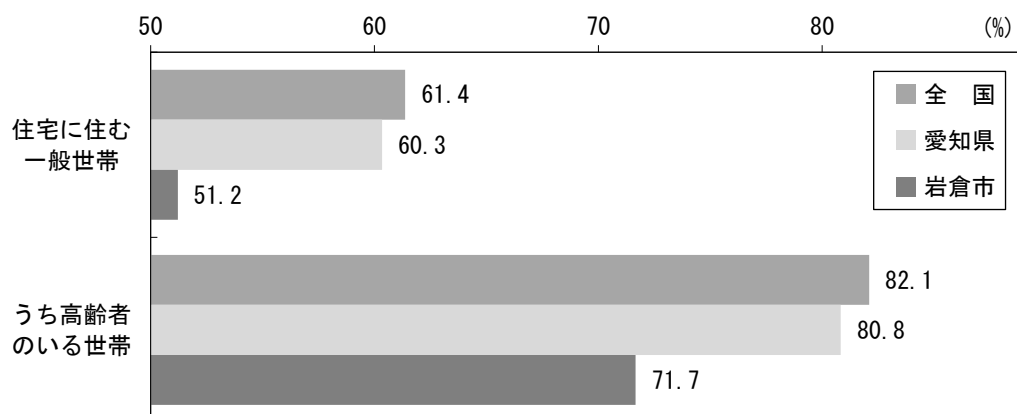


資料：国勢調査

(5) 住宅の状況（持ち家率）

岩倉市の高齢者のいる世帯の持ち家率は71.7%となっており、一般世帯の持ち家率を20ポイント以上上回っています。一方、全国及び愛知県との比較では、全国を10.4ポイント、県を9.1ポイント下回っています。

図表13 持ち家率



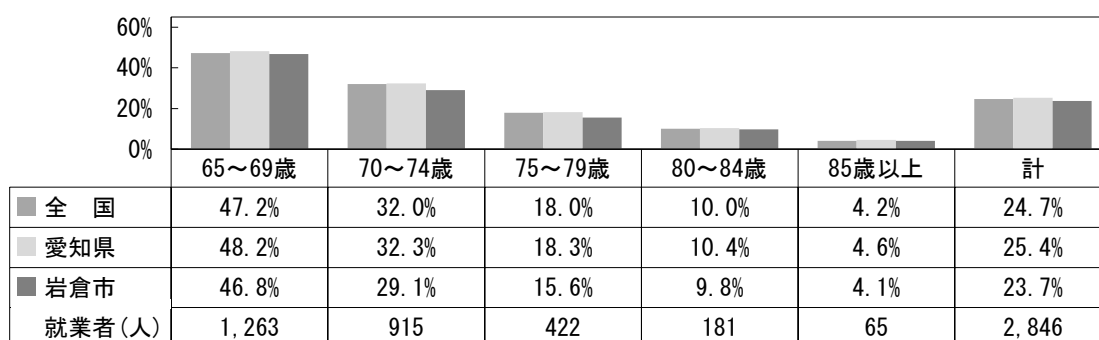
資料：国勢調査（2020（令和2）年）

3 就業の状況

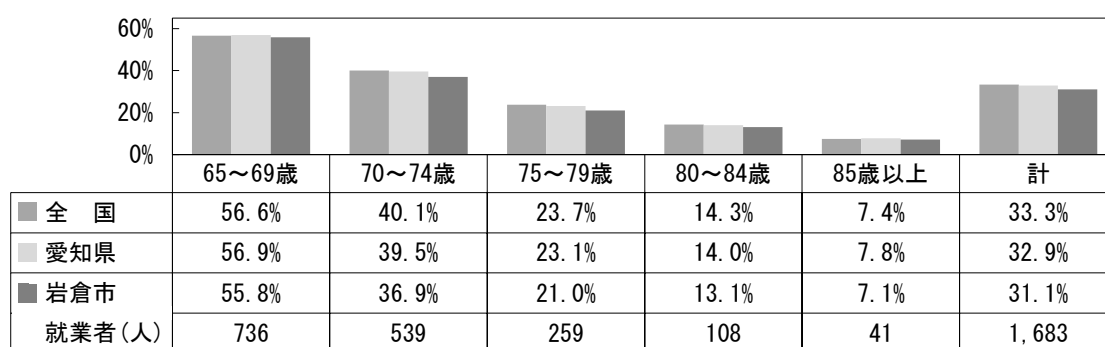
岩倉市の65歳以上の就業者は2,846人、就業率は23.7%です。全国及び県と比較して、やや低くなっています。性・年齢別にみると、男性の65～69歳では55.8%と過半数が働いています。

図表14 就業率

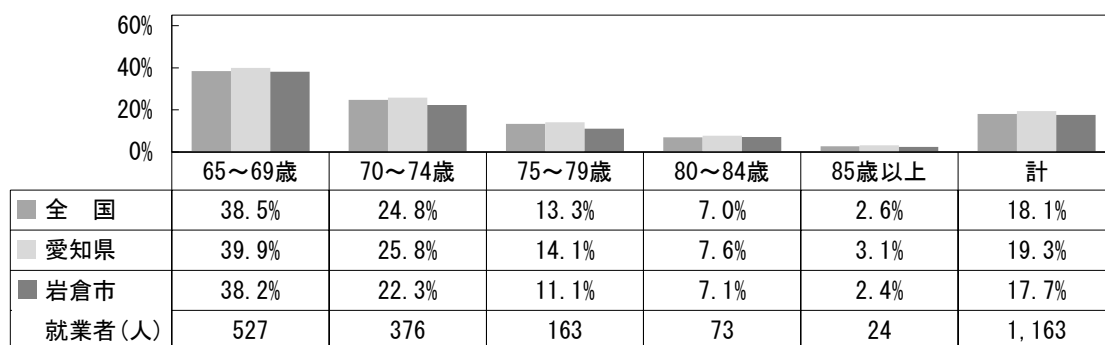
①全体



②男性



③女性



資料：国勢調査（2020（令和2）年）

4 認知症の現状

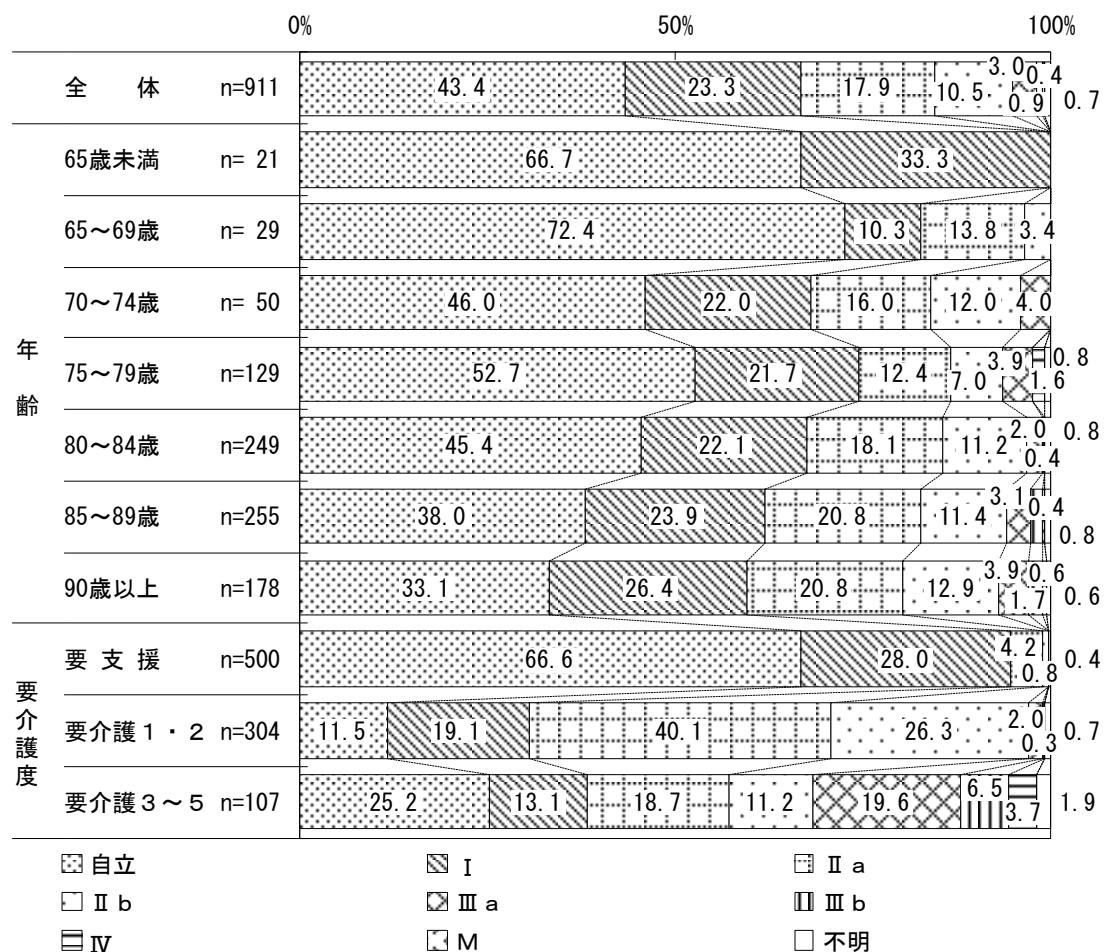
(1) 認知症高齢者の日常生活自立度

要支援・要介護認定では、認定調査や主治医意見書の中で「認知症高齢者の日常生活自立度」の指標が使われています。その判定基準にしたがって、要支援・要介護認定者のうち高齢者等の生活と介護についてのアンケートの回答者の自立度をみると、「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ」がみられるようになる＜Ⅱ以上＞が32.7%となります。

年齢別にみると、＜Ⅱ以上＞は年齢が上がるにしたがい高くなる傾向にあり、90歳以上では39.9%となっています。

要介護度別にみると、要介護1・2ではⅡが66.4%を占めており、Ⅲ以上は2.3%です。一方、要介護3～5ではⅡは29.9%ですが、Ⅲ以上が29.8%と30%近くを占めています。

図表15 認知症高齢者の日常生活自立度



資料：岩倉市高齢者等の生活と介護についてのアンケート（令和7年度）

〔参考〕 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

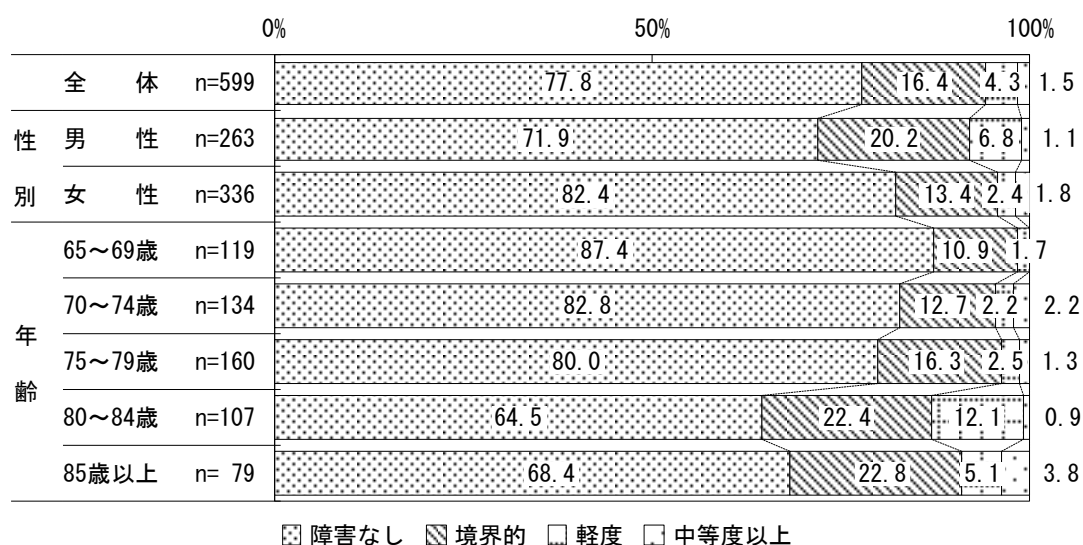
レベル	判断基準
I	「何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している状態」基本的には在宅で自立した生活が可能なレベルです。
II a	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態」
II b	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内で見られるようになるが、誰かが注意していれば自立できる状態」
III a	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが主に日中を中心に見られ、介護を必要とする状態」
III b	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間にも見られるようになり、介護を必要とする状態」
IV	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態」
M	「著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態」

(2) 要支援・要介護認定を受けていない高齢者の認知症の状況

要支援・要介護認定を受けていない高齢者の認知症の状況について、高齢者等の生活と介護についてのアンケートの結果から認知機能の障害程度の指標として有用とされる評価方法であるC P Sでみると、「障害なし」が77.8%を占めていますが、「境界的」（1レベル）が16.4%、「軽度」（2レベル）が4.3%、「中等度以上」（3レベル以上）が1.5%あります。

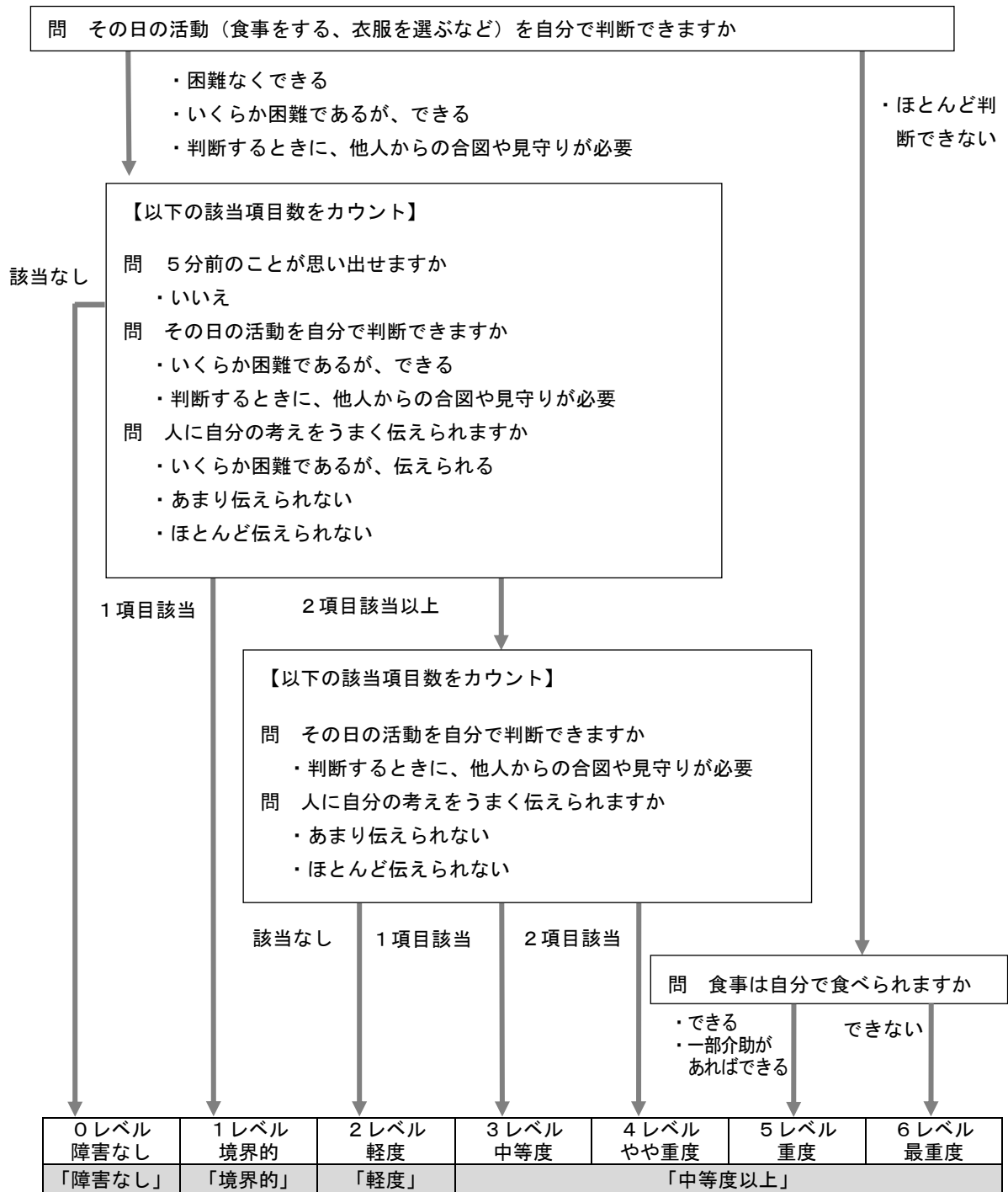
年齢別では、80歳以上になると、「障害なし」が60%台となります。

図表16 要支援・要介護認定を受けていない高齢者の認知機能障害程度（C P S）



資料：岩倉市高齢者等の生活と介護についてのアンケート（令和7年度）

〔参考〕認知機能障害程度（CPS）の評価方法



5 要支援・要介護認定者の現状

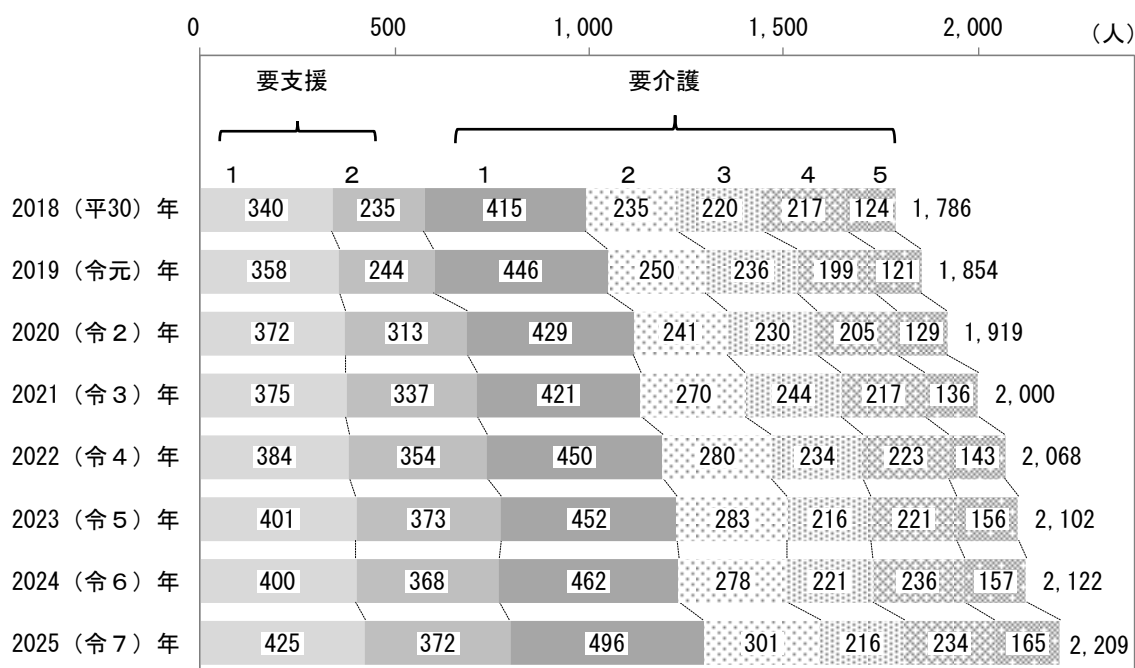
(1) 認定者数の推移

2025年（令和7年）9月末現在、要支援・要介護認定者数は2,209人です。2018年（平成30年）以降の推移をみると右肩上がりに増加が続いています（図表17）。

また、認定者の要介護度別の比率を全国、県と比較すると、岩倉市は軽度者の割合が高く、特に要支援1は全国及び県を4ポイント以上上回っています（図表18）。

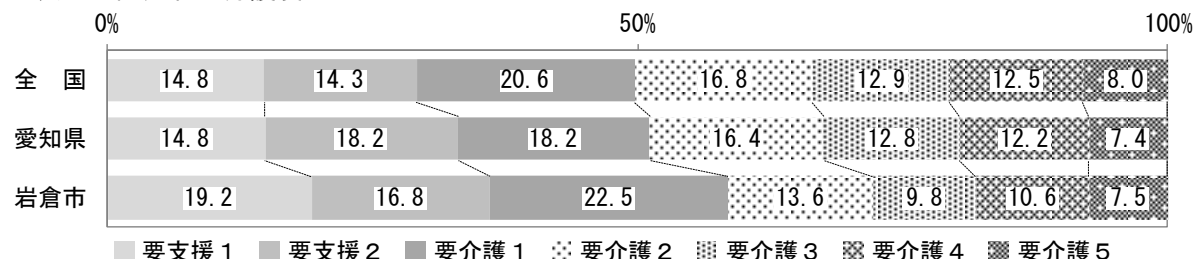
2025年（令和7年）9月末現在の要介護度別の認定者数と認定率をみると、65歳以上の第1号被保険者の認定者は2,151人、第1号被保険者の17.8%にあたります。また、75歳以上の認定者の割合は27.2%と、75歳以上の4人に1人以上が認定者となっています（図表19）。

図表17 認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

図表18 認定者の介護度



資料：介護保険事業状況報告（2025（令和7）年9月末現在）

図表19 要支援・要介護認定者数

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	417	358	489	289	213	227	158	2,151
	3.4%	3.0%	4.0%	2.4%	1.8%	1.9%	1.3%	17.8%
	65～74歳	33	42	26	24	14	21	176
		0.7%	0.9%	0.5%	0.5%	0.3%	0.4%	3.6%
	75歳以上	384	316	463	265	199	206	1,975
		5.3%	4.4%	6.4%	3.7%	2.7%	2.8%	27.2%
第 2 号被保険者	8	14	7	12	3	7	7	58
計	425	372	496	301	216	234	165	2,209

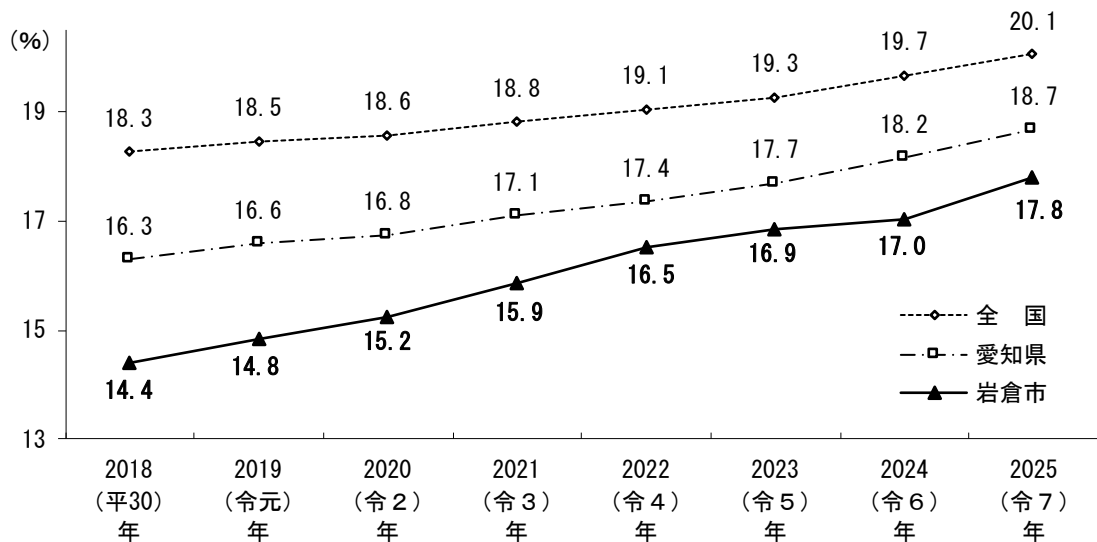
注：下段は各人口に対する割合（第1号被保険者数＝12,090人、65～74歳＝4,840人、75歳以上＝7,250人）

資料：介護保険事業状況報告（2025（令和7）年9月末）

(2) 要支援・要介護認定率の推移

第1号被保険者数に対する65歳以上の認定者数の割合（認定率）の推移をみると、2018年（平成30年）以降、上昇が続いています。また、いずれの年においても全国、県平均を下回っているものの、その差は年々小さくなっています。

図表20 要支援・要介護認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

6 介護保険給付費の現状

(1) 第1号被保険者1人あたり給付月額

岩倉市における2023年（令和5年）の調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額をみると、在宅サービスは9,381円、施設・居住系サービスは8,252円となっており、ともに県及び全国よりも低くなっています。

図表21 第1号被保険者1人あたり給付月額の状況（全国・県との比較） 単位：円

区 分		合 計	在宅サービス	施設・居住系サービス
調整済み第1号被保険者1人あたり給付費 (令和5年)	全 国	20,681	10,755	9,926
	愛知県	19,491	10,608	8,883
	岩倉市	17,633	9,381	8,252

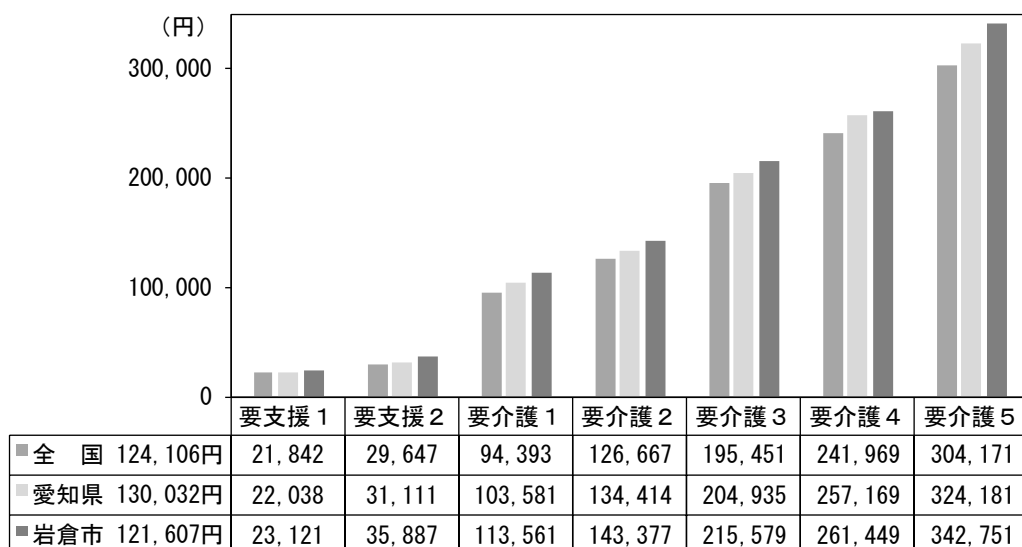
注：「調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額」とは給付費の多寡に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域区分別単価」の影響を除外した給付月額

資料：地域包括ケア「見える化」システム（2026（令和8）年6月10日取得）

(2) 受給者1人当たり在宅サービス給付月額

岩倉市における2025年度（令和7年度）の受給者1人あたり給付月額費をみると、いずれの介護度においもて全国及び愛知県を上回っています。一方、全体では121,607円と、全国の124,106円、愛知県の130,032円を下回っています。これは図表18でみたとおり、岩倉市は軽度者の割合が高いためと考えられます。

図表22 受給者1人当たり在宅サービス給付月額の状況（令和7年度）



資料：地域包括ケア「見える化」システム（2028（令和8）年6月10日取得）

(3) サービス別にみた第1号被保険者1人あたり給付費

サービス別に調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額を全国、愛知県と比較すると、通所リハビリテーション及び介護老人保健施設が全国、愛知県を上回っています。

図表23 サービス別の調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額 単位：円

区 分	区 分	全 国	愛知県	岩倉市
調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額 【令和5年】	訪問介護	1,767	1,952	1,586
	訪問看護	568	629	418
	通所介護	2,543	2,558	1,337
	通所リハビリテーション	949	972	2,083
	短期入所生活介護	861	788	832
	福祉用具貸与	694	682	541
	地域密着型通所介護	808	748	408
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3,797	3,252	3,048
	介護老人保健施設	2,636	2,546	3,199
	認知症対応型共同生活介護	1,408	1,225	1,309
	特定施設入居者生活介護	1,162	982	696

注：「調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額」とは給付費の多寡に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域区分別単価」の影響を除外した給付月額

資料：地域包括ケア「見える化」システム（2026（令和8）年6月10日取得）

第10期

岩倉市高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画（骨子案）

目 次

I	計画の策定について	
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格及び期間.....	4
3	計画策定の方法	5
	（参考）第10期介護保険事業計画のポイント（基本指針の概要）	7
4	圏域の設定	9
II	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	10
2	基本目標	12
3	計画の体系	14

I 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

- 2026年（令和8年）7月1日現在、本市の65歳以上人口は12,053人、高齢化率は25.2%と市民の4人に1人以上が高齢者となっています。また、要支援・要介護状態になるリスクの高い75歳以上の人口割合は15.2%であり、今後さらに長寿化が進み、介護の需要は高くなるものと予測されます。

- こうした中、国においては、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、さらなる介護人材の不足や財源の逼迫が懸念される2040年を見据え、2026年（令和8年）6月に制度改正が行われました。

○制度改正の概要〔社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）〕

- ・ 中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型として「特定地域サービス」を創設
- ・ 地域のサービス提供主体が少ない場合には、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設（全国一律の人員・運営基準ではサービス維持が困難となる地域を念頭に、制度面での弾力化を図る）
- ・ 介護支援専門員について、研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止し、代わりに、資質保持・向上のため都道府県が実施する研修の受講を義務付ける
- ・ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入。その上で、入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し、原則1割の利用者負担を求める
- ・ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、併せて相談体制等の整備を図る
- ・ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする 等

- この制度改正を踏まえ、国は現在、第10期介護保険事業計画の基本指針の見直しを行っています。

- 2026年（令和8年）6月29日の社会保障審議会介護保険部会において示された基本指針案では、第10期介護保険事業計画について、2040年を見据えた中長期的な推計を基本に、地域の実情に応じたサービス提供体制を構築する考え方が示されました。地域類型ごとのサービス基盤の確保、医療・介護連携の一層の推進、高齢者向け住まいの状況把握などを計画の重要項目に位置づけられました（7頁参照）。
 - また、2024年（令和6年）には「認知症施策推進基本計画」が閣議決定されました。今後は「新しい認知症観」のもと、認知症の人本人の声を尊重しつつ、認知症になってからも誰もが自分らしく暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現や相談支援の充実に努めなければいけません。
 - さらに、政府の設置する「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会において、介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援などを進める方向が打ち出されており、AIやICT等のテクノロジーの活用も含めた持続可能な介護保険サービスや福祉サービスの構築を図ることが重要です。
- 
- 本市では、2024年（令和6年）3月に「第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（以下「第9期計画」といいます。）を策定し、「みんないきいき 居場所のある地域共生社会をめざして」を基本理念に掲げ、市民が医療や介護を必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「いわくら版地域包括ケア」の構築を進めるとともに、多様な主体が役割を分かち合いながら協働してまちづくりを進めていく「地域共生社会」の実現をめざし、介護保険をはじめ高齢者施策を進めてきました。
 - 2026年度（令和8年度）には、第9期計画が終期を迎えるため、国の動向や2025年度（令和7年度）に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、「岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（以下「本計画」または「第10期計画」といいます。）を策定します。

2 計画の性格及び期間

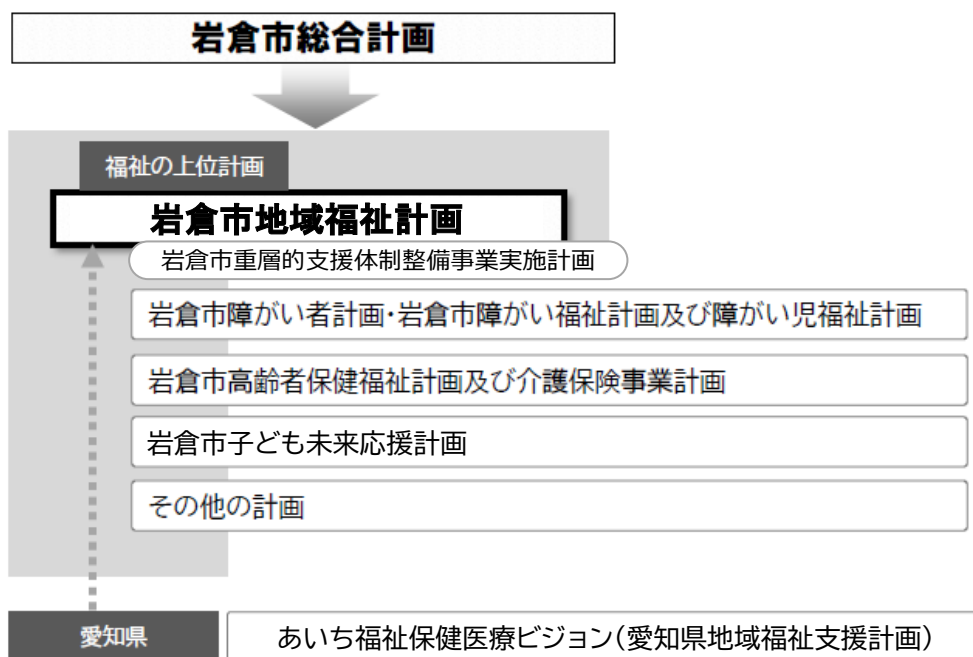
(1) 計画の法的な位置づけ

- 本計画は、老人福祉法第20条の8に定められている市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条に定められている市町村介護保険事業計画を一体化した計画です。
- また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」といいます。）第13条第1項の規定に基づく市町村認知症施策推進計画を包含しています。

(2) 他計画との整合性

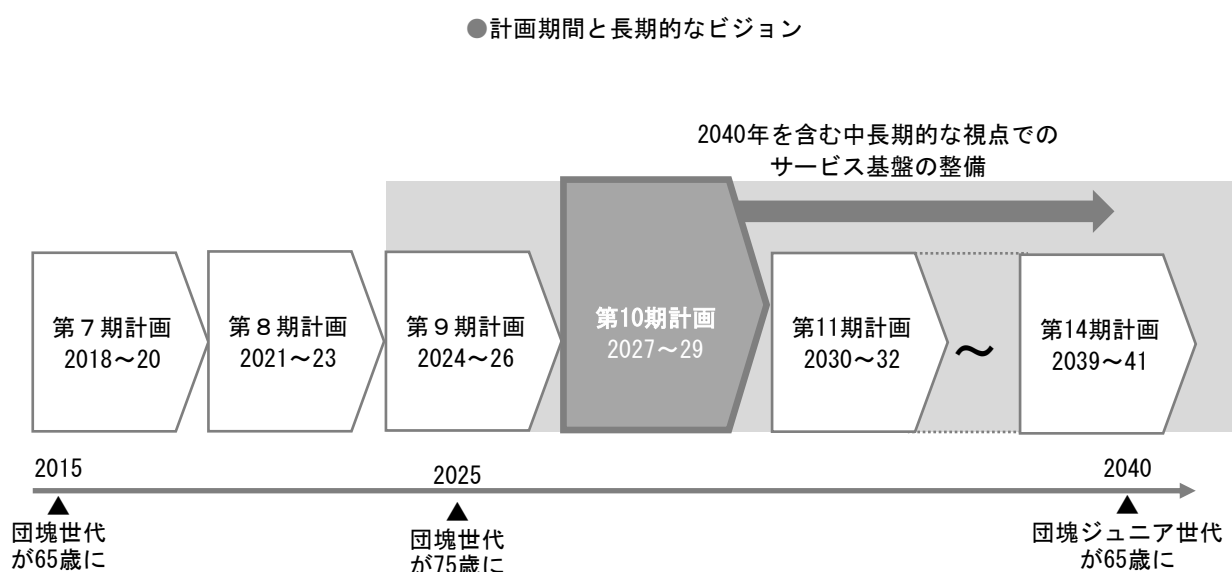
- 本計画は、「岩倉市総合計画」「岩倉市地域福祉計画」「岩倉市障がい者計画」「岩倉市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」等関連計画との整合性を図り策定します。

●福祉関連計画の位置づけ



(3) 計画の期間

- 本計画の対象期間は、2027年度（令和9年度）～2029年度（令和11年度）の3年間です。
- なお、被保険者数、要介護・要支援認定者数、介護給付等対象サービスの種類ごとの量、給付費、保険料等の推計にあたっては、団塊ジュニア世代が65歳以上に到達する令和22年度（2040年度）を含む中長期的な推計を行います。



3 計画策定の方法

(1) 策定体制

- 高齢者保健福祉施策、認知症施策及び介護保険事業の円滑な運営を図るためには、幅広い関係者の協力を得て、本市の実情に応じた計画を策定する必要があります。このため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者などの意見・提案を計画に反映させるよう高齢者保健福祉計画等推進委員会を設置しました。

(2) ニーズ等の把握

■本計画の策定にあたって、対象者の健康状態や生活習慣、介護保険サービス、保健福祉サービスの利用状況やニーズ等を把握するために、2025年度（令和7年度）に高齢者等の生活と介護についてのアンケート調査（「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」の内容を含みます。）を実施しました。

■調査の設計

対象者の種類	調査対象者	抽出方法	調査基準日	調査期間	調査方法
一般高齢者	65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人	無作為	令和7年 11月1日	令和7年 11月21日 ～ 令和7年 12月10日	配布：郵送 回収：郵送およびWeb
在宅認定者	施設・居住系サービス利用者を除く要支援の認定を受けている人	全数			
	施設・居住系サービス利用者を除く要介護1～5の認定を受けている人	全数			
介護支援専門員	介護支援専門員業務従事者（利用実績が月2件以上の県内事業者）	全数			
介護サービス提供事業所	介護サービス提供事業所の事業者（利用実績が月2件以上の名古屋市内を除く県内事業者）	全数			

■回収結果

調査票の種類	配布数	回収数			回収率	有効回答数	有効回答率
		郵送	Web	合計			
一般高齢者	1,000	584	49	633	63.3%	628	62.8%
在宅認定者	1,762	854	78	932	52.9%	911	51.7%
要支援1・2	801	484	22	506	63.2%	500	62.4%
要介護1～5	961	370	56	426	44.3%	411	42.8%
介護支援専門員	(52事業所※)	29	25	54		54	
介護サービス提供事業所	126	59	39	98	77.8%	98	77.8%

※事業所とは、居宅介護支援・介護予防支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び地域包括支援センターであり、当該事業所の協力により、所属する介護支援専門員へ配布

(参考) 第10期介護保険事業計画のポイント（基本指針案の概要）

国は、第10期介護保険事業計画の策定に向け、現在、基本指針の見直しを行っています。令和8年6月29日に開催された社会保障審議会介護保険部会では以下のポイントについてあげられています。

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- 市町村と都道府県は、**2040年度（令和22年度）を含む中長期的な介護サービス見込量を推計**し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を交えてサービス提供体制のあり方を検討。さらに、計画策定過程で議論すべき内容や確認すべき指標、ロジックモデルやPDCAサイクルの活用について明記。
- 地域類型ごとのサービス基盤については、**中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等**に分け、時間軸と地域軸の両面から計画を策定。**中山間・人口減少地域**においては、人材確保や生産性向上、**新たな類型を含む特例的な介護サービス**の活用などを検討。
- 医療・介護連携**では、85歳以上で医療・介護の複合ニーズを抱える高齢者が増えることを踏まえ、在宅医療、入退院支援、急変時対応、看取り、認知症対応などを含めた連携体制を整える。新たな地域医療構想が外来・在宅・介護との連携を視野に入れていることを踏まえ、介護にかかる必要な対応を検討。
- 高齢者向け住まいについては、**有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居状況、入居定員、要介護者等の状況を踏まえ**、介護サービス基盤を考える。改正住宅セーフティネット法を踏まえ、住宅部局と福祉部局の連携を重視。

2. 地域包括ケアシステムの深化

- 総合事業の**多様なサービス・活動の充実**に加え、**地域活動も含めて地域づくりを進める**。
- 頼れる身寄りがない高齢者等**への相談対応や切れ目のない支援、**認知症基本法と認知症施策推進基本計画を踏まえた取組**も盛り込む。

3. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- 人材確保、生産性向上、経営改善支援を一体的に取り組むとし、都道府県が主体となり、**介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上を促す協議会**を設ける。
- テクノロジーの活用、協働化・大規模化、外国人材の受入環境整備なども含め、単なる人手不足対策にとどまらず、経営基盤の強化まで含めた内容とする。

●第9期と第10期の基本指針の比較

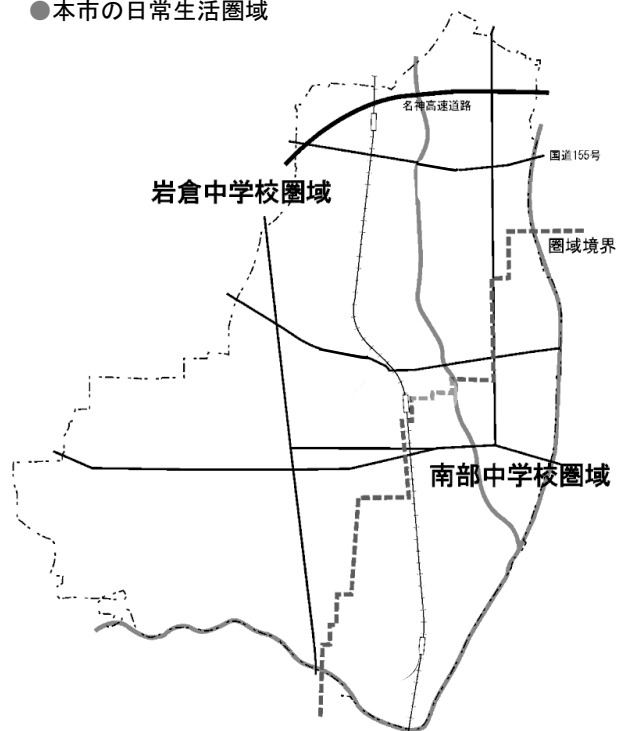
項 目	第9期基本指針	第10期基本指針（案）	変更点
基本的な考え方	地域包括ケアシステムの深化・推進	2040年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進	2040年を見据えた中長期的視点をより明確化
サービス基盤整備	将来推計を踏まえた計画	2040年頃まで見通したサービス需要・人材需要・人口構造の分析を実施	
	介護需要を踏まえた基盤整備	地域ごとの人口動態・介護需要に応じたサービス提供体制の構築	地域特性を踏まえた供給体制を強化
医療・介護連携	在宅医療・介護連携の推進	在宅医療・介護連携の推進と、地域の医療提供体制の変化を踏まえた介護サービス基盤の整備	医療・介護連携の強化
住まい	高齢者の住まいとの連携	住まいの確保・居住支援と介護サービスを一体的に検討	住まい施策との連携を明確化（新規）
身寄りのない高齢者への支援	—	身元保証、入退院・入所支援、死後事務等を含めた支援体制の整備	新たな視点として追加（新規）
認知症施策	認知症施策推進大綱等を踏まえ推進	認知症基本法を踏まえた施策推進、本人・家族支援、意思決定支援	法制定を踏まえた新たな位置付け（新規）
権利擁護	成年後見制度利用促進	意思決定支援・権利擁護支援を推進	本人意思を重視
介護人材	人材確保・定着	人材確保に加え、生産性向上・DXを推進	ICT・介護テクノロジーを重点化
保険者機能	PDCAによる評価	データ分析・科学的介護を活用した施策評価	データ活用を強化

4 圏域の設定

(1) 日常生活圏域

- 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、市内を日常生活圏域に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスの整備を進めています。
- 日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、保険者ごとに定めることとされています。
- 本市においては、ひとり暮らし高齢者数の構成割合や介護サービス基盤のバランスなどを考慮して、これまで中学校区を日常生活圏域と設定してきました。第10期計画においても、岩倉中学校圏域と南部中学校圏域の2圏域とします。

●本市の日常生活圏域

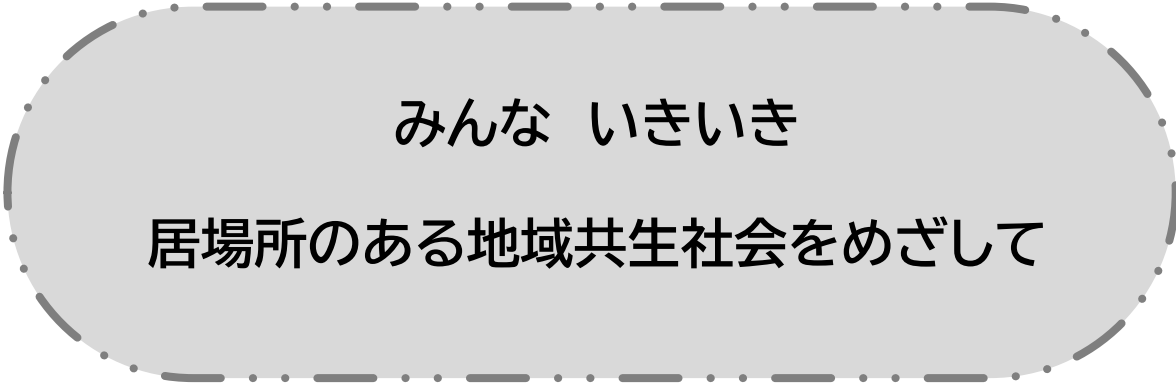


(2) 老人福祉圏域

- 広域的な対応を必要とする事項については、都道府県の定める老人福祉圏域で調整することとされています。愛知県の老人福祉圏域は、12圏域に分かれており、本市は、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、大口町、扶桑町及び本市で構成する尾張北部圏域に属しています。
- なお、この老人福祉圏域は、愛知県地域保健医療計画に定める2次医療圏と同様です。

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 基本理念



みんな いきいき 居場所のある地域共生社会をめざして

第5次岩倉市総合計画では、市民の誰もが、健幸※に、いつまでも住み続けたいと思えるまち、住んでみたくなるまちづくりを、多様な主体が役割を分かち合いながら協働して進めていく「マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす」を基本理念として掲げています。

※健幸：「健康で幸せ」な状態を表す造語です。健幸という言葉には、誰もがいつまでも体も心も健康でいきいきと幸せになれるまちをみんなで育んでいこうという思いが込められています。

2025年度（令和7年度）に実施した高齢者等の生活と介護についてのアンケート調査の結果によると、「高齢者」のイメージについては、「経験や知識が豊かである」「ボランティアや地域の活動で、社会に貢献している」「時間にしばられず、好きなことに取り組める」「貯蓄や住宅などの資産があり、経済的にゆとりがある」といった前向きなイメージが3年前の調査結果に比べ高くなっています。

本市では、これまで団塊世代が75歳以上となる2025年（令和7年）に向け、地域包括ケアシステム（いわくら版地域包括ケア）の充実を図ってきましたが、次は2040年（令和22年）を見据える必要があります。生産年齢人口が減少し、介護と医療の二重負担を抱える85歳以上人口が増加するとともに、認知症の人や頼れる身寄りのない高齢者等の増加が見込まれる中、誰もが居場所のある共生社会をつくるためには、高齢者が「支えられる側」ではなく、地域社会を「支える側」として活躍できるまちづくりが求められており、高齢者がいつまでも健康で

いきいきと生活すること、すなわち健康寿命の延伸を図ることがますます重要となっています。

また、8050問題、ダブルケアなど複雑で複合的な地域の福祉課題に対処するため、多くの専門職と住民の協働による重層的な支援体制の構築が重要となってきました。

本市がめざしている「健康で幸せ」な「誰もが居場所のある共生社会」を実現するために、本計画では、第9期計画の基本理念を継承し、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし、生きがいを感じながら活躍できるまちづくりをめざします。

2 基本目標

「基本理念」を実現するために、次の4つの「居場所」のあるまちづくりを基本目標として計画を推進していきます。

基本目標1 ずっといられる居場所のあるまちづくり

- ▶2040年を見据え、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続け、最期まで自宅にいられるよう、保健・医療・福祉・介護の専門職の連携体制と地域住民による見守りをはじめ住民が主体となった支援体制の強化を図り、本市における地域包括ケアシステム（いわくら版地域包括ケア）をさらに深化・推進します。
- ▶8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど複雑で複合的な福祉課題を抱える高齢者とその家族を誰一人取り残さないよう、「岩倉市重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、包括的相談支援、参加支援、地域づくり、アウトリーチを通じた継続的支援を多機関協働で推進します。
- ▶頼れる身寄りのいない高齢者をはじめ誰もが住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせるよう、生活支援の充実を図るとともに、意思決定、権利擁護に向けた支援体制の整備を推進します。
- ▶高齢者はもとより、障がいのある人や子育て中の人など誰もが気軽に外出できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを進めていきます。

基本目標2 いきいきと輝く居場所のあるまちづくり

- ▶高齢者がいきいきと“役立ち感”を持って活動することは、高齢者自身の心身の健康保持し、フレイル（虚弱）になることを防ぎます。また、高齢者の地域における活動は、地域住民同士の結びつきを強め、地域全体の活性化につながると考えられます。高齢者が自らの知識や経験を活かし活動できる場や機会の創出を支援していきます。

- ▶高齢者が楽しみながら健康づくり・フレイル対策に取り組めるよう、これまで進めてきた介護予防の取組や「通いの場」づくりを、アクティブシニア（活発に活動したいと考えている高齢者）の支え手としての参加も含め、地域リハビリテーションの観点で、さらなる充実を図ります。

基本目標３ 認知症になっても自分らしく暮らせる居場所のあるまちづくり

- ▶誰もが認知症になり得ることを前提に、認知症になっても希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」についてできる限り多くの市民に理解を深めてもらうための取組を推進します。
- ▶認知症の人と家族が地域において安心して居られる場所や、見守りネットワークづくりを推進します。
- ▶認知症の人の声を聴きながら、ハード・ソフト面にわたる社会的な障壁を除去し、社会参加の機会の確保を図ります。
- ▶市民が「新しい認知症観」に立った科学的知見に基づく認知症予防に取り組めるよう、予防に関する知識の普及を図るとともに効果的な予防プログラムを実践していきます。

基本目標４ 介護を安心して受けられる居場所のあるまちづくり

- ▶2040年度を見据えた中長期的な推計に基づき介護サービスの基盤整備を進めます。
- ▶介護を必要とする人本人の生活の質の向上を図るとともに、家族介護者の負担を軽減することにより、本人や家族の望む介護が継続できるよう、適切な介護サービスの利用を促進するとともに、地域密着型サービスの更なる普及に努め、本市における在宅介護の可能性を高めていきます。
- ▶本市における介護保険サービスの質を担保するため、福祉・介護人材の確保と定着の支援について、地域全体で取り組める環境を整えていきます。
- ▶2040年を見据えながら、福祉・介護を支える人材の確保・育成とDXの推進による介護現場の生産性向上を官民協働で推進します。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
みんな いきいき 居場所のある地域共生社会をめざして	＜基本目標１＞ ずっといられる 居場所のあるまちづくり	1 地域包括ケアシステムの推進 2 高齢者への生活支援の充実 3 見守りネットワークと支え合いの体制づくりの取組 4 居住環境の確保 5 住み良いまちづくりの推進 6 安全・安心のまちづくりの推進 7 福祉教育の充実
	＜基本目標２＞ いきいきと輝く 居場所のあるまちづくり	1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 2 フレイル（虚弱）対策の充実 3 疾病の予防・重度化予防の充実（保健事業との一体的な推進） 4 生涯学習・生涯スポーツの充実 5 多様な社会活動等への参加支援
	＜基本目標３＞ 認知症になっても自分らしく暮らせる居場所のあるまちづくり	1 認知症への正しい理解の普及と認知症バリアフリーの推進 2 認知症の人の居場所づくりと社会参加支援の推進 3 認知症支援施策の充実 4 若年性認知症に対する支援の充実 5 認知症予防の推進
	＜基本目標４＞ 介護を安心して受けられる居場所のあるまちづくり	1 自立支援・重度化防止への取組と目標 2 居宅サービスの充実 3 施設・居住系サービスの充実 4 介護保険事業の円滑な運営 5 高齢者の権利擁護・虐待防止 6 福祉・介護人材の確保・定着の支援